

令和3年第1回定例会3月定例会議

中之条町議会議録

令和3年 3月 3日 再開

令和3年 3月26日 散会

中之条町議会

令和3年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和3年3月3日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	令和3年3月3日 午前9時30分						
	散会	令和3年3月3日 午後1時36分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		7番 関 常明	8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

和 3 年第 1 回中之条町議会定例会 3 月定例会議議事日程（第 1 号）

（令和 3 月 3 日午前 9 時 3 0 分開議）

第 1 会議録署名議員指名

第 2 審議期間の決定

第 3 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計予算

議案第 2 号 令和 3 年度中之条町国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 3 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計予算

議案第 5 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算

議案第 6 号 令和 3 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算

議案第 7 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算

議案第 8 号 令和 3 年度中之条町下水道事業特別会計予算

議案第 9 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 10 号 令和 3 年度中之条町発電事業特別会計予算

議案第 11 号 令和 3 年度中之条町自動車教習所事業会計予算

議案第 12 号 令和 3 年度中之条町上水道事業会計予算

議案第 13 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業会計予算

第 4 特別委員会の設置について

第 5 議案第 14 号 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 15 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 令和 2 年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 18 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 19 号 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 20 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 21 号 令和 2 年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 6 議案第 22 号 中之条町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第 23 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 24 号 中之条町介護保険条例の一部改正について

議案第 25 号 中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第 26 号 中之条町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

- | | |
|---------------|--|
| 議案第 2 7 号 | 中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 2 8 号 | 中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 2 9 号 | 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について |
| 議案第 3 0 号 | 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 3 1 号 | 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第 3 2 号 | 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について |
| 議案第 3 3 号 | 中之条町労働環境整備資金融資促進条例廃止について |
| 議案第 3 4 号 | 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正するについて |
| 議案第 3 5 号 | チャッポミゴケ公園指定管理者の指定について |
| 第 7 議案第 3 6 号 | 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について |
| 第 8 議案第 3 7 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 第 9 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 第 1 0 陳情第 1 号 | |

○

◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 3 年第 1 回中之条町議会定例会 3 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可いたします。マスク及びフェースシールドをつけたままはっきりと発言されますようお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のため水分補給をお願いします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を

行います。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、2月16日に開催された群馬県町村議会議長会の定期総会では、令和3年度事業計画や一般会計予算について議決されました。また、各町村議会が「議会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るための議会活動を展開し、我が町、我が村に愛着と誇り持てるよう、全力で邁進する」宣言を行い、「議会が自主性を発揮し、新型コロナウイルス感染症への対応及び地方創生を積極的に進めていくためには、制度面及び財政面の両面において、基盤を強化することが必要不可欠であり、政府及び国会議員に対する6項目の要請」を決議しました。お手元に写しを配付しましたので、御覧ください。

以上で、諸般報告といたします。

さて、3月定例会議では、令和3年度の当初予算と町政全般にわたる多くの重要議案が提出されており、会議は長時間になることが予測されます。議員並びに執行部職員各位には、会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長

○町長（伊能正夫）改めまして、みなさん、おはようございます。

本日は、令和3年3月定例会議に、議員のみなさんにご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は中之条町行政推進のために大変なご指導とご協力をいただいておりますことに対しまして、改めてお礼を申し上げるところでございます。

いよいよ3月を迎えました。今年度もあと1か月を残すことになりました。今年度を振り返ってみますと、行政も社会も経済も新型コロナウイルスに振り回された1年でありました。しかし、最近になって、東京、首都圏を除き、緊急事態宣言が解除され、第3波が収束したかのように思われますが、日常の生活に戻れるか、まだまだ予断を許さない状況でございます。これから実施されるワクチン接種がスムーズに実施できることがコロナウイルスの終息につながるというふうに思っております。町といたしましても国や県と、また医師会や医療関係者と連携して、早期にワクチンが接種できるよう体制を整えているところでございます。

しかし、いまだかつてこのような大規模な接種は経験がありませんし、国の方針がまだ決まって

いない部分があるなど、先の見えないところが多く、不安なところもありますけれども、町民のみなさんが一日も早く安心して生活できるよう、万全を期していきたいというふうに思っております。議員のみなさんにもご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、3月定例会に提案をさせていただいている議案は40議案でございます。特に予算につきましては、令和3年の町の方向性を決める重要な議案でございますので、慎重審議をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和3年第1回中之条町議会定例会3月定例会議1日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、関常明さん、8番、唐沢清治さん、9番、安原賢一さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間の予定表のとおり本日から3月26日までの24日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から3月26日までの24日間と決定しました。

○

◎ 議案第 1号 令和3年度中之条町一般会計補正予算

◎ 議案第 2号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計予算

◎ 議案第 3号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算

◎ 議案第 4号 令和3年度中之条町介護保険特別会計予算

◎ 議案第 5号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算

◎ 議案第 6号 令和3年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算

◎ 議案第 7号 令和3年度中之条町簡易水道事業特別会計予算

◎ 議案第 8号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計予算

- ◎ 議案第 9 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第 10 号 令和 3 年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第 11 号 令和 3 年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第 12 号 令和 3 年度中之条町上水道事業会計予算
- ◎ 議案第 13 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業会計予算

○議長（山本隆雄）日程第 3、議案第 1 号から議案第 13 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第 1 号から議案第 13 号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症との闘いの 1 年でありました。世界各国に瞬く間に感染が拡大し、全国に緊急事態宣言が発令され、小・中学校が休校となり、東京オリンピック・パラリンピックも延期となりました。中之条町におきましても多くのイベントを中止せざるを得ない状況となるなど、私たちが過去に経験したことがない事態が引き起こされました。

町民のみなさんには生活や仕事にご負担やご苦勞をおかけする中で、今日に至るまで感染拡大防止にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。そして、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、療養中の方々に心からお見舞いを申し上げます。また、医療現場をはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中でも社会生活の維持に日夜奮闘されている多くのみなさんの献身的なご尽力に対し、改めて深い敬意と心からの感謝を申し上げます。

本年は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策が最優先となります。特にワクチン接種に関しましては、大勢の医師・看護師の皆様のご協力や接種会場の確保などが必要となります。町民の皆様が日常生活を取り戻すため、いち早く接種できるよう、全力を挙げて最優先で進めてまいります。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、改善に向けた動きが見られるものの、雇用や所得環境など引き続き厳しく、先行きは不透明な状況にあります。

国においては、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、令和 2 年度第 3 次補正予算を令和 3 年度当初予算と一体として編成されました。

地方財政対策では、令和 3 年度において感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の安定的な財政運

営に必要となる一般財源の総額について、令和２年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じられているところであります。

中之条町では、昨年来、数回の補正予算を講じ、感染対策と社会経済活動を両立させながら、町民の安全・安心を守るための取組を進めてまいりました。これまで行ってきた感染症対策の成果等を踏まえ、切れ目ない対策を講じていくため、国の「15か月予算」で措置されている財源を活用して、令和２年度３月補正予算と令和３年度当初予算を一体的に編成し、情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

新年度の予算編成にあたりましては、特に歳入の確保が非常に厳しい財政情勢の中でありましたが、「中之条町まちづくりビジョン」で掲げる６つの柱（教育環境の充実、産業の振興、交流人口の増加、健康の増進、福祉の充実、財政の健全化）と第２期中之条町人口ビジョン・総合戦略に掲げる４つの基本目標（雇用の創出、地方への流れ、子育て環境づくり、地域づくり）を念頭に、予算編成をさせていただきました。

令和３年度一般会計当初予算の総額は、98億5,000万円でございます。令和２年度当初予算に比べますと、３億8,300万円、率にして3.7%の減額となっております。

当初予算の主な財源につきましては、町税において新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税と入湯税で大幅な減額となっております。滞納繰越分が増額となっておりますが、新型コロナウイルス感染症による令和２年度分の納税猶予によるものでございます。

地方譲与税及び地方交付税につきましては、国の地方財政計画に基づきそれぞれ計上させていただき、使用料では、中之条ガーデンズのグランドオープンに伴い、施設使用料を新たに見込ませていただいております。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種負担金を計上し、県支出金におきましては、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金の増額を見込んでおります。

繰入金につきましては、ふるさと思いやり基金からの繰入金が大きく減額となり、財源不足に対応するため、財政調整基金からの繰入金を増額させていただきました。

町債では、歳出において財源を起債で対応できる事業の減少に伴い、大きく減額となっております。

次に、令和３年度に実施する重点施策について、概要を説明させていただきます。

まず「教育環境の充実」でございます。

中之条町教育大綱の基本理念であります「ふるさと中之条町を愛し 明るく かしこく たくましく 未来を切り拓く人づくり」を目指し、様々な施策を展開してまいります。

中学生の英検受検に要する費用の補助を拡充し、中学校卒業時の英検３級以上の取得率50%以上を目指します。また、中之条中学校に午前中配置されている心の相談員を午後まで延長して配置し、生徒の悩みや不安などに対し、個別の相談体制を強化し、学校生活の支援を行います。

小中学校において、GIGAスクール構想に基づき、学習環境のデジタル化を進め、児童・生徒に各1台ずつ配備されたタブレットを活用し、ICT教育水準の維持向上を図ってまいります。

また、生涯学習関係では、生涯を通じて一人一人が生きがいを持って、健康で幸福な生活が送れるよう、団体やサークル活動を支援し、「誰もが、いつでも、どこでも学べる」学習機会の充実に努め、博物館や文化会館において、施設の設備更新を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、「産業の振興」でございますが、美野原農業公園構想における事業を推進し、農業の6次産業化や地域活性化の核となる組織づくりにつなげるための活動を継続してまいります。

中之条ガーデンズは、グランドオープンに伴い、情報発信とPRに努め、集客及び収入の増加を図ります。花の町づくりを進める中核施設として、町民の憩いの場としての役割と併せて、交流人口の増加、周辺農業の振興に貢献できるよう運営してまいります。農園エリアの食香バラの活用や各種ワークショップなど、花を觀賞する以外の楽しみも提案できる場所として、より魅力を上げるように努めてまいります。

また、林業振興では、森林経営管理法の下、エリアごとに山林の整備を進めるとともに、既存事業を活用し、林道整備を行い森林経営の基盤を整えます。また、間伐材など全ての木材を貴重な木質バイオマス資源と捉え、循環型社会実現へ向けた木の駅プロジェクトをはじめとする木材活用センターの整備を進めてまいります。

観光関係では、町観光協会の強化充実を図り、アフターDCに向けた観光宣伝や関係機関との連携、本町の魅力の発信に努め、さらなる観光誘客を目指し、入り込み客の増加、にぎわいの創出を図ります。

商工関係では、チャレンジショップ出店支援の限度額の増額を図り、店舗等リニューアル事業補助金による小規模事業者の事業継続を支援してまいります。

また、ふるさと納税関係では、町の経済活性化のため、引き続き寄附された方へのお礼品の送付を行います。

第3点目の「交流人口の増加」であります。

今年は、2年に1度の中之条ビエンナーレの開催年でもありますが、新型コロナウイルス感染症対策を実施した中で、40万人の集客を目標として、来場者をお迎えし、交流を図っていききたいと考えております。

また、東京都港区、青山氏、岐阜県郡上市との交流をプロジェクトして推進し、議会と連携した中で交流対策事業を実施し、準町民制度や観光大使、観光アドバイザー、地域おこし協力隊などの、中之条町に関わりを持っていただける、関係人口の増加に取り組んでまいります。

第8回目を迎えるスパトレイル（四万t o 草津）は、新型コロナウイルス感染症の影響により通常開催ではなく、トレイルプラス地域観光を組み合わせ、トレイルトリップツアーを実施することにより交流人口の増と地域経済への波及を促しつつ、次回の通常大会開催へつなげていきたいと

考えております。

次に、第4点目の「健康の増進」では、出産・育児から健康寿命の延伸まで、町民が生涯を通じて健康に生活が送れることを目的として、各種事業を実施いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、町民のみなさんが安心して、円滑かつ確実に接種を受けられるよう、その周知とともに万全な体制で対応してまいります。

新たに健康増進事業の一環として、歯科疾患の早期発見と治療及び予防を目的として、歯周病検診を実施していきたいと考えております。また、妊娠出産サポート事業におきまして、出産後間もない産婦に対する産後のケアと産婦健診を拡充し、産後鬱や新生児への虐待リスクの予防、早期発見と早期支援の充実を図ります。

第5点目の「福祉の充実」では、少子化対策・子育て支援、高齢者・障害者支援など福祉サービスを積極的に展開し、「健やかで生き生きとしたまちづくり」に取り組んでまいります。

新たな取組といたしまして、在宅療養で、外出の際ストレッチャーでの移動を強いられる方が、福祉自動車を利用された場合の利用料についての助成や高齢者等への移動販売車買物見守り事業への支援及び町社会福祉協議会による法人後見事業運営費に対する助成を行います。

また、安全・安心・快適な環境づくりとして、各行政区ごとの自主防災組織の設立と計画策定の支援や地域防災アドバイザー防災士志望者への受講に係る費用の一部助成を行い、国土強靱化計画を策定し、災害に強い町づくりを進めてまいります。新エネルギー導入奨励事業においては、蓄電池の導入に対しての補助金を創設いたします。

消防費では、消防施設整備における5か年計画に基づき3台の消防ポンプ自動車の更新費用を計上し、防火水槽については、設置事業実施内規の見直しを図りたいと考えております。

最後に、まちづくりビジョンの重点目標、第6点目の「財政の健全化」でございます。

中之条町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標においては健全性を保っているところではありますが、少子高齢化の進行により増大する社会保障費や公共施設の老朽化対策が重要な課題となっております。行政運営の効率化による健全財政の町づくりを推進するため、引き続き行財政の計画的・効率的な運営を図るとともに、中之条町公共施設等総合管理計画及び個別計画を踏まえた財政運営に取り組んでまいります。

以上、重点施策を中心に令和3年度に予定している事業の概要を説明させていただきました。

中之条町が持続的に発展し続けていくためには、町の特性を生かし、魅力的で活力ある町づくりの実現に向けて、地域経済の活性化、地域活力の創出につながる施策を実施していかなければならないと思っております。町民と行政が一体となって、中之条町に愛着を持ち、これからも住み続けていきたい町となれるよう、全ての職員の知恵を結集し、議員のみなさんのご協力をいただきながら、心豊かなふるさとの建設に取り組みたいと考えております。

改めて、町民の皆様をはじめ、議員各位のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、提

案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度の予算額は、国保の保険給付費、国民健康保険税ともに新型コロナウイルスの影響等により、減少傾向にあることから、前年度比で1億円減額し、歳入・歳出それぞれ21億円でございます。

歳入では、4款県支出金により、保険給付費が全額交付される保険給付費等交付金のほか、6款保険基盤安定繰入金等を計上させていただきました。

歳出では、実績等を踏まえた2款保険給付費と、この保険給付費等を賄うために県へ納付する、3款国民健康保険事業納付金を計上いたしました。

また、市町村で実施する5款保険事業費では、特定健診やデータヘルス事業の所要額をお願いし、被保険者の健康増進や疾病予防を引き続き積極的に行ってまいります。

最後に、本予算につきましては、国民健康保険運営協議会ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第3号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、群馬県後期高齢者医療連合会により運営がされており、町は保険料の徴収や申請などの窓口業務を行うこととなっております。

このようなことから、歳入では保険料の徴収額を見込み、歳出では徴収した保険料を広域連合へ納付するというものでございます。

令和3年度の予算額は、被保険者の増加が見込まれることから、歳入・歳出それぞれ、前年度より1,100万円増額し、2億5,500万円とさせていただきました。

歳入では、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金等を見込み、歳出では、広域連合納付金として、保険料及び保険基盤安定負担金を納付するというものでございます。

続きまして、議案第4号 令和3年度中之条町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

「中之条町第8期介護保険事業計画」の策定にあたり、被保険者数、要介護認定者数などを推計したところ、被保険者数は、やや減少するものの、要介護認定者は僅かに過去3年間より増加する見込みであり、それに伴い介護サービス、介護予防サービスの利用も若干増加する見込みであります。

継続して、介護予防を推進するとともに、認知症予防や医療と介護の連携などの地域包括ケア連携の事業展開をしてまいりたいと思います。

また、生活支援体制整備事業では、協議体を通じて高齢者が安心して暮らせるような町づくりを

目指してまいります。

保険事業勘定では、歳入・歳出それぞれ1,800万円増の20億400万円、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ前年度と同様の1,100万円といたしました。

歳入では、1 款保険料を標準月額で100円上げさせていただき、5,300円で予算計上いたしました。

3 款介護給付費国庫負担金、4 款支払基金交付金、5 款県負担金、7 款繰入金につきましては、それぞれの負担割合で計上させていただいております。

歳出では、2 款保険給付費並びに、3 款地域支援事業費ともに、第8 期介護保険事業計画の推計により計上させていただきました。

なお、本予算案につきましては、介護保険運営審議会にてご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第5 号 令和3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和3 年度の予算でございますが、歳入・歳出それぞれ、5,960万円でございます。対前年では520万円の減額となっております。

主な理由といたしましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診控えにより、診療報酬の減額によるものであります。また、不足する部分を3 款繰入金で充当させていただきました。

歳出では、1 款総務費へき地診療所運営事業における人件費が人事異動に伴い減額となっております。

次に、議案第6 号 令和3 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和3 年度の予算額は、前年度より1,640万円減の歳入・歳出それぞれ6 億2,530万円とさせていただきました。

歳入では、入所者及び通所サービス利用者の確保に努め、安定した介護報酬を得るためにさらなる情報収集と関連する施設との連携に取り組んでまいります。

また、施設を利用する方への安心安全なサービスを提供するための施設修繕や備品の更新及び施設運営のために、不足する財源として繰入金を見込ませていただきました。

歳出では、引き続き経常経費の抑制に努めるとともに、利用者を第一に考え、施設・設備の修繕及び介護用品備品等の更新を行い、より質の高いサービスの提供と、リハビリテーションの充実に努め、利用者の在宅での生活の維持や、在宅への復帰を支援していきたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2 月25日に中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘運営協議会を開催し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第7 号 令和3 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明を申

上げます。

六合地区の簡易水道につきましては、安全で良質な水を安定的に供給できるよう施設の管理を行うもので、歳入・歳出それぞれ6,170万円でございます。

対前年では580万円の減額となっております。

主な財源といたしましては、使用料2,250万1,000円、一般会計からの繰入金3,570万円を充てるものでございます。

次に、歳出の主な内容ですが、総務費では人件費及び簡易水道の維持管理に要する費用などを計上し、3,569万2,000円を計上させていただきました。

事業費につきましては、南部簡易水道の配水管老朽化に伴う配水管の更新工事、世立簡易水道の配水池監視装置設置工事で、1,580万円を計上させていただきました。

公債費につきましては、685万6,000円とし、簡易水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

次に、議案第8号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業としましては、清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を目的として、施設や管路などの維持管理に努めております。

令和3年度につきましては、前年比98.1%で、歳入歳出予算の総額は、5億4,000万円でございます。

この主な財源といたしましては、使用料1億3,300万円、他会計繰入金2億8,700万円、町債8,640万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の内容ですが、下水道費は総額を1億8,090万2,000円とし、このうち公共下水道費では、令和5年度から公営企業会計へ移行していくための業務委託料、中之条処理区の管理費用及び改築更新事業などを計上し、1億2,240万2,000円をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道費では、四万・沢渡処理区、横尾地区の管理費及び四万処理区改築更新事業などを計上し、5,850万円をお願いするものでございます。

公債費につきましては、3億5,704万2,000円とし、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第9号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

農業集落排水事業及び個別合併浄化槽管理事業等につきましても下水道と同様、清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を図っているところでございます。

令和3年度も引き続き、下沢渡地区ほか3地区の農業集落排水施設と、町が設置した合併浄化槽を適切に管理するもので、歳入歳出予算の増額は3億4,500万円でございます。

この主な財源といたしましては、使用料3,953万9,000円、他会計繰入金 2 億2,200万円、町債 6,530万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の主な内容ですが、農業集落排水費では 4 地区の管理費として6,841万8,000円を計上し、下水道事業と同様に公営企業会計へ移行していくための業務委託、青山・市城地区の管路台帳整備業務及び折田・山田地区では引き続き管渠清掃を予定しております。

個別排水費では、町が設置した合併浄化槽管理費として1,070万9,000円をお願いするものでございます。

公債費につきましては 2 億6,176万1,000円とし、農業集落排水施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第10号 令和 3 年度中之条町発電事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本会計は、太陽光発電施設 3 か所、小水力発電施設 1 か所の施設管理と売電による経理などを行うもので、歳入歳出予算の総額は 3 億9,000万円でございます。

歳入では、その大半を占める売電収入のほか、3つの太陽光発電所のパワーコンディショナーのメンテナンス費用に係る発電基金からの繰入金及び繰越金などを計上させていただきました。

歳出では、太陽光発電事業費において、リース料、発電保証料、発電施設の管理委託料及び維持管理費、一般会計の繰出金などを計上し、小水力発電事業費では発電施設の維持管理費、ガーデンズほか農業 3 施設の電気代として一般会計及び農業集落排水特別会計への繰出金などを見込ませていただいております。

また、撤去費用等に係る経費につきましては、計画的な発電基金への積立金を計上させていただいております。

続きまして、議案第11号 令和 3 年度中之条町自動車教習所事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第 2 条業務の予定量（3）の年間入所予定人員を経営戦略で策定した260名と設定させていただきました。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、事業収益9,586万円、事業費9,645万8,000円と定めさせていただきました。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、収入はなく、支出は固定資産購入費と予備費を計上させていただきました。

なお、支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第 6 条の他会計からの補助金といたしまして、デマンドバス運営補助金750万円を計上いたしました。

以上、概要を申し上げますが、本予算につきましては、2月17日に開催されました自動車教

習所運営委員会に諮り、ご承認をいただいていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第12号 令和3年度中之条町上水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

水道は、生活に必要不可欠なライフラインであり、安全で安心できる水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と維持管理に努めております。

近年の水道事業は、給水人口の減少や節水器具の普及などにより、水の需要が年々減少傾向になっております。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間総給水量は前年比99.6%の130万8,000立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良費につきましては、横尾地区で老朽管布設替工事ほか4工事を予定しております。水道事業収益は2億6,383万円、水道事業費用は2億3,844万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。工事負担金などの収入は見込めませんが、設備投資は必要不可欠であることから、支出の総額を1億2,900万2,000円とし、建設改良費は7,810万円、企業債償還金は4,590万2,000円を予定しております。

収入支出において不足する額1億2,900万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額709万9,000円、損益勘定留保資金1億734万5,000円及び建設改良積立金1,455万8,000円で補填するものでございます。

次に、議案第13号 令和3年度中之条町簡易水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業は施設が8か所あり、小規模ゆえに維持管理の難しさがありますが、生活に必要不可欠なライフラインとして安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と管理に努めてまいります。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間総給水量は60万9,000立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良費につきましては、岩本簡易水道老朽管布設替工事ほか4工事を予定しております。水道事業収益は1億3,011万3,000円、水道事業費用は1億2,995万6,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では一般会計からの起債償還金に対する出資金及び建設改良工事に対する建設補助金などを見込み、総額3,743万8,000円を予定しております。

また、支出では総額1億422万7,000円とし、建設改良費用は6,000万円、企業債償還金は3,922万7,000円を予定しております。

収入支出において不足する額6,678万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額205万1,000円、当年度分損益勘定留保資金の合計4,642万3,000円及び建設改良積立金1,801万5,000円を補填するものでございます。

(「72万」の声)

○町長(伊能正夫) はい。訂正させていただきますけれども、収入支出において不足する額6,678万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額205万1,000円、当年度分損益勘定留保資金の合計4,672万3,000円に訂正をお願いいたします。

以上申し上げまして、議案第1号から議案第13号まで提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決を賜りますようにますようによろしくお願い申し上げます。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第1号から第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

○議長(山本隆雄) 日程第4、特別委員会の設置について議題とします。

2月24日に開催された議会運営委員会、全員協議会で予算審査特別委員会の設置について協議されました。

つきましては、議長を除く14人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ありとの発言がありましたので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議長を除く14人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第1号から議案第13号について、議長を除く14人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま設置しました予算審査特別委員会の委員の中から委員長、副委員長を互選いただきたいと思います。

なお、委員会条例第8条第2項において互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

場所は本会議場で行います。

この際暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

(休憩 自午前10時25分 至午前10時50分)

○議長（山本隆雄）再開します。

先ほど休憩中に予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告申し上げます。

予算審査特別委員長、安原賢一さん、副委員長、関常明さんが選任されましたので、よろしくお願いいたします。

○

- ◎ 議案第14号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第9号）
- ◎ 議案第15号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第16号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第17号 令和2年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第18号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第19号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第20号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第21号 令和2年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第14号から第21号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第14号から議案第21号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第14号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算の内容であります。年度末を迎えたことから、歳入にあっては収入見込額、また歳出にあってはそれぞれの事業費の確定や執行の整理、財源更正による補正に加え、国の第3次補正予算に伴う地方創生臨時交付金を活用した事業費をお願いしたいものでございます。

補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億653万2,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ128億4,416万円にいたしたいというものであります。

歳入予算では、1款町税におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減額をお願いし、15款国庫支出金では、第3次となる地方創生臨時交付金とワクチン接種体制確保事業費補助金を計上させていただきました。

19款繰入金では、財政調整基金繰入金を減額させていただいております。

次に、歳出でございますが、歳出予算の主な事業について申し上げます。

まず、2款の総務費であります。新型コロナウイルス感染症対策地域商品券交付事業を、第三次となる地方創生臨時交付金を活用し、住民1人当たり1万円分の交付を実施したいものであります。今回は、医療従事者に対してもさらに1万円分を交付する内容となっております。

4款衛生費では、医師確保対策費用として、新たに原町赤十字病院への助成金と新型コロナウイルスワクチン接種事業として、ワクチン接種を遅滞なく実施するために、事前に体制を整備したいことから、係る経費について見込ませていただきました。

6款農林水産業費では、農産物ブランド化事業におきまして、新型コロナウイルスへの対応として、農産物の提供が可能となるオンラインストアでの販売に対し、支援を行いたいというものでございます。

7款商工費につきましては、店舗等リニューアル補助金を拡充し、新型コロナウイルス感染症予防対策として、空気清浄機や二酸化炭素濃度測定器等の導入に対して補助金を交付するための費用を計上させていただきました。

10款教育費では、小中学校におけるGIGAスクール事業において、タブレット端末ソフトの購入費用と設定及び保守料を減額させていただきました。また、今回の補正予算にあたり、繰越明許費の設定、地方債の補正についてもお願いしているところでございます。

なお、繰越明許費の設定にあたりまして、新型コロナ感染症対策緊急経済対策事業をお願いしております。現在如月キャンペーンを実施しておりますが、順調に推移しているところでございます。3月30日宿泊分までが対象となっておりますので、予定しておりました2万泊を超えてしまった場合は、会計年度末における一般会計補正予算の専決処分におきまして、増額補正の上、繰越明許とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

以上、概要を申し上げ、議案第14号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第9号）の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億9,612万2,000円を減額し、総額をそれぞれ20億1,680万7,000円としたいものでございます。

歳入では、3款県支出金は交付額の見込みによる減額と増額、4款財産収入は国民健康保険基金の利子受入れ、5款繰入金と8款国庫支出金は、繰入額と交付額の確定見込みによる減額をお願いするものでございます。

次に、歳出では2款保険給付費は給付費の見込み減による減額、3款国民健康保険事業納付金は財源の充当組替え、5款保険事業費は実績見込みによる委託費の減額、6款基金積立金では財政調整基金として活用するために、利子及び剰余金の積立てをお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第16号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ352万8,000円を増額し、総額をそれぞれ2億4,657万3,000円としたいものでございます。

歳入は1款保険料の見込額の増により、歳出は2款後期高齢者医療広域連合納付金の増により、それぞれ増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第17号 令和2年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ6,212万4,000円を減額し、総額を19億6,052万9,000円としたいものでございます。

保険事業勘定の歳入では、1款保険料と3款のうち国庫負担金を実績見込みに基づき増額を、4款支払基金交付金、5款県支出金、8款繰越金について実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

歳出では、2款保険給付費、3款地域支援事業費ともに事業の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

4款介護給付費準備基金積立事業では、一部財源変更と増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第18号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ142万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,086万円としたいものでございます。

補正の内容は、コロナウイルス感染症の蔓延による受診控えなどにより診療報酬の減少に伴うものでございます。

歳入では、1款診療収入を442万4,000円減額し、補正財源として4款繰入金金を300万円増額させていただき、歳出では2款医療費、へき地診療所運営事業費の142万4,000円減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第19号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする金額は、歳入歳出それぞれ368万6,000円を減額し、予算の総額を5億4,679万9,000円としたいものでございます。

内容につきましては、歳入では使用料、繰入金及び町債を減額し、繰越金の増額をお願いするものでございます。

また、歳出では公共下水道費の継続費で計上している公営企業会計移行業務委託料の確定に伴う減額をお願いし、特定環境保全公共下水道費では、四万処理区改築更新工事の工事費確定に伴う減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第20号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする金額は、歳入歳出それぞれ33万円を減額し、予算の総額を3億4,703万円

としたいものでございます。内容につきましては、歳入では繰入金及び町債を減額し、繰越金の増額をお願いするものでございます。

また、歳出では管理費の継続費で継承している公営企業会計移行業務委託料の確定に伴う減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第21号 令和2年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,587万1,000円を追加し、総額を4億893万5,000円としたいものでございます。

補正内容につきましては、歳入では太陽光発電事業では売電収入の増額、小水力発電事業では美野原用水路の掛樋架け替え工事に伴う断水による売電収入の減額と、精算に伴う繰越金などを計上させていただきました。

歳出では、事業費の確定による各事業の精算と、精算に伴う発電基金積立金の増額を計上させていただきました。

以上申し上げまして、議案第14号から議案第21号までの提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明がありましたら、お願いします。

議案第14号、総務課長

（議案第14号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

6番、富沢さん

○6番（富沢重典）何点か確認させていただきます。

32ページの保育園管理事業で、パートの給料の減額があるのですが、このへん説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねのパートタイムの任用報酬でございますけれども、こちらにつきましては、実績による減ということでございます。実際に任用がなかったというか、実績ということで減をさせていただいてございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）人が集まらなかったのか、そもそもそんなに必要がなかったのか、そのへんお願いします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）こちらにつきましては、募集をかけてもなかなか集まらないという実情でございますので、そういった部分も含めて減ということにさせていただいてございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）子供たちを見守る体制はきちんと整えていただきたいかなというふうに思います。

次に、こども未来課ばかりになってしまうのですが、53ページのスクールバス運行業務委託料が500万減額になっていますけれども、このへんの説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）こちらのスクールバス業務委託料につきましては、部活動便等の行事があったときのスクールバスの変更ということになっております。今年度につきましては、コロナの関係等もございまして、部活動の大会ですとかそういったものが大分なくなったということがございますので、運行のほうが少なくなったということでございます。その分についての減額ということにさせていただいてございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）業務委託なので、どこまで詳しく分かるか分からないのですが、500万円減額になって、ほかの会社の社員のことだから、把握はしていないかもしれないのですが、恐らく専門というか、スクールバスを仕事としている方々ばかりだと思うのですが、その方々の給料というのはこれだけ減額になってどうなっているか把握できますか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）こちらのスクールバスにつきましては、一応業務委託ということで委託をしておりますので、こちらではその内容については把握はしてございません。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）町長にお願いなのですが、ほかの事業でも結構パートタイムとか減額になっていますよね。でも、やっぱりそこに生活があって、実際仕事に来なかったかもしれないのですが、なるべくそういうところには手厚く見ていただくことをお願いして質問を終わりにします。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。4番、大場さん

○4番（大場壯次）使用料及び手数料で、源泉使用料が500万ほど減額になっているのですが、ちょっと細かい説明をしていただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）11ページでよろしいでしょうか。

○4番（大場壯次）はい。

○観光商工課長（永井経行）湯の泉の湯の温泉使用料と山鳥の湯の温泉使用料ですが、こちら

については、4月から9月の間、休館日の使用料分を減免しておりましたので、その分が減額というふうになっております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうすると、使用料をいただいている旅館さんのみの減額ということですか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）ゆずりは地区にあります旅館さんだけの分ということになります。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。3番、関さん

○3番（関 美香）補正予算の新型コロナウイルス感染症対応分について何点か質問させていただきたいと思います。

まず、地域商品券の交付事業についてお伺いいたします。これは、全町民に対して1万円分の商品券、さらに医療従事者1,200人に対して、プラス1万円の商品券が交付されるという事業であります。この医療従事者1,200人の詳細を教えてくださいのですけれども。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）お答えいたします。

1,200人の詳細なのですけれども、こちら推計ということになってしまいますが、郡内の医療機関での従事者が約700から800ぐらいいるという予測でございます。

それから、町民であって、郡外のほうにお仕事に行かれている医療従事者の方も対象ということでございますので、その倍近い数字で約1,200という数字を算出させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）医療従事者以外にも感染リスクと闘いながら働く方はたくさんいらっしゃると思いますが、先ほど町長の挨拶の中にもそういった方に変感謝しているというお話がありました。今後その医療従事者以外にも感染リスクと闘いながら働く方に対して感謝し、応援する施策についての考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この商品券の配布事業につきましては、第1回にも実施をさせていただきました。

そのときは、全町民とプラス18歳以下の子供さんに1万円を上乗せして配布をさせていただいたということでございまして、おおむね良好だったというふうに思っておりますし、その交付したほとんど、97%か98%が換金になっているということでございますので、中之条町の経済向上のためにも大変よかったというふうに思っております。

今回もいろいろ施策は考えられるのかなというふうに思いますけれども、職員の総意で、これが、一番経済効果が上がるのではないかとということで実施をさせていただきたいということで計上させていただきました。

その中で、今回は医療従事者にプラス1万円ということでございますけれども、本当に少ない感謝の気持ちでございますけれども、医療従事者、直接患者さんと向き合っているということでございまして、大変緊張した中で仕事をさせていただいているという感謝も込めて、今回医療従事者というふうにさせていただきました。そのほかに介護従事者とか学校の先生とかいろいろな人に対面する仕事というのは大変あるわけでございますけれども、そこまで今回手が回らないということでございますけれども、今回はそういう形でさせていただきます。

いずれにしても、こういった商品券がない分でも関係するみなさんには大変感謝申し上げるということでございますけれども、今回はその形として表れなかったということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）コロナウイルスとの闘いは大変長期化しております。今後もその長期化は予想されます。本当に緊張感を持って仕事をされている方はたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方々に対しても感謝の思いを何らかの形で今後表すような施策をぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、続いてよろしいですか。すみません。経済対策事業ということで、農林課のところでオンラインストアを展開される生産者に対して、開始の支援と、あと運営支援というところで補正予算が計上されているのですけれども、オンライン運営支援の内容について説明をしていただきたいと思います。また、オンライン運営支援がオンライン開始支援より10件多いのはなぜなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）お答えいたします。

オンライン開始支援、こちらにつきましては、新たにオンラインのホームページを立ち上げる際の経費、こちらを10件考えてございます。

お問合せの運営支援、こちらにつきましては、既にオンラインショップを立ち上げている方、そういった方にさらにこのコロナウイルスに対応したホームページ等に変えていただく、またはそこで新たに対応するための必要となった諸経費等にこちらの運営資金を充てていただければと考えてございます。よって、新たに開始して、また運営していく方には開始の資金支援と運営の制度の両方をお使いいただけて、既にホームページを開設している方につきましては、開設の資金につきましては、今回は大変申し訳ないのですけれども、該当せず、運営のほう、新たにまたホームページのほうを改良していただいて、コロナの対策に対応できるようなものにしていただく資金という

形で、こちらの運営の支援の件数のほうを多く見込んでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）現在オンラインショップを運営しているというか、開始されている方はどれぐらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）こちらで見込んでおりますのが5件程度かというふうに考えてございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）これは、個人差があると思うのですが、パソコンが得意な人、苦手な方がいらっしゃると思うのです。本当にこの新たな販路拡大ということで、このオンラインに支援していただけるというのは大変ありがたいことだと思うのですが、それはパソコンが苦手な方というのはこういう事業に引かかってこないのかなと思うのですが、そういう方に対しては、何か手伝ってあげるというか、開始について手伝ってあげる、運営を手伝ってあげるというような考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）こちらで、開始の支援として見込んでいます費用にはそういったホームページを作っただけの業者の方にお支払い費用等もこちらで賄っていただければというふうに考えてございますので、まさに自身だけで立ち上げるということではなくて、実際に専門の方をお願いして立ち上げていただけるような、そこを支援したいというようなことも含めての、こちらの支援となってございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）よりよい支援になりますようお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、こども未来課について、これも感染症対策事業ということで、スクールバス運行業務委託料が増便になっているのですが、この説明をいただきたいのですが、

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）スクールバスの増便につきましては、それまで10便ということで運行しておりましたスクールバスの路線なのですが、乗る子供たちの多い路線につきまして2台増便をいたしまして、計12台で運行しているということでございます。その分についての増便分ということでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）増便することにより交通面の支障が懸念されると思われるのですが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）交通量ということでよろしいのですか。若干便が増えたということで、交通量については増になる、やむを得ないかなというところでございますけれども、子供たちを乗せて走るということでございますので、やむを得ないかなということで考えてございます。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今こども未来課長のほうから申し上げたとおりなのですが、増便した経緯というのがコロナウイルス感染症の拡大を防ぐということで、1台に子供たちの乗る人数が非常に密な路線がございました。そこを何とか解消したいということでスクールバスのやりくりをしながら、そして増便をして対応させていただいたということであります。したがって、コロナ対策の一環として行わせていただいておりますので、終息すれば、また元に戻るのか、また新年度、子供たちのスクールバスの利用状況等も踏まえながらやっていかなければいけないわけですが、やはり大型バスも通っておりますので、狭い道路の中を大型バスが通っていく、また時間帯も子供たちの送迎については大体時間で動いていただいています。なかなか時間差というのが難しい状況かなというふうに思っているのですけれども、今後スクールバスの運行会議というのがありますので、そちらのほうでまた非常に連なっていて、一般の方の迷惑になるなんていうお声も頂戴していますので、スクールバスの運行会議等で調整できればいいかなというふうに思っております。今後の課題ということにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）今ご答弁いただいたのですけれども、私もちょっとそういうお声を耳にしているものですから、丁寧に子供たちのコロナ感染症対策と、また交通面において丁寧に対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）先ほど関議員のほうから質問があった繰越明許費の中の農林水産業費の中の農産物ブランド化事業で関連質問なのですけれども、まず1点確認なのですけれども、こちらのオンラインストアの開始支援の10万円とオンラインストア運営支援の10万円掛ける20件のところなのですが、この10万円というのは上限ということでよろしいでしょうか。まず、それが1点と、それだけお願いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）上限と考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

この支援なのですけれども、先ほど課長の説明ですとホームページ等を立ち上げた方がリニューアルするときの支援が運営支援のほうにあたるというご説明だったと思うのですけれども、また新たに開始する方が開始支援ということになると思うのですが、今回の場合は課長の説明ですと、ホームページを持っている方がリニューアルするときのところだけ運営支援ということで我慢してもらうという形だったと思うのですが、今例えばホームページではなくてもいろんなネット販売の方法があると思うのです。例えばフェイスブックだったり媒体というのはいろいろあって、持っているホームページをリニューアルするよりも別のウェブでの販売方法を立ち上げたほうが安く済んだり、そのほうが効果的だったりということが多々あると思うので、そのへんのところを柔軟な対応をぜひお願いいたします。

続いて、そのまま質問よろしいでしょうか。すみません。

それから、観光商工課のほうで経済対策事業ということで、店舗リニューアル補助金の拡充ということで、今回コロナ対策の中で換気設備、空調設備、備品ですか、あと二酸化炭素の濃度測定器などの備品購入費の補助対象ということなののですけれども、これは1台1万円以上ということなののですけれども、大体幾らぐらいを想定して何件というところ、またこういった要望が既にあるのかというところを併せてお願いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）まず、要望等はまだ今のところございません。備品ですけれども、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器のほかに除菌剤の噴霧装置ですとか非接触型の検温器、サーモカメラ、そのほか紫外線照射器等も想定をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

それから、同じなののですけれども、関連する質問なのですが、今のは大体備品ということで持ち運びができたりという中での備品なのかなというイメージなののですけれども、例えば空調設備で店舗内の天井につけたりという、ちょっと大がかりな設備についてもこれは適用されるのかと。あとリニューアル補助金って毎年申請をして交付を受けるわけなのですけれども、別のリニューアル補助金を今年度利用されて、申請をされ、交付された方もこの補助金については、年度を越しても大丈夫ということなののですけれども、申請のほうをして交付を受けられるのかというところをお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）この補助金ですけれども、感染症対策については別枠で考えております。ですので、リニューアル補助金ですと実施後1年を経過した後に、またもう一度使っていくような形ではありますが、これについては、その1年以内にやっても構わないというものですし、あと物によっては工事費を含むものもございます。そちらも併せて対象にする予定です。

それと、予算の関係ですけれども、上限が30万円ですので、事業費が60万円の2分の1で、一応20店舗分を予算でお願いさせていただくものです。

あとそれと遡及措置として、令和2年4月1日、去年の4月1日以降に購入したものを対象とするということで予定をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

前に遡っても補助が利くということで本当にありがたいことだと思います。ありがとうございます。

すみません。では、そのまま質問よろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）はい。

○2番（佐藤力也）すみません。ありがとうございます。

地域商品券の交付事業について、私のほうからもう1つ確認といいますか、これは町長に対してのお願いということになると思うので、町長に対してお願いということでお聞きいただければと思います。

これは、先ほど町長からも説明がございましたとおり、全町民が1万円分の券が1セット、そして医療従事者にもう1セットということで1,200人ということであるのですが、この内容、私もとても納得させられる内容ではございます。町民に満遍なくということと、あとは苦勞なさっている医療従事者の方たちにピンポイントでしっかりと届けるという強い意思の表れなのかなと思って、納得する部分でございます。

ただ、もう一点、私のほうは要望させていただきたいことがございます。それは、18歳以下というところで確認なのですが、先ほど18歳以下の方にも1回目の商品券のときには支援されたということで、それは間違いないということでよろしいのですか。中学生以下ではなく、18歳以下ということでよろしいですか。

○町長（伊能正夫）そうです。

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

今回コロナで大変な方はどんな方が大変な思いをしているのだろうと考えたときに、私の中ではもちろん医療従事者の方たちも頭に浮かんだのですが、その次に浮かんできたのが高校3年生たちでございます。その高校3年生と、あとその家族の方です。いろんな理由がございまして、一般的に高校3年生、もちろん高校に行けない方たちもいらっしゃると思うのですが、これから進学を希望したり就職されたり、専門学校に行ったりということで、新しい人生のスタートを切るタイミングなのかなと思っております。

そして、もちろん18歳ということで、選挙権も持って、立派な大人としての成長段階になる重要な時期ということもあるのですが、大学受験ということで、今年はいろいろコロナの問題で

大変だったということをいろんな家庭から聞いております。特に受験に行くときでも電車に乗るのが怖くて、マイカーでの受験会場の送迎とか、また普通に学校に通うときでも公共の交通手段を使わずにマイカーでの通学ということでやっていた家庭も多かったようでございます。さらに加えて、スポーツ面とかイベントという意味では、高校野球で言ったら、夏の甲子園大会が中止となったり、もちろんインターハイも中止になったり、学園祭もなしと、また修学旅行もなかったという学校もあったかと思われまます。そういった我慢を強いられる1年間だったということで、それは生徒もその親も家族も一緒に思いをして、一生懸命耐えた1年間だったのかなと思います。

そういった意味でも高校3年生、18歳という方たちに対する支援というのもぜひ粋な計らいということではないのですけれども、これから新しい人生をスタートする生徒たちにとって、18歳の人たちにとって、もし合格したのだったら家族でお祝いをするというところでもその分乗せた意味合いも込めて、また中之条町はこれだけみんなには期待しているのだという、そういうエールを込めて、ぜひ手厚い支援のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まずもって、私の答弁の中で誤りがございましたので、まずそれを訂正させていただきます。

前回の商品券については18歳以下というふうに申し上げましたけれども、中学校以下でありましたので、公立学校に通っている子供以下の方に上乗せをさせていただいたということでございます。

そして、商品券の対象者でございますけれども、前々から佐藤議員からはこういった提案はいただいております、それも検討させていただきました。

今回学生に限らず、子供に限らず、全員の方が大変な思いをしてここまで来たということでございまして、全員の方に手厚くこういった支援ができればいいかなというふうに思っております。

ただ、今回は今言いましたように医療従事者に絞らせていただいたのですが、いろんな状況は勘案されます。中学3年生も修学旅行がなくなってしまうたり、楽しい授業が全部なくなってしまうたり、そういったところで我慢をして生活をしていた部分もあるわけでございますけれども、総合すると今一番大変なところは医療従事者かなというふうに思っております、多くの予算が確保できればいいのですけれども、交付金の中でこれをさせていただいているということもありまして、制限がございますので、そこで線を引かせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）町長におかれまして、丁寧な説明、ありがとうございました。

私のほうにもそういう高校生の保護者のほうから、1回目のときにも何で高校生は対象ではなかったのだとか、ぜひ今回こそは対象にしてくれということで、あと全員ということだったので、

ただこれは1セット、一律ということなので、若干プラスではなかったのですけれども、そういった大変だったという思いはたぶん全町民一緒だと思いますので、これからも何か本当に困っているのかというところ、よくお考えいただきまして、支援のほうをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後になるのですけれども、先ほど如月キャンペーンのお話が町長からございました。2万人ということで、1億2,000万円の予算も取ってやっている事業なのですけれども、予約のほうが大分調子がいいようで、どうも2万人を超えそうな勢いがあるという情報も入っております。先ほどオーバーした分はしっかりと補填していく、穴を持つというお話だったので、ぜひ幾らオーバーしても持っていただければと思っておりますが、それは期限ということは3月31日の期限というのは変わらずということでよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）如月キャンペーン、大変好評いただいております、2万人に近い予約者が現在いるということでございます。これについては、前の議会のときに、本当は2月だけの事業でございましたけれども、密を避けるというようなこともありまして、3月末日まで延長させていただいたという経緯がございます。どうしても2万人で一斉に切ることが非常に難しい事業でございます。もう既に3月31日の予約を受け付けている方もいますし、これからの方もいらっしゃるというふうに思っておりますので、途中で手を引くのは非常に難しいものですから、ぜひ議員のみなさんのご理解をいただき、実績に基づいて3月31日で専決処分をさせていただきたいというふうに思っております。

このコロナ禍でこういった事業を実施することに対しては非常に躊躇もありましたし、心配する声もありました。しかし、観光協会を中心にいろいろ対応していただいたり、また旅館、ホテルのほうでは感染予防をしっかりといただき、そのおかげで感染者もなくて、現在まで来ているということでございまして、感染予防と経済活動、こういったものを並行してやらなくてはならないのだったかなというふうに思っております。今のところ成功しているということでございまして、これが継続して、今年度が終わるまで気を抜かずにお互いに頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。1番、山田さん

○1番（山田みどり）2点ほど伺います。

17ページの一般寄附金について、先ほどの説明の中で取消しになったために減額というふうになったのですけれども、その詳細について教えてください。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）お答えさせていただきます。

8月の議会で1,000万円の一般寄附をしていただけたというお話がありまして、その旨進めてい

たところでありますけれども、その後町のほうの使い道というか、ある程度その方からこういうふうに使ってほしいというような形のものがあまして、町としてはその意向を受けられないということとで取消しということをお願いしたところでございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） その使い道の具体的な内要は、ここではお答えはいただけないですか。何で叶わなかったのか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） これについては個人情報なので、遠慮させていただきたいと思いますが、寄附の趣旨と合わなかったということとでございまして、お返しをさせていただいたということとでございします。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） 分かりました。

もう一点のほう、33ページの原町赤十字病院医師確保対策助成金について、これは3町村、東吾妻町と高山村と3町村での負担で医師確保のための対策金を、これは毎年やっているということなのでしょいか。

今回コロナの危機で、医療体制が非常に厳しい状況にあると思うのですが、この医師確保の金額で、助成金で十分とはもちろん言えないと思うのですが、日赤の医療体制なんかもちよっと含めてお答えいただければと思います。

○議長（山本隆雄） 保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子） 原町日赤の医師確保の助成金についての説明をさせていただきます。

これにつきましては、先日の全員協議会の中でも説明をさせていただきましたけれども、今原町日赤非常勤医師による外来の継続等で、常勤医師以上の非常勤医師にご協力をいただきながら運営をしているような状況でございます。その状況を原町赤十字病院といいますか、赤十字病院のほうのそういった医師の確保が困難と指定された医療機関に対して、医師確保の調整金というものを常勤医師に支払うという取決めがされているそうです。その金額は、年間6,000万円から7,000万円かかるということです。それに対して、できれば運営費の助成をしていただいている3町村にぜひともご協力をいただきたいということで要望書が出された中で、今回初めてになりますけれども、補正ということで上げさせていただいております。

実際の運営状況につきましては、ちょっと細かい資料が手元になくて、決算の状況等は、戻ればありますので、もし必要であればまた提示させていただくことはできますけれども、大変厳しい状況ではあります。原町日赤もこのコロナの影響を受けまして、病院患者も減少していますし、外来患者も減少している。さらに、人口減少もありますので、そうでなくても受診者が減っているという状況の中で、コロナに対して、郡内の唯一入院ができる医療機関であったり、率先してPCR検

査センター等も医師会の要望も受けながら、対処はもう原町日赤しかできないという体制の中でご尽力をいただいて、年間1,500件以上の検査も実施しているような状況というところも含め、今回ぜひ助成をさせていただきたいということで予算のほうを上げさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）本当にコロナ禍で非常に厳しい病院の体制だと思うのですが、本当に唯一町の一番大きい医療機関といっても、みなさんが利用される中核の医療機関だと思うので、引き続き支援体制が町だけでは本当にこの体制をずっと続けるというのは難しいと思いますので、国に対して、県に対しても引き続き町長のほうからの要望をいただき、万全な医療体制、地域の医療を守っていただくように取り組んでいただきたいというふうに思います。

関連して、33ページの上の部分の西吾妻福祉病院組合病院事業負担金、この減額は、何でなのか、そこも教えてください。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）そうすれば、同じく同じページになりますけれども、西吾妻福祉病院組合の病院事業費の負担金の減額ですが、西吾妻福祉病院につきましては、運営費の負担を長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町でさせていただいております。令和2年度につきましては、病症が111床から74床へ減となっております。それに伴いまして、年度当初は運営費についてはもともとの病床に対しての負担割合で予算を上げさせていただきましたが、病床が減ったということを勘案しまして、運営費についてもそれぞれ見直しが必要だろうということで、今回それに見合った額ということでの減額補正とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。11番、福田さん

○11番（福田弘明）何点かお尋ねいたします。

まず、1点目は既に複数の同僚議員から質問がありました新型コロナウイルス感染症対策における地域商品券交付事業についてなのですが、まずこの事業はいつからいつまでを想定されているのか。また、商品券が実際に配布されるのはいつ頃になるのか、そのへんのタイムスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）ご質問にお答えさせていただきます。

まず、期間でございますが、10月の31日を有効期日といたしまして、この商品券のほうの手続きを行っていきたいというふうに思っております。

配布につきましては、町民の方を優先させていただきまして、5月中旬頃には町民の皆様へお届けできるかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

（「開始はいつから」の声）

○企画政策課長（山本嘉光）開始は5月中旬からということになりますので、5月の15日付近から開始ということになるかと思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町内におけるコロナの影響を少しでも緩和させたいということで、これも大変期待しております。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書のページでいきますと32ページになります。3款民生費の児童措置費における児童手当給付事業、これは700万近い減額となっておりますが、このような事態になった背景をご説明いただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）こちらのほうの事業につきましても実績を見込みということで減額ということになります。当初1億6,614万円を見込ませていただきましたけれども、実績ということで見込額でございますが、1億5,857万5,000円ということでございますので、実績見込みによる補正減がこの金額となったということで、特にほかの理由はございません。

（「それは、理由は分かっているんだけど、なぜこれだけの減額になる根拠ですね、背景は何があったのかと聞きます」の声）

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）それは、当初予算を含む際の対象人数の把握に差があったということになるかと思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）続きまして、同じく衛生費になるのですが、予防費、またコロナ禍の各種いろんな業務委託料、肺炎球菌だとかいろいろ減額が載っておりますが、健康増進事業も含めて、健診のほうも大分減額補正が出ておりますが、これはやはりコロナの影響が出ているということなのでしょうか。そのへんをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）予防費につきましては、当初予算で対象になる年齢プラス前年度未実施の分等も含めて予算計上させていただいております。実施自体はほぼほぼ予定どおりはさせていただいているのですが、また次年度にどうしても見送る、体調不良等も含めて見送りがあるケース等も発生する中で、実績値に合わせた減額ということで100%の接種率ではないということも含めて考えていただければと思います。

また、コロナの影響としましては、予防接種については、コロナ禍であるがゆえに積極的に予防接種を受けていただきたいというような国のほうの意向もありまして、あくまでも私の主観ではありますが、そんなに前年と比べて接種率については差がないかなというふうには感じております。

また、健康増進事業の検診等につきましては、当初4月、5月から実施予定していましたが検診等につきましては、11月、12月と時期をずらして実施をするということで、受診者につきましては大変ご不便をおかけしたり、寒い時期の検診等で若干受診をされなかった方はいらっしゃると思いますが、ほぼ前年に近い受診者数で推移をしています。実際に、また昨日、今日も最後の検診も3月に追加検診ということで今年度いろいろ時期が変更するがゆえに受けられなかった方のための健診を今実施していますので、最終的な受診率については、この経過を見ないと出せませんが、できるだけ受診機会を増やして、受診者の方に受けていただくような体制整備に努めてはいる中での実績に見合った数ということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）続きまして、10款教育費についてなのですが、ここで情報端末保守委託料2,500万円減額、これは小学校、中学校ともに結構大きな金額が減額となっておりますが、これは内容等、何か変更があったのでしょうか。そのへんをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）保守委託料につきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、当初端末1台につきまして、5年間の保守委託ということで予定をしてございました。1台当たり大体3万5,000円前後ということでかなり高額な金額だったのですが、検討を進めていく中で、全部1台1台、その保守を入れるよりも故障したものについて修理、交換をしたほうが経費的に安上がりであろうということになりました。実際に全部壊れるわけではないということもございますので、こちらにつきましては減額させていただいて、個別の故障したものについて修理、交換ということで対応していくということで減額補正ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございました。

最後になるのですが、議案第15号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）になるのですが保険給付費になります。保険給付費が2億円ほど減額になっておりますが、これは一体何をどのようなことでこのようになったのかについて、背景等も含めてご説明願いたいと思います。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）保険給付費の減額についてでございます。こちらでございますが、コロナによる受診控えが影響いたしまして、保険給付費が減少いたしましたので、その分交付金も減少ということになっております。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

午後から採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないと認め、午後から採決に入ります。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は午後１時とします。

(休憩 自正午 至午後１時００分)

○議長（山本隆雄）再開します。

採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第14号 令和２年度中之条町一般会計補正予算（第９号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和２年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和２年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和２年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第３号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第22号 中之条町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

◎ 議案第23号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議案第24号 中之条町介護保険条例の一部改正について

◎ 議案第25号 中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

◎ 議案第26号 中之条町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

- ◎ 議案第 27 号 中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 28 号 中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 29 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 30 号 中之条町放課後指導健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 31 号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 32 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第 33 号 中之条町労働環境整備資金融資促進条例廃止について
- ◎ 議案第 34 号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正するについて
- ◎ 議案第 35 号 チャッボミゴケ公園指定管理者の指定について

○議長（山本隆雄）日程第 6、議案第22号から第35号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第22号から議案第35号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号 中之条町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について申し上げます。

現在中之条町で取り組んでおります各種申請や届出等における押印の見直しによりまして、本条例に規定しております宣誓書の様式から印の文字を削除したいための一部改正でございます。

続きまして、議案第23号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、中之条町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、傷病手当金の支給対象となる傷病名の変更でございます。この改正により、傷病手当金の支給対象となる傷病の範囲に変更はございません。

続きまして、議案第24号 中之条町介護保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

3年に1度見直される介護保険事業計画に基づき、必要とされる介護保険料の改正をお願いするものでございます。基準額で申し上げますと、月額5,200円を100円値上げし、月額5,300円、年額で6万3,600円とさせていただきたいというものでございます。増加する介護給付費により支出が増える見込みのため、その財源として必要となりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

す。

次に、議案第25号 中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

現行の中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例では、指定居宅介護支援事業者の指定について、法人と定めておりますが、中之条町暴力団排除条例の趣旨に基づき、第4条に第2項を加え、暴力団関係者の参入を防止するというものでございます。

続きまして、議案第26号 中之条町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

現行の中之条町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例では、指定介護予防支援事業者の指定について法人と定めておりますが、中之条町暴力団排除条例の趣旨に基づき、第4条に第2項を加え、暴力団関係者の参入を防止するというものでございます。

続きまして、議案第27号 中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、一般原則に虐待防止についての規定が加わりましたので、これに合わせて「中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第28号 中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正により、一般原則に虐待防止についての規定が加わりましたので、これに合わせて「中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第29号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

群馬県福祉医療費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部について改正をお願いするものでございます。

改正内容は、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額について、減額認定証を提示しなかった際に、支給対象外とする規定などの文言の整理と重度心身障害者医療助成の見直しに伴い、所得制限の基準額、所得制限の対象となる者及び範囲を規定するものでございます。

また、マイナンバーカードが保険証として使用可能となることから、受診の際に電子資格確認による被保険者または被扶養者の確認を加えるものでございます。

続きまして、議案第30号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員認定資格研修の実施者に中核市が加えられたもので、これに合わせて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第31号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

中之条町農業公園は、6月定例会において入場料を定める条例改正を行ったところでございますが、この園のファンやリピーターを増やすために、1年間有効で、何度でも入園できるフリーパス券が発行できるように条例の一部改正をお願いするものでございます。

発行の対象者は町外の方となり、お得なチケットを用意することで、入園料収入のほかに食事や物販の販売収入が増えることを期待するものでございます。

なお、販売金額は一般2,400円、小中学生1,200円を予定しております。

続きまして、議案第32号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、県の指導により平成15年度からの1年間に限った借換えの暫定措置の延長に伴い、毎年一部改正をお願いしてきたところですが、今回も引き続き1年間延長する旨の指導が県よりありましたので、条例の改正をお願いするものでございます。

さらに、風俗関連においては保証対象業種の拡大がございましたので、併せて条例の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第33号 中之条町労働環境整備資金融資促進条例廃止について提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、既に群馬県の事業が終了しているため、条例の廃止をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正するについて提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月に公布され、国道占用料の額の改定が令和2年4月1日から施行されたことを受けて、県に準じ

て町でも条例改正をお願いするものでございます。

今回の占用料の改定につきましては、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の動向などを踏まえて、減額での見直しとなっております。

続きまして、議案第35号 チャツボミゴケ公園指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

チャツボミゴケ公園につきましては、指定管理者制度を導入し、平成28年7月1日より株式会社共立メンテナンスと施設管理に関する協定を締結しておりますが、令和3年3月31日で指定期間満了となります。

株式会社共立メンテナンスは、施設管理業務の実施に求められる公共性を十分理解しており、民間企業の事業能力の活用と、これまでの管理運営実績等を踏まえ、中之条町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号に規定する特例選定により、引き続き株式会社共立メンテナンスに令和3年4月1日から5年間、指定管理者に指定したいものでございます。

以上申し上げまして、議案第22号から議案第35号まで提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決を賜りますようによろしくをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明がありましたらお願いします。

議案第29号、住民福祉課長

（議案第29号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第31号、花のまちづくり課長

（議案第31号について、花のまちづくり課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第35号、六合振興課長

（議案第35号について、六合振興課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第22号から第35号までにつきましても、審議の都合上、本日はこれまでにします。

○

◎ 議案第36号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規

約の変更について

○議長（山本隆雄）日程第7、議案第36号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）続きまして、議案第36号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体

の数の増加及び規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和２年４月１日から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するために共同設置しておりますが、群馬県市町村公平委員会に、令和３年度から新たに11団体が参加することに伴い、規約の変更について議決をお願いしたいものでございます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第36号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第37号 人権擁護委員の推薦について

○議長（山本隆雄）日程第8、議案第37号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）議案第37号 人権擁護委員の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員さんにおかれましては、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的であります、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところでございます。

現在中之条町では7名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいておりますが、そのうち富沢易和氏、黒岩孝一氏、高橋洋子氏の任期が令和３年６月30日に満了となります。3氏とも高い見識と人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であり、引き続き3氏を推薦したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

任期につきましては、令和3年7月1日から3年間となります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによりしくお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、これより採決に入ります。

議案第37号 人権擁護委員の推薦について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1 号 専決処分の報告について

◎ 報告第 2 号 専決処分の報告について

◎ 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（山本隆雄）日程第9、報告第1号から第3号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、報告第1号 専決処分の報告について申し上げます。

令和2年度中之条町役場庁舎耐震改修等工事請負契約の変更につきましては、議会の議決により指定された事項であります「議決した工事に係る契約金額の10分の1以内の変更」でありまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、1月26日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和2年5月15日にご議決をいただきました、令和2年度中之条町役場庁舎耐震改修等工事請負契約につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事における設計変更に伴い、603万9,000円の増額の変更契約を締結させていただいたものでございます。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告につきまして申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、議会の議決により指定された事項であります「災害その他応急に必要となる事項に関する歳入歳出予算の補正」につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、1月29日に専決処分させていただいたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出それぞれ333万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億5,069万2,000円としたいものでございます。

歳入では、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を見込ませていただきました。

歳出では、4款衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業として報償費・需用費・役務費・委託料をそれぞれ計上させていただき、ワクチン接種を遅滞なく実施するため、事前に体制整備を

整えてさせていただいたものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の報告について申し上げます。

「群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正」につきましては、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となるため、組合同規約の一部改正が必要となったもので、地方自治法第180条第1号の規定により2月15日に専決処分させてもらったものでございます。同条第2項の規定により報告するものでございます。

ご審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

4番、大場さん

○4番（大場壯次） 庁舎の関係で600万円ほど増ということで、その変更の内容をちょっと詳しく教えていただきたいのですが。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（篠原良春） それでは、変更の理由につきまして申し上げます。

建築工事におきましては、木工事、例えば議場ですとテーブルとか、あと耐震化が終わったカウンターの改修とかという形での木工事が主なものであります。

それと、内外装において一部新たなものが発生したということです。

それと、解体におきまして、コンクリートの量が多かったという点が当初では見込めなかった点で増額補正となっております。

建築、電気設備工事におきましては、避雷針の工事にあたりまして、再利用を予定していたのですが、劣化が激しかったため新設をすることとなったものでございます。

機械設備工事におきましては、木質バイオマスボイラーの配管の関係で一次撤去して、また再取り付けという形になってしまいまして、そのへんで変更が生じたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄） それでは、ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄） 別段ないようですので、報告を終わります。

○

◎ 陳情第1号

○議長（山本隆雄） 日程第10、陳情第1号を議題とします。

最初に、陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（山本隆雄）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、陳情第1号を産業建設常任委員会に付託します。

○

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了いたしました。

ここで、休会日についてお諮りします。

3月4日から10日まで議案調査、委員会審査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、3月4日から3月10日まで休会することに決定しました。

3月11日は、定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

（散会 午後1時36分）

招集年月日 (会議)	令和3年3月11日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和3年3月11日 午前9時30分						
	散会	令和3年3月11日 午後1時45分						
応招ならびに 応招 15名 不應招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		7番 関 常明	8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠	
		議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介	
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 3 月 1 1 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 3 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可します。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。

傍聴者につきましては、映り込まないよう配慮をしていますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

また、本日 3 月 11 日は、東日本大震災から 10 年となります。14 時 46 分になりましたら、防災無線でのサイレンに合わせて黙祷をお願いします。本会議が終了して帰宅された際にもご自宅で黙祷をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で、45 分以内をお願いいたします。

最初のベルが残り 10 分、2 回目が残りの 5 分、3 回目が残りの 1 分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点または争点を明確にするため反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった7名のうち、本日は4名を、15日に3名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、関常明さんの質問を許可します。関常明さん、自席でお願いします。7番、関さん

○7番（関 常明）おはようございます。議長から話がありましたが、本日は東北大震災の10年目ということでございます。消防署の前通ったのですが、半旗になっておりました。もちろん庁舎のほうも半旗になっております。コロナ禍で交流も途絶えているのですが、学校同士のつながりがあったりとか、議会として本当にささやかなのですが、支援をさせていただいたという歴史もあります。節目ですので、亡くなった方のご冥福をお祈りするとともに風化をさせないという決意を申し上げたいというふうに思っております。

質問については、3点ほどさせていただきたいというふうに思っております。博物館関連ということで1点目に話させていただきます。この内容は、1年に一遍ぐらい話をさせて、議論をさせていただいているのですが、前はたしか総括質疑の中でやったような記憶があるのですが、話している中身はあまり変わらないというようなことも自分でもしているのですが、博物館に対しては手を入れていける時間というのは限られているというふうに思っています。町の財政もだんだん大変になってくるといってもあるし、今の若年層、若い子たちがそのへん郷土の歴史というようなものに目を本当に向けているかどうかというようなことも考えると、大変な時期かなというふうに思っています。そういうことも含めて、私としては1年に一遍ぐらい確認の意味も含めて博物館頑張れと、一生懸命お願いしますという意味を含めてちょっと話をさせていただきたいというふうに思います。

質問に入りたいというふうに思うのですが、私も年間4回か、5回ぐらいは博物館見させていただいているのですが、常設展示について展示方法の精査、検討が必要かなというふうに思っています。なかなか数が多いというのもあるのですが、あれだけのものを出しておくのがどうなのかというようなこともありますので、具体的に今後どうするかということで、今後の課題としてどう考えているのかということを、まず最初に質問したいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）関議員お尋ねの、まず常設展示における展示方法につきましては、これまで基本的な展示物のレイアウトは変えておりませんでした。そのような中でありますが、令和2年度におきましては1階の地理模型室を鈴木ひでさんの作品展示室にリニューアルをさせていただいて公開をしております。今後も7,000点を超える作品を、展示替えをしていきたいというふうに考えております。しかしながら、鈴木ひでさんの作品につきましても、非常に見ごたえのある作品でありながら、スペース等の関係から全作品を公開するには数年かかってしまうというのが課題として考えております。したがって、今後はそのほかの展示物につきましても議員おっしゃるとおり精査が必要であるとともに常設展示スペースの確保につきましても必要であり、課題というふうに考え

てございます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明） 鈴木ひでさんのお話をいただきましたので、ちょっとそれに触れてみたいというふうに思うのですが、教育長答弁のとおり常設展示の出口に鈴木ひでさんの本当にスペースとすれば小さいスペースなのですが、それが開設をされたということは非常に第一歩としてはいいかなというふうに思っています。町長に話をちょっとしておきたいかなというふうに思っているのですが、鈴木ひでさんの話は、展示物については、私個人は博物館になじむかどうかという話がちょっとあるのかなというふうに思います。できれば別館で、別館というか別の建物というか、それで専用に展示ができれば一番いいかなというような感じがしております。そこで、ガーデンズに、今使っていないですね、花みどり館でいいのだっけ、あそこ 1 階、2 階ということで使っていないので、そのへんの活用がうまくできればというふうに思っています。これ私の所管なので、そのへんの話はちょっとうまくできないということもあるのですが、町長が決断すればピエンナーレの展示物というような話もあったのですが、そのへんはちょっと検討していただければというふうに思うのですが。これ私だけが言っているわけではなくて、何人の方かと話をしている中で、やっぱりそういう話している方います。副町長とたぶんそんな話もしたような記憶もちょっとあるのですが、そのへんは長い目で見て検討いただければというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 鈴木ひでさんの絵画につきましては 7,000 点を超える本当に貴重なものでございまして、ただ絵を見るということではなくて、歴史を感じる、そういった絵はがきだというふうに思っておりますので、今展示をさせていただいておりますけれども、まだまだ何十年もかかるような、そんな点数があるわけでございますけれども、あとはその提案として花みどり館で常設展示ができないかということでございますけれども、これについても中之条ガーデンズの花みどり館は花をテーマにした館でございますので、この運用についてはまた運営委員会とか、あと監修をしている先生とか意見をお伺いして決定していきたいというふうに思っております。いずれにしても検討させていただきます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明） 博物館に伺った際に、館長と話をするのですが、収蔵品の保管庫が非常に厳しいと、場所もエリアもないというようなことがございます。今後どう対応するのかというのは劣化も防ぐというような意味で非常に大切な問題になってくるかなというふうに思っています。単純に古いものを捨てればいいという考え方もあるのでしょうかけれども、いずれにしても精査をしてきちんと整理をするということ非常に大切だというふうに思っておりますので、収蔵品の保管についてお答えをいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）お尋ねの件につきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの収蔵スペースについてでございますが、ミュージでは約6万1,000点の収蔵資料を保有しており、保管する収蔵庫不足が深刻化してきております。現在は博物館収蔵庫に入りきらない資料につきましては、旧西中学校の空き教室を利用し、対応を行っております。

しかしながら、恒久的に収蔵施設として活用するには温度、湿度、遮光対策が必要であるとともに盗難防止のためのセキュリティーを強化する必要もあると考えております。今後収蔵品の整理と合わせて、新たな収蔵庫の検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）そのへんは、これは永遠の課題であるというふうに思うのですが、これから発掘をされてくるものも出てくるというふうに思うので、そういうことも含めて準備をしていただければというふうに思っています。

それから、次の質問に移りたいというふうに思うのですが、忍者関連の資料をいただいたという話を聞いております。これいきなり出せるかといったらそうでもない、当たり前の話なのですが、それ門外不出のものもたぶん何とか流というのであるのだろうから、偽物か本物かということも含めて精査するのに何年かかかるのかなという感じもします。忍者学会というのが三重大に日本で唯一、一つだけあるのだそうですが、そこの先生も非常に興味を持っているというようなこともございますので、このへんの資料について寄附をいただいたからにはやっぱりこれ真田忍者と直接関わるかどうかというのは別にしまして、このへんの活用方法、さらにご兄弟の方から高額のご寄附もいただいたという話も聞いておりますので、このへんをいかに有効に活用するかということも非常に大切なことというふうに思っていますので、そのへんのことを合わせてちょっと答弁を頂けたらというふうに思うのですが、お願いします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの寄贈を受けた忍者関連資料につきましてお答えいたします。

今回のご寄附は寄附者であります前橋市在住の山岸晃さまのお兄様が生前50年にわたり収集された貴重な資料でございます。寄贈資料は、忍者関連、武術、捕り物、錠前など1,000点以上に及び、国内最大級の歴史的な忍者コレクションと言っても過言ではございません。まずは、これらの資料、先ほど議員お話のありました国内唯一の忍者関連研究施設である三重大国際忍者研究センターと連携し、調査、研究を行い、まずはミュージでの一般公開へと結びつけたいと考えております。

次に、寄附金につきましては、昨年12月末にミュージの基金として受け入れてございます。今後真

田忍者の研究や郷土の文化活動に使ってほしいという寄附者の意向を踏まえ、先ほど申し上げましたようにミュゼでの一般公開に向け、また資料の調査、研究のための費用など有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）ありがとうございました。いつも感じるのですが、あれだけの施設をこれから造るというのはちょっと予算的にも無理だと思うし、吾妻郡内でもなかなかそういうこと立ち上げられるという町の力があるところはなかなか少ないのではないかって、よその町のことは言わなくてもいいのですが、それをいかに大切にしていくかということに結論はなるのだというふうに思うのですが、まず町民のみなさんに興味を持って足を運んでいただくと、職員のみなさん、特にそうですよね。それが一番必要なというふうに思うのですが、具体的に考えていることがあるとすれば、お話をいただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） 議員お尋ねの町民の皆様に興味を持って足を運んでいただくための具体的な方策ということでございますが、まず、魅力ある展示を行うことが大切であると考えております。例年4回の企画展を開催しておりますが、今年度はコロナウイルス感染症予防のために企画展の中止や、あるいは約2か月半の臨時休館を取らざるを得なかったことから、来客数は半減いたしました。来年度につきましては、例年どおり4回の企画展を実施したいというふうに思っておりますとともに企画展開催中におけます館長の案内日を、例えば設けるというようなことも含めて新たな取組を実施してまいりたいと考えております。

そして、次につむじ、あるいは中之条ビエンナーレ実行委員会など、他施設、あるいはほかのイベントとも連携することで多くの方々に来館していただきたいというふうに思っております。その方策につきましても探ってまいりたいというふうに考えております。

また、広報活動もさらに強化するため、パンフレット配付先の見直し等を行うとともにミュゼ単独での広報紙でございます博物館だよりに訪れていただいた方々、特に町民の皆様を中心に感想等を掲載していくなど内容を充実させたいと考えております。さらに、発行回数を増やす中で町民のみなさんに興味を持っていただくための情報発信にも取り組みたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明） よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

まず、若年と言えるのかどうか分かりませんが、中学生ぐらいから町の歴史も含めて興味を持っていただいて、目を向けていただく、足を運んでいただくという、そういう一種の教育だというふうに思うのですが、そのへんのことも非常に大切なというふうに思っています。今歴女だとかということで、マスメディアで報道されているのですが、やっぱり漫画の影響だとか、上っ面を

していて、本当の中身どうなのだろうというような、一種の流行で終わってしまうというようなこともあるので、やっぱり郷土の歴史は郷土の歴史としてそのへんで基本をまず学習をしていただくということは非常に大切なというふうに思っています。町を離れてもそういうことが郷土の歴史、我が生まれた郷土ということに必ず結びつくというふうに思うので、そのへんも合わせて考えていただければというふうに思います。

それから、もう1つ町長にお願いなのですが、博物館利用も含めて歴史というのは中之条町だけではございません。例えば真田街道というようなことでずっと吾妻郡で言うと嬭恋からということになるわけですから、そのへんは全体を見ていく中で考えていただくということが必要なというふうに思っています。そのへんでまさに公益の事業の一環として考えていただくことも必要なというふうに思っています。吾妻町お城が、岩櫃がとか、中之条がとかいうことではなくて、そのへんは先頭に立って、あれだけいい博物館あるわけですから、そのへんを有効活用しながら連携してお客様に来ていただくような体制を取ればというふうに思っていますので、そのへんはぜひ町長にお願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今資料の共同利用について、広域のほうでどうだかという話でございますけれども、確かに各町村それぞれのお宝を持っているわけでございますが、そこに眠らせてしまっておくのは大変もったいないなというふうな感じもございます。しかし、いろいろ歴史がある町村が6つあるわけでございますので、これが一つのテーマとして展示できるかどうかということも検討していかなければならないかなというふうに思います。しかし、こういった貴重な資料を中之条町だけで取っておくということではなくて、いろいろなところで活用していただいて、あるいは群馬県内でもいいですけども、そうした共有をしてみなさんに見ていただく仕組みをつくる、これは大切なことかなというふうに思っておりますので、広域でもしできることがあればやらせていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）大変前向きな答弁だというふうに捉えておきたいというふうに思っています。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、教育長のほうにも小学生高学年からかな、中学生というような辺もきちんと目を向けていただいて、六合地区もエリア的には遠いのですが、遠足気分でも1回ぐらいは全校で来るというようなことも考えていただければなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、次に移ります。新型コロナの問題については、誰かが質問するだろうから私は聞いたよって話をしようと思っていたのですが、くじが1番だったものですから、ちょっと触れておきたいというふうに思うのですが、ダイヤモンドプリンセスの問題で感染が高まって、最初は普通の風邪

だとか、ひどい話になると生物兵器ではないかとかいろいろ話があったのですが、いずれにしてもいろんなことがたぶん分かってきました。最初世界中でちょっと何だと言われていたマスクが結構有効だったのかなと。それから、保健所の対応がもしかすると不休の努力が非常によかったかなというふうに思っています。うちの近所に保健所のアルバイトの人がいるのですが、ほとんど電話がかける時間、失礼な時間にならないぐらいまではということで今10時とか11時とかうち帰ってくるというような、それも連日ですね、というようなことも業務としてやられていたというふうに思っております。最近では変異ウイルスがこれから世界を席卷するのではないかなというようなことがあります。それで、東京を中心とする首都圏では取りあえず数値として下がっています。下がってはいますけれども、これが当然のことながら進行形な話なので、どうなるかというのは事態として不確定の要素があるというふうに思っていますが、先ほちょっと話を始めたのですが、ダイヤモンドプリンセスの問題については、この対応について実は日本ではあまり公表されていませんが、論文が世界中に飛び回ってしまっていて、日本政府の対応ってあまりよくなかったのではないかなという、評判あまりよくないらしいです。そういうことも合わせて考えてみて、報道等見るとやっぱり国のリーダーシップってあまり感じないよねという場面が多いかなというふうに考えています。

そういう話をしてもしょうがないわけで、国内でもワクチンの接種が始まったということがあります。これもまた保健所の話と一緒に、また国から丸投げされて、担当が頑張るのかなという、そういう図式もちょっと見えないことはないのですが、いずれにしても町民のみなさん、今の状況でどういう状況になっているのか、これ今話してもあまり意味はないかもしれません。というのは、状況があしたも変わるかもしれないし、ワクチンが来ないという話も当然出てくるのだから、意味がないと言えないのですが、でもそれはそれで今の時点で話せる状況がどれだけあるのかなということで、ちょっと中身に質問をさせていただきたいというふうに思います。さっきも言ったのですが、現状不確定な要素もあるということなのですが、ワクチン接種について町で取りあえず準備ができていて、町民に伝えられる情報はあるのかということをお話をさせていただきたいと思います。それから、場所の選定だとか、医者確保だとか、実施の方法とか、具体的な話があるというふうに思います。それから、優先順位について、報道で見る限りでは高齢者の方かというようなこと、医療関係者先にやるのだというようなこともあるのですが、そのへんの順序についてどうするかということ、それから接種嫌だと言っているパーセンテージの人結構高いですよ、報道見ると。それなので、そのへんも含めて接種までの流れも含めてどんな確認ができるのかということでもちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）コロナワクチンの関係でございます。今町民、国民、みんな新型コロナウイルスのワクチンの接種、これに一番関心を示しているというふうに思っておりますけれども、中之条町の情報について分かる範囲で報告をさせていただきたいと思います。

現在優先接種対象者であります65歳以上の高齢者の接種券、クーポン券でございますけれども、の発送に向けた準備を行っておりまして、3月中には終了予定でございます。国から発送の指示が出てから発送する形になります。国で示しております優先順位につきましては、接種券の発送のタイミングで分けられるものは対応し、高齢者に次ぐ高齢者施設従業者についても勤務する施設で接種できるような体制を整備していきたいと考えております。

接種会場につきましては、集団接種は2会場を予定しております。今のところ考えているのは文化会館の体育館と六合中学校の体育館を予定しております。また、変動するかもしれません。医療機関における個別接種についても医療機関と調整中でございます。

医師確保、接種方法、接種場所など吾妻郡医師会、町内医療機関と調整中でございますので、詳しい日程等が決まりましたら、随時報告をさせていただきたいと思っております。また、基礎疾患があつて、かかりつけ医と相談の結果ワクチン接種を控える方もいると思っております。あくまでも本人の判断で決めていただくものでございます。また、当日会場に行つていただいても、診察の結果見合わせることもあります。それ以降接種機会がなくなるという訳ではございませんので、できるだけ柔軟な対応をしていきたいというふうに思っております。

ご承知のとおり、本日の新聞で報道されてありますように、4月20日ぐらいから吾妻郡でトップを切って長野原町が接種をするということの情報が入りました。こういった接種の日程等がだんだん分かってきたわけでございますけれども、中之条町では4月の26日の週に1箱来るということでございますが、1箱の接種者は975人ということでございまして、まだまだ情報が錯綜している、まだ情報が足りない部分かなというふうに思っております。分かり次第みなさんにお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）みなさん心配されています。それで、高齢化も進んでいるということでございますので、できるだけ分かりやすい方法でみなさんに告知をしていただければというふうに思います。

それから、ワクチンの話なのですが、準備中だという認識をしております。先ほど長野原からスタートだという話があったのですが、輸送方法だとか保存をどうするのだとかという、結構強力な冷凍庫が要だというような報道を聞いておりますけれども、このへん分かる範囲で結構なのですが、ちょっと話ができればというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ワクチンの輸送につきましては、国がワクチンについて準備をしまして、ディープフリーザーという保管のための冷凍庫になりますが、それが設置されている基本型の接種

施設に運ばれて管理がされます。その後接種予約の状況に合わせて解凍し、冷蔵の状態ですべて専用の保冷バッグを使用して接種の会場となる場所へ運ばれて接種となりますが、このディープフリーザーにつきまして、保健センターが基本型接種施設となりますので、保健センターに3月末に配置されるという予定になっております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）病気そのものも非常に問題なのですが、差別だとか偏見だとかという問題、これ歴史的にも付きまとう話かなというふうに思っています。ペストだとか、そういうパンデミックになった状況では必ずそういう問題も出てきているのだという認識もあります。これ病気ですから、誰がどうのこうのというのはないのですが、そのへんは偏見だとか、差別だとかというのは意識的にやっぱり消していくというような方法もとっていかないと非常に大変かなというふうに思っています。そういうことでコロナ感染者の数について、新聞報道がされているのです。吾妻保健所管内何人とか、これはテレビ等でも報道されているのですが、これと、個人の報道と感染状況について数違うのではない、どうなのでしょうかとこの話も時々出るのですが、いずれにしても感染状況の取扱いというのは個人情報ですから、非常に大切な問題だというふうに思うのですが、そのへんの新聞報道、あるいはテレビの報道等とちょっと違うのではないかなというふうなこともありますので、このへん町としてどう捉えているのか、どう考えているのかということをお聞きしたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）コロナの報道の関係でございますけれども、今群馬県では新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましては、結果判断日、年代、居住地、性別、職業等ご本人の同意を得て公表しております。その結果、居住地の市町村名が当該居住地の保健所管内と表記される場合がございます。そのため勤務地が例えば〇〇役場職員と発表されても居住地については保健所管内と表記されることがあるために、新聞等の町村欄にカウントされない場合がございます。中之条町においては、群馬県との間で新型コロナウイルス感染症患者に関する個人情報の提供及び保護に関する覚書を締結した中で、個人情報の取扱いをさせていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）そのへんは感染予防と合わせて、同じ話になりますが、非常に大切だというふうに思っていますので、取扱い等について十分に気をつけながら、しかし町民のみなさんも非常にそのへん関心がありますので、できる限り情報公開はしていただくということで進めていただければというふうに思います。それと合わせて、繰り返しになりますが、接種のいわゆる状況、そのようなものを逐一小さい情報で結構ですので、町民のみなさんにご披露いただければというふうに思います。

次に移ります。ちょっと枚数が多いものですから、分からなくなって申し訳ありません。予算の議会ということでございますので、それに関連をするということでちょっと何点か確認をしておきたいというふうに思っています。予算編成にあたって、人口ビジョンと総合戦略が去年ですか、出されております。それが当然基本になるということだというふうに思っています。これは町長変わっても職員変わっても、あるいは議会のほうが変わってもこれは町とは一定の年数まで堅持をして、町政の基本になるのだらうなというふうに思っています。やっぱりいつも気になるのは、地方自治だと言いながら、地方分権だと言いながらそのへんがなかなか目に見える形で進んでいないなというふうに思っています。地方自治法というのは実はこちらから自由に動けるようなこともあるのですが、やっぱり逆を考えると縛りが非常に厳しいというようなこともあります。いずれにしても前から話をされているように都市機能の一環だとかということも話はするのですが、影も形もないというような現状でございます。やっぱり私たちは地方の中でどういうふうに考えているのだというようなことで考えていますと、これ国の施策が基本になって、それを書いていくということになるのかというふうに思うのですが、人口ビジョンなんかも含めて考えてみると、今読み返してみたのですが、国の施策はいつも右肩上がりだという前提でものを考えているというふうに思います。このへんの認識は非常に大切なと思うのですが、改めて確認をちょっとしたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）人口ビジョン、総合戦略についてお答えをさせていただきたいと思います。

今年度から第2期中之条町人口ビジョン・総合戦略として新たな施策が始まっております。国の閣議決定によりまして、まち・ひと・しごと創生基本方針2019を基本として、国が示した4つの基本目標を取り入れ、第2期の総合戦略の策定に取り組んでまいりました。基本目標の一つでもあります地方への新しい人の流れをつくるは、まさにSociety5.0の実現やSDGsを力とした地方創生であり、デジタル技術の活用を前提とした5G基盤の整備や、光ファイバー網の整備促進の強化による生活の利便性向上、農業の自動化、効率化等いわゆるデジタルトランスフォーメーションの実現は大きな経済効果をもたらすものと認識しております。まず、基本的な施策の一例として、六合地区の光ファイバーケーブルの整備として高度無線整備事業を本年度より取り組んでいるところでございます。町が掲げた4つの基本目標は、それぞれが相互に作用し、具現化されるものと考えております。

本戦略は継続は力を基本に、前戦略の取組を継続しつつ新たな時代に応じた取組を追加し、実現可能な計画として策定をしているところでございます。外部有識者等の意見をいただきながら第2期総合戦略の実現に向けて進んでまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）なかなか難しい答弁をいただきまして、国の官僚みたいな答弁をいただきました。

そういうふう to 答える必要はないのだからというふう to 思っております。そのへんの認識はしております。

2点目なのですが、人口減少の現実を現実問題として必ず下がってくるのだと、当たり前なのですが、数値で表なんかも出ていますので、下がっていくのだというふう to 認識はあるのですが、そのへんのところもさっきの話と一緒にやっぱりこれ上げていくよと、人口が少しずつ回復をするというような要素も含んでいるというようなニュアンスも取れるのですが、人口減少の問題、現実問題としてこれ必ず1万人の町になるということを準備していく必要性あるというふう to 思っています。そうでないと、大変だろうなというふう to 思っています。別にそれはそんなに心配することではなくて、1万人ぐらいの町って幾らでもあるわけで、ただそれは当町がそういうことに対してどういうスタンスを取るかということであろうかというふう to 思うので、そのへんの認識もちょっと話をしていただければというふう to 思うのですが、お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）人口の問題でございますけれども、第2期の人口ビジョンにおける推計人口でございますけれども、令和27年度予測で1万人を切るという推計でございます。人口減少は、全国規模の特に中山間地域では大きな問題となると認識をしております。この問題を払拭するような即効性の施策はなかなかございませんけれども、人口減少を緩やかに推移していくという施策として、雇用の創出、子育て世代への支援、安全な暮らしを守る等の施策を途切れなく続けていくことが重要であると考えております。第2期総合戦略は、中之条町総合計画・第6次構想を上位計画として総合計画を具体化し、保管するとともに位置づけているところでございます。基本的な町政の方向づけと整合しておるものでございます。地域防災計画等は、少子高齢化の進む地域における自主防災をどのように実行していくかをあらかじめ地域のみなさんと情報共有するものでございます。非常に身近な、そして重要な役割を果たすものと考えております。人口減少に伴い、当たり前が当たり前にできなくなる社会を想定した準備をしておく必要があるというふう to 私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）認識としては一緒なのだろうなというふう to 思っています。答弁で書くところなのでしょうけれども、やっぱり町民のみなさんにもう少し説得力があって、具体的な話もあったほうが総合戦略として楽しいのかなと、楽しくない中身でいいのですが、分かりやすいという意味でそう申し上げたのですが、そういうことにしていただければありがたいかなというふう to 思っています。

それから4つの目標が上がっているわけですが、先ほどと同じような話にもなってしまうのですが、目標の中で1、2、これちょっと時間が迫っていますので、1、2って具体的に上げません

が、これちょっと厳しいなというふうに思っていますので、これ町長の認識をちょっと聞かせていただけたらありがたいのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）4つの基本目標で1、2については非常に難しいのではないかとということでございますけれども、その1として地方における安定した雇用を創出、2として地方への新しい人の流れをつくるの2点でございますけれども、農業の振興、商工業の振興やイベントの継続実施、観光事業の推進、移住の支援等の基本方向が上げられております。いずれにいたしましても人口減少はこれらの経済活動を不活性化する要因でもあることは間違いがございません。このコロナ禍における経済への損失もはかり知れません。今後はさらに厳しい現実であると認識しておりますが、止まるわけにはいきません。継続は力を基本に第2期総合戦略の基本目標を実現してまいりたいと思っております。そして、みなさんにもKPIの検証を、一覧表をお配りさせていただいたわけでございますけれども、すぐすぐ人口が増えるという施策はないわけでございますけれども、少しずつでも各産業で人を増やすという取組を実施しているところでございますし、うれしいことにこの間上毛新聞の移動人口の調査結果が出ましたけれども、1月では人口が29人増えて個数が38戸増えている、そして2月1日現在では人口は3人減りましたけれども、戸数が16に増えたというようなこともありました。これは何の要因か分かりませんので、分析をする必要があると思っておりますけれども、いずれににしてもいろんな方法で人口を増やすということが必要だというふうに思っております、一生懸命進めてまいりたいと思っています。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）基本的に認識は一緒なのですが、議会も含めて町民の英知を結集するという、そこら辺の究極の目標になろうかと思う、雇用の創出、それから地方への人の流れをつくるというように非常に大切な目標かなというふうに思っていますので、私たちもこれから勉強していきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（山本隆雄）関常明さんの質問が終わりました。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とさせていただきます。再開は10時30分といたします。

（休憩 自午前10時18分 至午前10時30分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、関美香さんの質問を許可します。関さん、自席でお願いします。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。質問の内容ですが、1、共生社会の実現に向けて、2、子供の読書週間について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、共生社会の実現に向けてについて質問させていただきます。共生社会とは障害の有

無にかかわらず女性も男性も高齢者も若者も全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、誰もが生き生きとした人生を享受できる社会であり、そして障害をお持ちの方も健常者も共に支え合い多様な個人の能力が発揮される活力ある社会であると考えます。町づくりにおいてもこの観点は重要であると考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） 関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

全ての人々がお互いに人格や個性を尊重し、支え合い認め合える共生社会の実現に向かい、積極的に取り組むことが町の責務だというふうに考えております。町づくり、地域づくりの中で子供からお年寄りまで障害をお持ちの方や健常者も全ての人がお互いに支え合い、自分らしく活躍できる環境の整備や地域と行政、その他多くの関係機関と連携、共同できる体制づくりにより地域力のさらなる強化を目指し、全ての人を対象とした支え合いの総合支援体制の新たな構築を目指すことが重要であるというふうに考えております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香） 町長の見解を聞かせていただき、全ての人を対象にした支え合いの支援体制の構築を目指す上で地域力の強化が重要であること、また今後さらに高齢化、人口減少が進む中之条町を考えたとき、ひとりでも多くの町民がそれぞれの立場で地域力強化の視点に立っていくことの大切さを感じました。

それでは次に、誰もが暮らしやすい町づくりにおいて、障害をお持ちの方の日常生活上の社会的障壁を取り除いていくことが重要であると考えますが、中之条町の取組の現状についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） 障害を理由とする差別の解消に関する法律は、障害を取り除くことは社会の責務であるという考えを取り入れた法律でございます。この法律の中で、社会的障壁を取り除くことは行政機関はもちろん、様々な事業者においても求められております。町においても社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行っております。例を挙げますと、役場庁舎の改修の際にエレベーターの設置やバリアフリー対応トイレの改修等物理的環境への配慮をいたしました。また、本庁舎における手話通訳者の設置や手話言語条例の制定を行い、意思疎通への配慮を行っているところでございます。そのほか、窓口対応といたしまして、障害の特性や施設の状況に応じた対応を行っております。あわせて、行政において提供されるべく制度等支援策につきましても当町における社会的資源等の状況を鑑み、積極的な検討の上、提供を行いたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香） 障害をお持ちの方の社会的障壁を取り除くハード面、ソフト面の取組について確

認させていただきました。

では、次に、障害をお持ちの方の社会的障壁を取り除く取組においては当事者の声を反映させていくことが大切であると考えますが、この点についての現状をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）それでは、議員のご質問にお答えしたいと思います。

今年度改定作業をしております障害者計画、障害児福祉計画、障害福祉計画におきましては、障害をお持ちの方やその保護者の方々から無作為に対象者を抽出し、アンケートを行いました。障害者団体や事業所等の関係機関の方々につきましても計画策定委員となっただき、様々なご意見を頂戴しております。全てとはまいませんが、検討を行い計画に反映をさせていただいております。また、個別に挙げましたご意見につきましても、場面に応じた積極的な検討を行いまして、可能なものにつきましては町の施策に反映を行う方針でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）障害をお持ちの方と健常者がお互いに支え合う中で、当事者のお声を尊重し、町政に反映させていくことは大変重要であると考えます。また、その一方で限られた財源の中、予算を編成し、町づくりの施策を進めていく上で町長をはじめ、職員のみなさんには大変なご苦労があらうかと思ひます。そのご苦労に心より感謝いたします。大変にありがとうございます。様々課題があらうかと思ひますが、今後とも障害をお持ちの方に寄り添った施策の実現への取組をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、町づくりの6つの柱の中の交流人口の増加において中之条ガーデンズやチャッボミゴケ公園、太子駅などの観光施設の整備が進められ、また各種イベントを開催し、町のPRに努められておりますが、観光施設においては誰もが利用しやすい施設づくり、そしてイベント開催においては誰もが安心して参加できるよう配慮されていることが大切であると考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）観光施設、あるいは既存の町有施設におきましても改修の際には可能なかぎりユニバーサルデザインに対応していくことが必要であり、町で行われる様々なイベントについても誰もが参加しやすい、見学しやすいユニバーサルデザインの視点に立った企画を行う必要があると考えております。まちなか5時間リレーマラソンにおいて、視覚障害をお持ちの方々もランナーとして参加をしていただいております。当初、伴走者が必要なランナーを想定しておりませんでした、その方々から参加申し込みをいただいた際に、伴走者もコース内に入れるようにしたという経緯もございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）交流人口の増加を目指す施策において、答弁の中にもありましたが、誰もが参加しやすいイベント、そして誰もが見学しやすい観光施設、その視点に立っていくことが大切であると考えます。今後とも交流人口の増加を目指す施策において、全ての人が安心して中之条町に足を運んでいただけるよう、積極的な取組をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、共生社会の実現のためには自分自身がどのように行動すればよいのか、また差別や排除を生み出す心のバリアをどう発見するのかを学ぶことが大切であると考えます。先日DE T、障害平等研修を受ける機会をいただき、様々な気づきがあり、その重要性を感じました。以前同僚議員の障害平等研修推進への質問に対して、必要であると思うと答弁されていましたが、今後の開催についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）以前に開催された本会議、また委員会におきましてほかの議員の皆様から障害平等研修につきましてはご質問、ご意見をいただいております。障害者の社会参加や多様性に基づき、気づくことから生み出される心のバリアフリーにつきまして、繰り返しになりますけれども、全ての人々がお互いに人格や個性を尊重し合え、認め合える共生社会を実現することに対して重要なものでございます。

研修の内容は、映像研修やグループワーク等によるものとなりますので、実施の対象者や規模、方法等につきましても今後検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）繰り返しになりますが、障害をお持ちの方も健常者も共に支え合い、多様な個人の能力が発揮される社会の実現を目指していく上で、差別や排除を生み出す心のバリアと向き合い、そして自分自身に何ができるのかを考えることが大切であると思います。答弁にもありましたが、今後対象者や規模、方法など実施について十分検討していただきたいと思います。また、子供の教育課程においても取り入れていただきたい研修内容であると考えますので、学校現場における実施のご検討も重ねてお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次は、子供の読書週間についてお伺いをいたします。読書の習慣は、子供が言葉を学び、想像力を豊かなものにし、人生を寄り深く生きていく上で欠くことのできないものであると考えます。また、情報通信技術が進んでいく社会を考えたとき、学習面において読解力向上のためにも読書週間が寄り重要になってくるのではないかと考えますが、中之条町では子供の読書週間を充実させるためにどのような取組をされているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）お尋ねの子供の読書週間につきましては、関議員おっしゃるとおり町教育委員会といたしましても、教育行政方針に位置づけるなど重視しているところでございます。教育全体の流れの中でも近年の全国学力・学習状況調査におきまして、問題文が長くなったり、記述式回答が増えたりと読解力や論理的な文章力などの言語能力が求められるようになってきております。これらは、これからの社会で特に求められる能力であり、こうした能力を高めていくためにも読書週間は重要というふうに考えております。

このような中、本町の学校及び幼稚園、保育所ではそれぞれの実情に応じた読書活動推進のための取組を進めております。具体的に申し上げますが、中之条小学校では、毎週2回朝読書に取り組んだり、1、2年生に対しては地域ボランティアによる読み聞かせを行ったりしております。また、校内図書委員会によるたくさん本を読んだ児童に対して発行します多読賞などの取組も行われております。

六合小学校でも週2回の朝読書、地域ボランティアによる読み聞かせを行っております。また、上級生による下級生への読み聞かせや、校内図書委員会がお勧めの本を紹介する取組も行っております。

中之条中学校では総合的な学習の時間等の授業の中に図書室を利用した調べ学習や、読書啓発活動を位置づけております。また、教科で扱っている内容や行事に関わりますテーマで選んだ図書を各学年の廊下に並べ、生徒が手に取りやすいようにしております。

また、六合中学校では校内図書委員会を中心に新刊図書やお勧めの本を紹介するコーナーを教室内に設け、図書を身近に感じられるようにしております。

また、一方、幼稚園や保育所では、各教室に子供の興味や季節の行事に合った絵本や図鑑を選んで配置することで自然と図書に親しめるような工夫をしております。地域ボランティアによる読み聞かせも小学校と同様に各園所で実施をしておりますけれども、日常的にも担任による降園前の読み聞かせはほぼ毎日の取組として定着をしております。

以上であります。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町管内の学校及び幼稚園、保育所での読書活動の具体的な取組について確認をさせていただきました。

それでは次に、小中学校における図書室の利用情報についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）お尋ねの利用状況につきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの小中学校における図書室の利用状況についてお答えいた

します。

小中学校では各校とも昼休みに開室をいたしております。校内図書委員が輪番で貸出し、返却等の業務を行っております。開室中は常に複数の児童生徒が利用してございます。

なお、学校図書室の平均貸出し冊数ですけれども、今年度4月から2月までで小学校では1人当たり47.8冊、中学校では3.7冊でした。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）では次に、中之条小学校に配置されている学校図書兼スクールバス見守り支援員さんは、学校図書においてどのような役割をされているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）続きまして、学校図書兼スクールバス見守り支援員につきましてご説明させていただきます。

中之条小学校に配置しております学校図書兼スクールバス見守り支援員でございますが、貸出し業務、また本の整理のほか、本を紹介する掲示物を作成したり、児童との交流を通して読書を啓発したりするなどの業務を行っております。図書室の利用環境の充実に努めているということでございます。

また、学校図書兼スクールバス見守り支援員につきましては、読み聞かせの地域ボランティアとの連絡、調整等もコーディネートしており、外部とのスムーズな連携を図る役割も担っております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）支援員さんを配置することにより、図書室の利用環境が充実し、また読み聞かせにおいても地域ボランティアとの連絡、調整と大事な役割をされていることを確認させていただきました。現在、中之条小学校のみ配置されていますが、中之条中学校、六合の小中学校にも図書室利用を支える支援員さんが必要ではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）支援員さんの件につきましてですが、先ほどこども未来課長のほうから申し上げましたとおり、中小に配置しております学校図書兼スクールバス見守り支援員は、中之条小学校の図書利用の推進に大きく貢献していただいております。こうした実績を基に議員おっしゃるとおり、中之条中学校及び六合小中学校につきましても図書室の利用を支える支援員の配置につきまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）教育長の見解を聞かせていただきました。図書室の利用環境を整えることは、町

づくりの柱の中の教育環境の充実につながると考えますが、中之条中学校、六合の小中学校の図書室利用を支える支援員さんの配置について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）学校図書館の司書、支援員につきましては、適切な読書環境を整えるために、その影響力は非常に大きな役割があるというふうに認識はしておりますけれども、令和３年度の当初予算におきまして、こども未来課からは支援員の配置につきまして予算要求があったところでございます。学校では近年多くの支援員にご協力をいただいております。特別支援教育支援員、英語学習支援員、養護教諭補助員、スクールバス見守り支援員等を配置しているところでございますけれども、町の財政状況や予算の配分等、総合的に配慮し、中之条中学校、六合中学校、六合小学校の令和３年度の配置は見送りとさせていただいたところでございますけれども、今後も検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）繰り返しになりますが、これから教育のデジタル化が進んでいく中で、子供の読解力や想像力を育む読書活動の充実を図ることは今後大変重要であると考えますので、財源等あるとは思いますが、図書室の利用の充実における支援員さんの配置について、前向きに検討をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、ツインプラザ図書館に置かれている読書通帳の詳細についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、生涯学習課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの読書通帳の活用について、ツインプラザ図書館の現状をお答えいたします。

まず、読書通帳は読んだ本の履歴等を記録しておく手帳の総称でございます。読書通帳は読書の履歴が可視化されることにより、読書量の増加や読書意欲の向上などのメリットがあると考えております。

読書通帳には次の３つの形態がございます。１、利用者自ら通帳に書き入れる形態、２、お薬手帳のように貸出しデータが印字されたシールを通帳に貼る形態、３、預金通帳のように読書通帳機と呼ばれる専用の機械を用いて印字する形態でございます。

ツインプラザ図書館では子供向けに自ら記入する手作りの通帳を窓口を設置し、自由にご利用いただいております。この通帳は、読んだ日付と本のタイトル、簡単な感想が記入できる仕様となっており、心に残った本を子供が自ら選び、ノートに書き留めるように記録を残すことができます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○3番（関 美香）先ほども申し上げましたが、読解力を身につける上で読書は必要であり、また情報通信技術が進んでいく社会を生きていく子供たちにとって、人生を寄り豊かなものにしていくためにも読書週間を重要視していくべきと考えます。子供たちがより楽しく読書ができるよう読書通帳の活用推進を提案させていただきたいと思います。私は、中之条町版の読書通帳を作成していただき、管内小中学校の図書室でも読書通帳を活用すべきと考えます。自分の読んだ本を読書通帳にためていくことで、知恵の蓄えや成長の記録を残すことができ、それはお金には換えられない価値のある経験になると思います。また、小中学校の入学祝いとして町から図書カードが送られる際、読書週間が充実するよう読書通帳も一緒に送るべきと考えます。子供たちがより楽しく読書ができるよう読書通帳の活用推進の取組について教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）読書通帳についてでございますが、関議員のおっしゃるとおり、子供たちが人生を豊かなものにしていくためにも読書週間は重要というふうに考えております。現在でも読書推進について各校の実態に応じた取り組みを進めるよう管内の校長会等を通じまして、依頼しているところでございます。児童生徒が楽しみにしながら意欲的に読書に取り組める方策として議員からご提案いただいたことを含めまして、各校でどのように取り組めるか、校長等の意見を十分聴取する中で読書通帳につきましても今後検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）教育長の見解を聞かせていただきました。どうぞ前向きなご検討をよろしくお願いいたします。先ほど中之条町版の読書通帳と申し上げましたが、子供たちが記入したくなるような読書通帳の作成をお願いしたいと思います。例えば表紙はなかのんとなかっちゃんがよいのではと思っております。最後に、子供たちの読書週間と図書室の利用環境の充実をお願い申し上げ、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

ここで一般質問の途中ですが、換気のため暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

（休憩 自午前10時55分 至午前11時10分）

○議長（山本隆雄）再開します。

次に、唐沢清治さんの質問を許可します。唐沢清治さん、自席でお願いします。8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず、今日は東日本大震災から10年目です。被災者の皆様に改めましてお見舞い申し上げますとともに亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。

さて、私の質問ですが、岩櫃真田忍者ミュージアム、中之条町歴史と民俗の博物館ミューゼ所蔵忍者資料の長期貸出しについて、また2月広報の山岸晃氏からの寄贈について質問をいたします。

（1）、故山岸賢司氏の令弟、山岸晃氏から生前賢司氏が収集していた中世、近世の忍者、武具、

捕り物、錠前に関する膨大な資料を中之条町歴史と民俗の博物館ミュージエに寄贈していただきました。2月の広報なかのじょうには国内最多のコレクションとして高く評価されている資料、大切な資料が散り散りばらばら、散逸するのを防ぐため、一括で寄贈されたとあります。国内最多のコレクションと高く評価されている膨大な資料が山岸氏から中之条町に寄贈された経緯をお聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）この件につきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの山岸賢司様から中之条町に寄贈された経緯についてお答えいたします。

山岸賢司様は、昨年1月にお亡くなりになりました。この方は、ご存命のときから頻繁に中之条町を訪れ、特に博物館ミュージエには何度となく足を運び、親交を深めていただいております。山岸様は、数百点に及ぶ忍者道具を所有するコレクターとして関係者の間で有名な方でした。今回、寄附者であります山岸賢司様の実弟に当たる山岸晃様が、お兄様が生涯をかけてコレクションした忍者道具を今後どのように管理していくか三重大学国際忍者研究センターに相談なさいました。その結果、公共博物館のミュージエに寄附し、管理していただくのがよいだろうとのアドバイスをお受けになり、昨年11月25日付けで寄附申し込みをいただきました。寄附の申し込みを受け、町としても今後有益になると判断し、山岸様のコレクションを受け入れさせていただきました。併せて、多額の寄附の申し込みもいただいたため、12月の補正でお示ししたとおり、基金として歳入いたしました。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）昨年12月に寄贈を受けたということですが、寄贈を受ければ整理の整理、管理、有効利用等をする必要があると思います。今回のように膨大な資料は整理や管理などの多くの時間と多額の経費が必要となると聞きました。資料によっては寄贈を断られることもあるそうです。また、寄贈者に費用の負担を求めることもあると聞きました。そこで、今回寄贈を受け入れる判断は誰がどんなことを検討して行ったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）まず、ミュージエにおきます資料の貸出し、借入れの許可につきまして申し上げます。中之条町歴史と民俗の博物館ミュージエにおける資料の取扱いに関する要綱に定められておりまして、8条に館外の貸出しの申請、9条に館外貸出しの許可が規定されており、館長が館外貸出し、借入れの許可を決定するものとなっております。また、今回の寄贈につきましては町長等とも協議を行いまして、先ほど申し上げましたように受入れの決定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） どうもありがとうございます。今後も派生する資料などの寄贈に対してはしっかりと慎重に判断をしていただきたいと思います。寄贈される前にも多くの資料が持ち込まれていたと聞きます。博物館内で預かれば適切な保管、管理の義務が発生すると思います。持ち込まれた資料の数量や内容をどのように把握し、どのような保管、管理をしたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋） まず、今回の忍者の道具に関してでよろしいでしょうか。では、現在12月に寄附申込みを受け、寄附を受けている品々は、ただいま前橋から搬入をしている最中でございます。他の例によりまして、緊急を要する受入れにつきましては、一旦受け入れてから目録等、また調査等をして保管ということにしております。また、ミューゼにおきますマンパワー等の問題もあり、緊急性のあるものから処理をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） ありがとうございます。今回でなく、以前の状況はどんな具合だったのでしょうか。以前もいろいろと資料が持ち込まれていると思うのですが、今回はそういうことで分かりましたけれども、以前はどんなふうに扱っていたのでしょうか。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋） 先ほどのお話と重複するかもしれませんが、近年におきまして寄贈、また持ち込まれる数量というものが莫大な量になってきております。他の例におきますと、昨日もお話出ました鍋屋さんにおける資料等も一旦お預かりして、時間、またマンパワーの状況を勘案して、順次整理を行っていった状況でございます。また、先ほど議員がお話ししている中にもありますように、物によっては非常に調査に時間がかかるものもございます。それらも含めまして、まずは散逸しないように一旦お預かりするというようなで、資料のほうをお預かりし、先ほどのお話しの中にもありましたように、現在収蔵庫の問題等もございます。一旦、今は西中の空き教室を使いまして、保管している状況でございます。また、時間を見まして、順次整理をし、目録作成につなげておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治） それでは、鍋屋さんのときには文書とか何かそういうような、何か書類とか等は作成されているのですか、何か。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）鍋屋さんにつきましては、今一旦お預かりというような形で、寄贈という形ではまだ処理はなされておらない状況でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございます。では、以前でもそのような状態はあったということですね。ありがとうございます。

では、次、（2）、1月31日の上毛新聞に忍者資料ずらり300点と題してJR原町駅前で開催されている岩櫃真田忍者ミュージアム（にんぱく）の記事が掲載されました。「運営するのは合同会社岩櫃城忍びの乱で、展示されている忍者関連道具は前橋市の個人収集家故山岸賢司氏が集められたもので、中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼへの寄贈品などを借りて展示している。吾妻地域の新たな観光スポットを目指す。」ともあります。また、国際忍者学会の会員でミュゼの山口館長は「忍者資料がこれほど多いミュージアムは国内にはないだろう。忍者の研究者にも関心を寄せてもらえると期待している」と掲載されました。この記事を読んだ町民や中之条町出身者からは次のような様々な声が届いています。「もう中之条へのふるさと納税はする気が萎えた」、「ふるさと納税募集のブレーキになる」、「若者の町おこしの機運を台なしにしてくれた」、「町民や子供の心情を無視した無神経な発言になによりも怒りを覚える」、「中之条町での展示公開を軽視している上、なぜか東吾妻町に肩入れしていると感じられる」、「中之条町に心寄せる者として不可解に思うし、常識外れな発言だ」、「お宝の町外貸出しで、商店街集客力へのデメリットをどう考えるか」、「著名な収集家故山岸賢司氏の寄贈意思に合致する貸出しなのか」などの声です。新聞に記事に掲載するという事は、新聞記者にとっても新聞社にとっても大きな社会的責任がありますので、しっかりとした取材に基づき、うそ偽りなく書かれた記事だと思います。合同会社岩櫃城忍びの乱に貸出したような新聞記事はどういうことなのかお尋ねをいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）まず、議員お尋ねの新聞記事につきましてお答えいたします。

寄附された莫大な資料につきましては、ただいま受入れ作業を行っているところであり、年度内に完了するよう山岸様と調整を図り、前橋から寄附の品々を受け入れている最中でございます。このような状態であり、合同会社岩櫃城忍びの乱をはじめ、ほかへの貸出しなど現在できる状態ではございません。

では、岩櫃城忍びの乱に資料が展示しており、その内容が新聞報道されましたが、主催者であります斉藤様に経緯を伺いましたので、お伝えさせていただきたいと思います。2年前のことになりますが、山岸賢司様は、頻繁に中之条町を訪れる中で、数回にわたりコレクションの忍者道具をミュゼに持参していただくことができました。ミュゼのトイレ脇に展示してある忍者道具もその一つでございます。時同じくして斉藤様から山岸賢司様のところに忍者道具の展示イベントを開催するにあたり、忍者道具をお借りしたい旨相談したそうです。そこで、山岸様は斉藤様の相談に快諾し、

品物についてはミュージエに持って行くからそこに取りに行ってくださいとのやり取りがあり、齊藤様はミュージエに品物を預かりに出向いたそうです。その当時の品物が現在に至り岩櫃城忍びの乱に展示されているそうです。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうもありがとうございます。今の話ですと、山岸賢司様が直接持ってきて、ミュージエに取りあえず置いておいたものを齊藤さんが借りていったということ、ミュージエに持ってきたものを借りていったということですか、それとも直接ミュージエには関係なく山岸さんの資料を齊藤さんが借りたということなのですか。ミュージエは何も関わっていないのですか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）先ほど申し上げたとおりでございます。当時岩櫃城忍びの乱の主催者であります齊藤様が自分のところで忍者道具のイベントをするにあたり直接山岸様に依頼をなされました。山岸様はミュージエに道具を持って行くからそこに取りに来てくれというようなことで、齊藤様にお話しし、主催者である齊藤様はミュージエに取りに行ったという経緯でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）そうすると、この新聞記事に中之条町歴史と民俗の博物館ミュージエへの寄贈品などを借りて展示していると書かれておりますが、これはどういうことなのでしょう。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）その点につきましては行き違いがあった部分があるかとは思いますが、まず取材に基づき新聞記事が掲載されたと思いますが、その内容につきまして先ほど以来申し上げましたように2年前の話でございます。岩櫃城忍びの乱の齊藤様はミュージエに荷物を取りに行ったことは事実でございます。その話をされたかと思えます。ただし、当時のミュージエを経由して岩櫃城忍びの乱に品物が行った経緯につきましては、まずミュージエとしてはまだ受け入れていない状況でございますので、ミュージエの品物を持っていったとは、その点につきましては行き違いがあったかと思えます。しかしながら、今展示されております岩櫃城忍びの乱の品物については、2年前にミュージエに取りに行ったものでございますので、そこで行き違いがあったと感じております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）そうすると、行き違いがあるということは事実と異なる部分がある記事だということですか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）まず、話が重複になるかとは思いますが、現在昨年11月25日に寄附申し込みを受けた品物については、先ほど来お話ししておりますように現在受入れ作業を行っているところでございます。その品物についてはまだまだ貸出しをできる状態ではないと申し上げました。

そして、新聞上に掲載されております岩櫃城忍びの乱の品物については、先ほどもお話ししたように2年前に岩櫃城忍びの乱主催者であります斉藤様が直接山岸様に借用を依頼したものでございます。ただ、その品物を取りに行くにあたって山岸様はミュゼに持ってきておくから、斉藤様はミュゼに取りに行ったという経緯の中で今回の展示物につきましてミュゼからの借用というようなことで発言をなさったのではないかと想像いたします。ですから、記事そのものについては斉藤様の発言に沿って掲載されておるものでございますので、一概に間違いとは言えない状況でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）館長にも取材があったと思うのですが、どのような取材があり、この記事が掲載されたのでしょうか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）どのような経緯で取材があったかということは、これは館長にまだ聞いておらないところでございますので、ここではお答えできないところでございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）分かりました。

それでは、次に移ります。（3）、上毛新聞に記事が掲載されてから既に40日ほどが経過しています。お話を伺ったところ、この記事が誤っていたということではなく、取材に基づいて行われたということで今お聞きしました。だけれども、その記者に対して、今山口館長のあれは山口館長に聞かないと分からないということですので、この間お伺いしたところによると何か記者を呼んで何か発言したようなこととお聞きしたのですが、それはどういうこと、この間の打合せのときにはそういう話だったのですけれども、それはどういうことなのでしょう。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、新聞に掲載された記事のことからお話を申し上げます。

1月31日日曜日だと思いますけれども、新聞記事が載りました。これにつきましては、同日の夜、1月31日の夜博物館ミュゼの館長から生涯学習課長に貸出しをしていない旨連絡がありました。翌2月1日の朝館長から副町長に内容報告が行われまして、その後館長から生涯学習課長に詳細説明が行われまして、内容に齟齬があった、その部分について確認を生涯学習課長のほうでいたしました。その後私にも報告がありました。そして、夕方取材を行っていただいた記者の方に来庁いただきまして、生涯学習課長のほうから説明をいただくとともにミュゼからは一切貸出しを行っていないことを、お話をさせていただいたということでございます。

一つ整理をさせていただきたいのですが、先ほどたくさんの町民の方ががっかりされているというお話がありました。それはたくさんの寄贈品をいただいた、それが貸出しがなされているということなのだと思うのです。それは違います。先ほど来生涯学習課長がお話ししていますように、今

回山岸様がお亡くなりになって、そしてそのご意向を弟の晃様が継いでいただいて、前橋にある残っているたくさんの資料について寄贈を一括していただいたということです。先ほど来議員がおっしゃっていることは、もう約2年前と課長からも言っていると思うのですが、それについては今回の一括には含まれていないというふうに私どもは思っております。それが一緒になってしまうと話がちょっと混乱してくるかなというふうに思いますので、私どもの整理としては2年前のものを含めた一括、そういうふうには捉えておりませんで、今回寄贈をいただいたものを一括して寄贈いただいたというふうに捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）今教育長の発言では、2年前のものは一括して、散逸を防ぐために一括して寄贈されたものには含まれないと、そういうことでよろしいのでしょうか。分かりました。

次に移ります。（4）、2019年8月に東吾妻町コンベンションホールで日本最大級忍者の武具、道具、グッズ、大展示会が開催されました。ネットに掲載されていた資料には前橋市山岸氏のコレクションを中心に中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼの全面的な協力の下開催される日本最大級の忍具展ですとあります。また、2019年6月には日本最大級の忍具大展示会へ向けて取りあえず撮影会と題された記事が見つかりました。「展示する忍者コレクションは、前橋市の日本有数の忍者グッズコレクター山岸氏の所有物を管理する中之条町歴史と民俗の博物館ミュゼの書物が中心です。ミュゼは、昨年も忍者展を開催するなど忍者愛好家にとっては最高の博物館です。それでも、ミュゼには展示しきれず昨年の忍びの乱でも展示しきれず、今だから言えますが、ミュゼの館長と山岸さんと我々は完全に不完全燃焼でした。それなので、もう東吾妻町コンベンションホールの大ホールをドカンと貸し切ってエキシビションにすることにしました。ミュゼさんと山岸さんの全面的な協力を頂戴します。本当にありがとうございます」とありました。また、次のような記事もあります。「本日は取りあえずこのコレクションの把握を兼ねての写真撮影でミュゼにお邪魔しました。数々のボール箱、数々のジュラルミンケースの玉手箱を開けるように覗くと出るわ出るわ恐ろしい武器の数々。どこから撮影していいか分からないし、どんな絵になるかが心配で、武器、道具の本質を引き出すのにいいのか全く分かりません。それでもやっぱり忍者の武器は絵になりますね。色は地味だし、素材もほぼ単一だけれども、とにかく格好いいの一言。格好よすぎてこれはどうに使うの、これはどんな隠しギミックがあるの、これに攻撃されたらやばいよね。何でこんなに格好いいのなどとカメラマンと話しているうちにどんどん時間が過ぎてしまいました。そこで、今回はいわゆる鎖系しか撮影できませんでした。こんなに鎖系を撮ったのにまだ何十本、何十ジョウあるのか分かりません。全貌が見えず不安です。」と資料の多さに驚いている様子が記載されています。また、ミュゼで撮影された写真とともにミュゼに展示してある資料の写真も掲載してありました。今回原町駅前で開催している合同会社岩櫃城忍びの乱の代表に尋ねたところ、2019年に開催した日本最大級忍者の武器、道具、グッズ大展示会のときにミュゼからお借りし、そのまま預か

った資料を今回のにんばくで展示しているとお聞きしました。これらのことを踏まえれば12月に山岸晃さんから散逸を防ぐために一括寄贈された膨大な資料の中に今回にんばくで展示してある資料が含まれるのは当然だと考えられます。2月の広報なかのじょうにはミュゼに散逸を防ぐために一括で寄贈されたとありますが、岩櫃城忍びの乱に山岸さんが貸しているものは今後どういう扱いになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）それでは、議員お尋ねの岩櫃城忍びの乱に山岸様が貸しているものは今後どういう扱いになるのかについてお答えいたします。

今回の新聞報道について、弟の山岸晃様にも経緯を確認しましたところ、先ほどお答えしたとおり、生前山岸賢司様が吾妻町に貸し出した資料であり、弟の山岸晃様も承知されておりませんでした。したがって、現状では吾妻町の岩櫃城忍びの乱の展示品の今後の取扱いにつきましては、現状山岸様個人の資料となります。現状私どもとしてはそれを今回の一括の寄贈と含んでいると言いきれないところがございます。したがって、今後岩櫃城忍びの乱に山岸様が貸しているものはどうなるのかについてはお答えすることができません。

以上です。

○議長（山本隆雄）8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治）お答えすることができないということでもありますけれども、この一連のネットに上げられた記事、これは過去のことなので偽りはないことを言っているものだと私は考えます。そういったことから、ぜひとも岩櫃城忍びの乱で今展示してあるものについても散逸を防ぐというか、そういう、鑑みてもまた一括でミュゼでこれから管理をしていただくことが一番いいと、そんなふうに思いますので、そのへんはよろしくお願いいたします。

次に、今回山岸さんから資料の寄贈があったわけですが、資料の価値は平等であると聞きます。寄贈を受けた以上全ての資料を丁寧に調べ、整理、保管、管理をしていく必要があります。寄贈された膨大な資料の整理、保管、管理はどのように行うのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）山岸様からの寄贈物の受入れにつきましては、年度内に完了したいと考えております。寄贈物につきましては、現在ミュゼの収蔵庫にスペースがないため旧西中の教室をお借りし、保管しております。新年度におきましては、三重大学国際忍者研究センターと連携し、調査及び整理を実施し、適正な保管、管理に努めたいと考えております。

○議長（山本隆雄）8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治）よろしくお願いいたします。

次に、山岸さんから寄贈された資料の価値についてどのように判断しておられますか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの寄贈物の価値についてでございますが、現状では非常に貴重なものとしかお答えできません。令和3年度におきまして、先ほど申し上げました三重大学国際忍者研究センターと連携して寄贈された品々の価値について明らかにしていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうぞよろしくお願いいたします。

次に、山岸晃氏から多額の寄附も受けられていると聞きましたが、幾らぐらいの金額ですか。お聞きいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）寄附金額は、3,000万円でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございます。寄附の趣旨は明示されていますか。お願いします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）真田忍者の研究や郷土の文化活動に使ってほしいという寄附者のご意向でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございます。

3,000万円という大金を寄附されたわけですが、寄贈された資料の調査、研究、保管には莫大な経費が必要になると思います。寄贈された資料に関わる経費に有効に利用していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、寄贈された資料の有効活用についてどう考えているのかお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）先ほども関常明議員さんのご質問にもお答えいたしましたように、寄附金につきましては、3,000万円につきましてですけれども、昨年12月末にミュゼの基金として受け入れてございます。先ほど課長からお答えしましたように故人のご意志が真田忍者の研究や郷土の文化活用に使ってほしいというご意向がございますので、今後検討させていただきますとともに、まずは三重大学国際忍者研究センターと連携をいたしまして、寄贈資料の調査、研究、あるいはミュゼでの一般公開へと結びつけるための費用として有効活用させていただきたいというふうに考えております。いずれにしましても、この収集をなさった山岸様はもうお亡くなりになっております。そのご遺志も、また弟様である晃様、直接一括寄贈していただきました晃様のご意思も踏まえまして、私どもとしては大事に資料を有効活用させていただくとともに、広くいろんな方々に御覧いただける

のが山岸様のご遺志にも報いることになるのかなというふうに思っております。貴重な資料であるからこそより多くの方に御覧をいただくような方法も考えていければなというふうに思います。よく館長が言っていることなのですけれども、重要な文化財等につきましては、やっぱり博物館同士の連携を図りながらお互いに貸し借りをする中で広くいろんな方に御覧をいただいて、そしてその資料の価値を見ていただく、それが博物館の一つの役割だろうというふうなこともおっしゃっています。ですから、ミュゼのほうにおきましても、その意向の下今後いただいた資料につきまして、有効活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ぜひそのようによろしくお願いします。

次に、山岸さんの資料の一部は現在にんぱくで展示されていますが、忍者に興味のある人たちにとっては大変貴重な資料です。今回町で寄贈された資料の貸出し予定はありますか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）先ほど教育長のほうからもお話ししたように、貸し出せる状況になればお互いに資料の貸し借りをを行う中でお互いの施設の充実を図っていき、また相互連携の下お互いの施設がよりよい方向に向かっていけばいいと思いますので、資料の整理、収集した整理等済みしました時点でそのようなことも考えていければなと思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢清治さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。

最後に一点確認させていただきますが、ミュゼは群馬県の登録博物館になっています。博物館に登録されれば、博物館法が適用されます。博物館法では館長、学芸員その他の職員として第4条に規定があります。1、博物館に館長を置く、2、館長は館務を掌理し、所属職員を監督し、博物館の任務の達成に努める、3、博物館に専門的職員として学芸員を置く、そんなようなことがあります。現在ミュゼには学芸員の配置はなされているのでしょうか、1点お聞きいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長、時間短くね。

○生涯学習課長（富沢 洋）現状館長の山口館長が有資格を持っております。

以上です。

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。時間ですので、あれですけれども、博物館法に則った適正な運営をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（山本隆雄）唐沢清治さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 自午前11時56分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、自席をお願いします。2番、佐藤さん
○2番（佐藤力也）改めまして、みなさん、こんにちは。佐藤力也です。令和3年3月定例会議における一般質問の通告をいたしましたところ、議長より質問の機会をいただきました。誠にありがとうございます。質問の前に本日3月11日は東日本大震災が発生してから10年となる節目の日でございます。亡くなられた遺族の皆様にお悔やみを申し上げるとともに被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、現在新型コロナウイルス感染症の問題に際し、医療従事者をはじめ、感染予防に日頃よりご協力をいただいている町民の皆様にご心より感謝申し上げ、質問に入りたいと思います。

さて、本日の質問でございますけれども、4点ございます。1点目が新型コロナウイルス対策について、2点目がキッチンカーについて、3つ目が国民スポーツ大会、国体について、4番目がリンゴ農家のカメムシ被害についてということで、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、新型コロナウイルス対策についてご質問をいたします。2月1日からスタートいたしました。旅なかのじょう如月キャンペーン実施について質問をしていきたいと思っております。このキャンペーンですが、第3波と言われるコロナの拡大において、町長におかれましては、大きなダメージを受け、落ち込んでいる温泉地、観光業の経済復興の特効薬としての期待と、感染拡大のリスクの不安との板挟みの中、大変重いかじ取りを迫られたのではないかと考えますけれども、まず開催に至るまでの経緯、そして最終的に実施を決断された町長の思いをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この事業につきましては、昨年も申し上げましたけれども、中之条町観光協会、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合温泉郷組合、商工会、そして役場の担当部署としては農林課、観光商工課においてその内容や実施時期について検討を重ねた上で、国が実施いたしましたGo To キャンペーンが1月いっぱい終了するというところでございましたので、終了後の温泉街の閑散期でもある2月に実施することで計画をしておりました。そんな中、年明けに全国的に新型コロナウイルス感染症が急増し、1月8日には1都3県が、さらにその後7府県が緊急事態宣言を発令するなど事態が急変し、群馬県においても感染者が増加し、本当に厳しい状況でありました。県内は外出自粛要請が出ており、感染拡大、医療逼迫等情報が飛び交う中、事業実施については慎重にならざるを得ない状況でありました。感染拡大だけを考えれば動かないこと、経済活動を停止することが最善策であるということは十分承知をしておりました。しかしながら、みなさんのご承知のとおりこのコロナ危機において求められることは、感染防止をしながら経済活動を維持していくということでございます。この長期間にわたる外出自粛要請等で疲弊した宿泊業、飲食業、その他町内事業者のみなさんを少しでも支援することを優先に、さらには関係する事業者のみなさんの力強い後押しも

あり、今回の如月キャンペーンの実施に踏み切ったわけでございます。事業実施に伴い、感染が拡大するリスクももちろんございましたけれども、結果として今現在感染者数を出すことなく推移をしております。また、少しであります、町内ににぎわいが戻ってきたというふうに感じているところでございます。また、今日の新聞で愛郷キャンペーン、これ群馬県で実施をするような新聞報道がございました。これによって、国が実施するGo To キャンペーンの間をつないでいただければ引き続いて宿泊業等の支援がつながるのかなという期待もしているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今町長よりこの如月キャンペーンに向けての思いということで答弁をいただきました。答弁の中で、関係する事業者のみなさんの力強い後押しがあったというお言葉がございました。町長におかれましては、本当に厳しい判断を迫られた中、1月後半四万温泉にも何度も何度も足を運んで地元の方の意見を聞き、そして励ましというところを私も何度も目撃しております。また、キャンペーンが2月から始まった後でも温泉地、町内のほうに出向いて、様子を観察すると、視察するといったところを見ております。本当に感染拡大のリスク、そしてこのキャンペーンが成功に向かってどういった動きになるのかというところを自らの足で確認をするという、とても頭が下がる思いでございます。今回のキャンペーン実施にかじを取っていただき、今現在とてもお客様の予約も入っており、観光業界、特に四万温泉、とても助かった、ありがたかったという声でいっぱいでございます。この場をお借りして、四万温泉を代表してお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、この如月キャンペーンですけれども、昨年6月の一般質問において私が町長に渋川の、渋川伊香保での市民限定のキャッシュバックキャンペーンを例に中之条町でもそういった独自のキャンペーンをしていただきたいという提案をさせていただきました。もちろん四万温泉協会や関係業者の方たちの後押しを受けての質問だったわけですが、そうしたところ、町長からは検討いたしますといったところで答弁をいただいた記憶がございます。そして、8月のところで臨時会議におきまして専決処分として報告され、議会で承認されたと承知しております。この如月キャンペーンですけれども、開催にあたって3つほど私も心配していたことがございます。1つは運営上のトラブル、予約とかそういったところです。もう1つはもちろん感染拡大というところでございます。町長も恐らくこの感染拡大というところを一番気にしていたのかなと思っておりますけれども、何とかそこは今のところ目立った部分がなくスムーズにいつているのかなと思っておりますけれども、この感染拡大のリスクを減らすというところで、第1回目を町で行っていただいた経済対策、感染症対策というところがとても効いてきたのかなと思っております。四万温泉協会に対しまして600万、沢渡温泉組合と六合、飲食店組合に対しましては60万という、そういったところの補助が感染症対策の徹底につながって、今回もこのキャンペーンが感染のリスクを抑えてのゴーサインを出

せた一つの要因なのかなと考えております。そういったところで今回は本当に町、町長のリーダーシップというところでしっかりとやっていただいて本当によかったのかなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。3つ目の心配というところがこういった感染症対策を徹底した上で準備が整ったけれども、お客さんが来てくれるかどうかというところがやはり心配なところでございます。今回この事業の経済効果を図る上で、観光協会ですっかりといろいろなデータを取られているということを聞いておりますので、今現在の宿泊者数、また予約者数が分かればお願いいたします。また、その際にその中で町民が占める割合がどのくらいあるのか、分かれば併せてお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）それでは、如月キャンペーンの2月の実績について、観光協会に取りまとめた数字を報告させていただきます。宿泊者数全体ですけれども、1万4,530人です。昨年の2月と比較をしますと約20%の減少となっております。宿泊者のうち群馬県民は1万2,063人でございます。全体の83%を占めております。中之条町民の宿泊者は375人で、群馬県民宿泊者の約3%となっております。なお、2月の実績と3月5日時点で把握している3月予約分を合わせた宿泊者数は全体で3万4,915人、うち群馬県民が2万5,878人でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。今の実績見ますと、経済効果、単純計算なのでですけども、6,000円分お得になるこの如月キャンペーン、ほぼほぼ6,000円ぴったりというところはないので、その倍ぐらい、1万2,000円ぐらいなのかななんて思っておりますけれども、単純にその倍ぐらいが経済効果として見込まれるのかなと思っておりますし、それ以上なのかなと思います。そうするともう3億近い経済効果を生んでいるのかなと思いますけれども、この中で町民の利用割合というところでも質問させていただきましたが、3%ということで、数字では何人というところは3月のところは出ていないようですけれども、3%というところお聞きしました。この3%町民の方が利用していただいたというところに対しまして、町長はどのような感想をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）3%の数字、私からするとちょっと低いかなというふうに思います。この際町民の方に四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷のすばらしさを知っていただいて、それをみなさんに周知していただけるものかなというふうに思っておりましたけれども、なかなか地元の温泉には行かないものなのかなというふうに思っております。そんな感じでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）私も町長と同感でございます。同感という意味は低いかなと思っております。いろいろな理由が今回あると思っております。もちろん一番はコロナ禍ですので、感染のリスクを考
えての旅行控えというところが一番大きなところなのかなとは思っておりますけれども、今までコ
ロナの時代に突入する前でも中之条町の町民の方が例えば四万温泉、沢渡温泉行ったことがない
という方も結構いらっしゃるのを耳にしております。何でかという、やはり宿泊料金が高いとか、
いろんな様々な理由があるのですけれども、受け手側にいたしますと、一生懸命頑張った金額な
のでみたいな、満足させてあげるにはこの金額がというようないろんな理由があるのですけれど
も、それはともかく、今回町民の方が3%という低い数字になったところというのを今後ちょっと上
げていきたいなって自分は思っております。今回の如月キャンペーンなのですけれども、いろん
な意味で、特に観光業界においては救世主的な役割を担っているのかな、役割を果たしてくれて
いるのかなと考えております。如月キャンペーンというタイトル、これは本当に9月でしたか、ど
ういったキャンペーンのタイトルにしていくのでしょうかという質問もさせていただいたと思
うのですけれども、とてもいいイメージがついたのかなと思っております。この如月キャンペー
ンというタイトル、キャンペーンそのままに内容を、今回は経済対策ということで県民宛ての
キャンペーンだったのですけれども、これを町民限定のキャンペーンということで毎年この2
月の観光業界がへこむ閑散期にやっていただければありがたいかなと思っておりますが、そ
こについて町長お考えはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）佐藤議員提案の町民限定を如月でやってもらえないかという話でござ
います。今回実施した経緯でございますけれども、ご承知のとおりコロナウイルスが蔓延して、
そして経済活動が思うようにできないということで、温泉街も商店も農家の方も疲弊して
いる、こういった状況を打破するためにキャンペーンを行ったという経緯がござ
います。確かに地元の方に知っていただくということは必要かなというふうに思
いますけれども、今回交付金をいただいた中で実施をさせていただいたわけ
でございますので、今のところ考えておりませんけれども、いずれにしても中
之条町のよさを町民の方に知っていただいて、さらにその人たちが観光大使
になって、ほかの人に伝えていくということは大切な仕組みだというふう
に思っておりますので、観光協会、あるいは観光課を通じて町民の方に
一人でも多く泊まっていただくようなキャンペーンもする必要があるかな
というふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）沢渡温泉、四万温泉、六合と、とてもそれぞれ泉質が違ってすばらしい温泉
ございますので、まずは町民のみなさんにその温泉に入っていただいて、体を癒やして
いただくというところをまずやっていただきたいという狙いが私のこの一つでござ
います。やり方というのはこれからいろいろあると思うのですけれども、町民限定
というとなれば人数が少なくて、経済効果

はどうかのかとかって思われるかもしれませんが、代表が町民であればその方の紹介であれば一緒にグループは全てオーケーですとか、いろいろなやり方があると思いますので、これからまた検討していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、如月キャンペーンについてはこれで質問を終わりにして、次の質問に行きたいと思います。続きまして、新型コロナウイルスのワクチン接種における質問について行きたいと思います。この質問については、先ほど同僚議員、関議員のほうからありましたし、また後日同僚議員がしっかりとやるということでございますので、流動的なところもございますので、一点だけお伺いしたいなと思っております。それは、このワクチン接種における問合せに対する相談窓口はどうなっているのかというところをお伺いしたいと思うのですが、これ菅内閣総理大臣が国会答弁の中でワクチン接種を円滑に行う上で必要な経費は全て国が負担すると明言しておりますので、また予算以外に考える課題があるか、もしあったら併せてお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これに就きましては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）住民接種に対します相談窓口につきましては、予約方法や接種場所、あるいは日程など基本的な問合せの窓口は町が担当します。医学的所見が必要な専門的な相談など市町村で対応困難な問合せに対しては、3月1日に群馬県にぐんまコロナワクチンダイヤルという窓口が設置をされ、24時間、19か国語で対応がなされております。今後これらにつきまして、町民に向けて周知をしていきたいと考えております。

また、接種費用に対する予算について国が負担するという以外に課題がありますかという質問につきましては、議員おっしゃるとおり日々国からの情報が変化する中でワクチンを無駄なく必要の人に接種ができる体制づくりが大変重要な課題かと考えております。特にマンパワーの確保も課題の一つです。また、ワクチンの入荷状況につきましても、現在1箱分が4月の末の供給予定というだけで、その後どういったペースで配分されるかがちょっと見通しがつかないような状況の中、具体的な接種の計画がなかなか立てられず、十分な体制整備をした中で開始ができるかというところは課題と感じておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）町長ご承知のとおり、ワクチン接種の最大の目的は集団免疫を獲得し、新型コロナウイルスとの闘いを終息させることにあります。町には一人でも多くの町民がワクチン接種を受けていただけるよう、まずは安全性と有効性における正しい知識の周知に努めていただきたいと思います。そして、必要とされるあらゆる物資や機材、マンパワーを充実させ、ワクチン接種を希望する全ての町民が安心してワクチンを接種できるようご尽力をお願い申し上げたいと思います。また、その際職員並び関係者の皆様におかれましては、先の見えない不安と緊張の中対応されること

と思われます。お体には十分留意され、ときには温泉に入って心身をリラックスさせて職務を全うしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、キッチンカーについての質問に入りたいと思います。最近、お祭りや各種イベントなどにおいて様々な飲食、たこ焼きですとか、いろいろな食べ物、飲物、そしてスイーツなどがキッチンカーによって販売されるようになってきております。今後中之条ガーデンズや、去年とてもにぎわった四万湖周辺の町が所有する駐車場などでキッチンカーが長期滞在し、販売をするようなときに、駐車場の使用料などが当町における既定はどのようになっているのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）町で管理いたします公共施設内におきます営業を目的としたキッチンカーなどの施設使用料の規定につきましては、中之条ガーデンズのみが駐車場で1日5,000円と規定しております。その他の駐車場などの施設内での設置につきましては、規定していないのが現状でありますけれども、中之条町の各観光地等におきましては、食の提供が弱いというような指摘もあります。旅行者に地元の食材等を活用した食を楽しんでいただくことも観光事業として力を入れていかなければなりません。また、町でイベント等を実施する際に、多くのお客さんの来場を想定した中で、飲食の提供も考慮しなければなりませんので、キッチンカーの設置許可につきましては、設置エリアや設置使用料を含め、今後も検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）近隣の町村でも利用規約等が設置されて対応されているようでございますので、入場客や観光客の駐車の障害となったり、様々なトラブルの原因になることも危惧されますので、ぜひとも早急に対策を講じていただければと思います。よろしくお願いいたします。

さて、そのキッチンカーでございますけれども、当町ではまだそのキッチンカーを所有をして出店をされている方というのはほとんど見かけておりませんけれども、低資金で開業できることや店舗販売と違い、お客さんのいるところに行って営業できるというメリットもあり、またコロナ禍でテークアウトの需要も増えていることなどから、今後町内でも新たにキッチンカーによる事業を始めようとする町民の方も出てくるのではないかなと推測します。その際、町にはこういった支援が現状あるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）町の支援ということでございますが、キッチンカーの制作ですとか、購

入に関しましては、店舗等リニューアル事業補助金がございますので、そちら活用いただければと思います。

それと、起業する際に補助を受けたい場合ですが、中小企業庁で行っている持続化補助金がございます。そのほか、群馬県産業支援機構の企業支援金制度が活用いただけます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま観光商工課長のほうより店舗リニューアル事業補助金を活用していただければというお話がございました。また、そのリニューアル補助金なのですけれども、決まりというか、対象者というところでは町内3年以上でしたっけ、営業されて経過している方に適用ということで、あわせて起業をする際にはということで補足で中小企業町で行っている持続化補助金、または群馬県産業支援機構の企業支援金制度などの紹介を今していただいたのですけれども、群馬県の産業支援機構の企業支援金制度というのは私も存じ上げておるのですが、補助率2分の1で最高200万という高額な補助が受けられるのですけれども、その分募集人数が年間でおよそ30件と少なく、狭き門であったり、また応募期間も短くてタイミングを外すとちょっと受けられないという、スピード感にも欠けてしまうところがございます。店舗リニューアル事業補助金の3年以上というところだったり、ほかにはチャレンジショップ補助金というところもあると思うのですけれども、そちらの条件緩和というところも視野に入れて今後ご検討いただきたいと思うのですけれども、町長の考えがもしあればお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）チャレンジショップの補助金をこういった転換できないかということでございますけれども、もともと店舗の活用という趣旨でやっておりますので、ちょっと検討を要するかなというふうに思います。それと、中之条町でこのキッチンカーを活用して営業していないのではないかという話があったけれども、現実にはやっております。たまたま霊山たけやまに行きましたら、キッチンカーで商売をしている人がいました。どこの方かなというふうに思ったら町内の方でございまして、町の補助金か県の補助金を受けてやっているということでございまして、こういった商売の方法もこのコロナ禍という状況の中で増えてきているのかなというふうに思っておりますし、わざわざ人を集めるのではなくて、人がいるところに行って商売ができるというメリットもございますので、このへんも支援できるものは支援してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

続いて、国民スポーツ大会、国体についての質問に移りたいと思います。この国体ですけれども、過去中之条町では昭和58年あかぎ国体というところで卓球の会場になっておったと思います。私も小学6年生ぐらいだったと思うのですけれども、その頃卓球の会場ということで中之条町選定され

てやっていたと記憶しておりますが、当時群馬県には星野美香選手という女子の有名な選手がごぞいまして、アイドル的な存在だったのです。その選手が四万温泉に宿泊するというので、サインをもらいに行った記憶もごぞいます。そういった小さい頃の思い出というのは今でも残っているものでございますけれども、ちょっとさておき、この2029年が群馬県での開催予定ということになっておりまして、そこにつきまして会場選定における県の方針など現況の報告をお願いできればと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）佐藤議員お尋ねの2029年群馬県で開催予定の国民スポーツ大会の会場選定におけます県の方針など現況についてお答えをさせていただきます。

会場選定における県の方針につきましては、平成30年3月開催の群馬県準備委員会第1回常任委員会におきまして、各市町村と競技団体との意向を確認の上、会場を選定していくという方針が示されました。また、会場選定につきましては、正式競技38競技と特別競技1競技の開催意向調査が平成30年10月に行われておりまして、その結果今のところ12競技におきまして8市1町での会場が決定したと県から連絡を受けております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）当町におきまして、そういった国体基準というのですか、施設の中で基準を満たしている競技というのは幾つぐらいあるのかお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）お答えいたします。

本町で開催可能な競技数ということでございますが、さきに述べました意向調査時に開催可能な競技につきまして検討を行っております。その中で施設要件を満たしていた競技は銃剣道のみでありました。なお、銃剣道につきましては本町において過去に大会や教室等を実施した経緯もなく、地域になじみの薄いスポーツであるとの判断から、選定を見送っております。正式競技につきましては、施設面で実施が難しい現状がございますが、今後は残りの正式競技やデモンストレーションスポーツにつきましても同様に意向調査が行われると思いますので、その時点で検討していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）現行では当町で行えるスポーツというのは、正式種目ですけれども、銃剣道のみということをお答えいただきました。県の方針といたしましても既存の施設でなるべく行っていく方向だということを知事もおっしゃっていたように記憶がございます。また、町内におきましてもまたコロナ禍でこういった状況の中経済的に厳しい中新たに建物を建てるとか、そういったとこ

ろというのは厳しいのは分かっておるのですけれども、なるべくこの会場誘致というところにおきましては、私はぜひやっていただきたいなと思っているところでございます。この会場を誘致することによって、様々なメリットが考えられるということでございます。1つはもちろん国体が来るということで町民のスポーツに対する機運が高まって、スポーツに対する動きが広がって、健康増進、そして健康寿命の延伸というところで寄与するということでございます。また、多くの選手のみなさんが各都道府県から来場されるということで、温泉地などの宿泊施設も、観光業とかも潤う、地域振興につながるということがもう1つ、そしてもちろん中之条町のPRもできるということで、様々なメリットも考えられるところでございますので、ぜひこれから町においてはこの誘致に向けていろいろ動いていっていただきたいと思っているところでございますけれども、これは町長にお伺いしたいのですけれども、町としてはこの会場誘致についてはどういったお考えでいるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）国体の誘致の関係でございすけれども、58国体と言われているあかぎ国体のときには中之条町は佐藤議員がおっしゃったとおり卓球会場として実施をされました。この際には現在の前の中之条高校の体育館を新築をし、そして町の体育施設も建設するというところでハード面の整備も行いながら実施をしたという経緯がございす。しかしながら、現在の町の状況等を考えますと、誘致するために新たな施設の建設を行うということは非常に難しい状況でありますので、基本的には佐藤議員がおっしゃるように今ある施設を活用し、実施可能な競技、その中で町民が親しみを持てる競技種目の選定に努めてまいりたいというふうに思っております。また、町といたしましても国体や町民のスポーツに対する機運を高める大変よい機会であると考えております。卓球会場になったということで最近まだ続いていると思いますけれども、国体記念の卓球大会等もずっと実施をしていただいているということで卓球熱も非常に高いという状況でございす。これらにつきましては、スポーツ協会、あるいは町のスポーツを中心に考えていらっしゃるみなさん、こういった方々の意見も聞きながら競技種目等の決定をしてまいりたいというふうに思っております。競技種目が全部で38でございす。群馬県の市町村の数が35でございす。当初この話が出たときに各町村長は一つずつ誘致しようというような話もありましたけれども、現実には誘致するとなるといろいろな制約、金銭面、そういったものがハードルとして出てきているということでございすけれども、佐藤議員が申されたように宿泊、あるいは中之条町を売り出す、そういったよい機会でございますので、ハード面でなくてソフト面についても大変有効かなというふうに思っておりますので、関係者とまた協議を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）実際開催するとなればいろんなボランティア団体ですとかにお願いをすることになると思いますので、そういった方たちの意見をしっかりと吸い上げていただきまして、町民の期

待に応えられる方向へ持って行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、リンゴ農家が取り組むカメムシ被害防止対策への支援ということで質問させていただきたいと思います。昨年は天候の不順とカメムシによる被害ということでリンゴ農家さんとても困っていらっしまったということで、上毛新聞等にも掲載されておりましたけれども、被害はどのような状況であったかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、農林課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）お答えさせていただきます。

カメムシの関係につきましては、その発生状況についてですが、平成28年、29年は例年より発生が少なく、平成30年におきましては例年より多く発生し、令和元年には少ないといったような状況がございます。そして、お尋ねの令和2年、こちらにつきましてはカメムシが多く発生し、7月に群馬県が果樹に被害を及ぼすカメムシが大量に発生しているということで注意報を6年ぶりに発令したような状況でございました。

カメムシの発生には先ほど申し上げましたように一、二年の間隔で波があるようですが、暖冬の影響で冬を越す成虫が多くなってしまっていることや餌となる杉やヒノキのみが少ないことなどが要因となりまして、果樹園に飛来するその数が増えているようです。中之条町の令和2年度のカメムシの発生状況を各リンゴ園にお伺いしましたところ、どのリンゴ園におきましても多いとのことでした。また、被害につきましては果樹園の場所等の条件により異なっているものと思われませんが、8割ほどの影響を受けたところからほとんど影響がないといったようなところまで様々でございました。収入への影響につきましては、正確な情報は持っておりませんが、多くの農家さんで被害を受けたリンゴを訳あり品として販売したり、リンゴジュースやジャム等に加工して収入の確保に努めるための努力をされているというような状況でございました。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、その発生状況ですとか、防除についての情報の提供、また研修をしているということもあるということを伺っておりますけれども、具体的にどのようなことを行っているのかということと、あとは今町がどのような支援を行っているかというところを併せてお願いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）農家に対する病虫害の発生等に関します支援といたしましては、農業技術センターや吾妻農業事務所の普及指導課がその発生の状況や防除方法について情報を提供しております。中之条町といたしましても先ほどお話しいたきましたように研修会を開催して、支援を行っ

でございます。県は県内の7か所にカメムシの発生状況のデータを得るためにフェロモントラップというものを設置しておりますが、そのうちの1つが中之条町の折田地区に設置されておまして、ほかの地区に比べまして、中之条町のリンゴ農家にはより精度の高い情報を提供することができていたものと考えております。また、昨年の大量発生に際しましては、3月の早い時期からカメムシに関する情報も提供しております。早期発見に努め、発見後には農薬散布による早急の防除を呼びかけておりました。町におきましても夏に中之条町果樹研究会に関しまして、栽培研修会を開催しておりました。今年度は、吾妻農業事務所の普及指導課が作成した資料を用いまして、摘果、それから整枝のほかにお尋ねのカメムシの効果的な防除についての講習も行いました。このように発生の状況や防除に対する情報は適宜提供しております。また、方法といたしましては、農薬による駆除が効果的と思われますが、農薬のほかの生物に及ぼす影響や周囲でほかの作物を栽培しておられる多数おります。こうした中農薬の使用に際しては使用基準の厳守など十分に注意して行っておりますが、これ以上安易に散布回数を増やすなどして防除することは難しいと思われます。引き続き発生の状況や防除に関する情報を農家の方に提供することで効果的な防除を支援したいと思っております。また、中之条町の支援といたしましては、現在開催中の如月キャンペーンの農産物の引換用としてのリンゴジュースをこちらに組み込ませていただくことでの農家の収入の確保の支援等もさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）私が農家さんに聞きましたところ、カメムシ対策ということでLEDライト、カメムシが嫌いな色という、周波数というのがあるらしくて、そのLEDライトを果樹園に設置して寄せつけないようにするというような実証実験をこれからやっていきたいというお声も聞いておりますので、そういったところの補助等、これから町のほうでも支援をしっかりといただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

近年異常気象によって天候不順の影響で全国的に農作物の収穫が不安定となっております。当町におきましても例外ではなく、昨年カメムシによる害虫被害ということでありましたけれども、天気については人の力ではどうすることもできない部分があるのでございますけれども、虫、さらには害獣、その対策においては対策可能な部分があると考えます。リンゴに限らず近年ブドウやイチゴなど四万街道、四万、沢渡温泉へ向かう国道沿いに出店され、観光客のお土産としても大変喜ばれておりますので、そういったところの農家さんの支援という部分でも観光客の交流人口への増加という意味でも貴重なところだと思いますので、今後も町にはそういった果樹農家さんへの害虫、害獣対策というところで力を入れていっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。



○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の15日には定刻午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後 1時45分）

令和3年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和3年3月15日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和3年3月15日 午前9時30分						
	散会	令和3年3月15日 午後11時50分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		7番 関 常明	8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和3年3月15日午前9時30分開議)

第1 一般質問

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第1回定例会3月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可します。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のため水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で、45分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残る5分、3回目が残る1分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点また、争点を明確にするため反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった7名の議員のうち、11日に4名、本日3名の議員についてあらかじめくじ引きで決した順序により質問を行います。

最初に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、自席でお願いします。11番、福田さ

ん

○11番（福田弘明）議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきます。一般質問は、本来であるならば執行機関の所信をただすため、特に3月議会は次の年へ向けた予算が決まる議会であり、首長に対して行われるものでありますが、昨年から世界中で新型コロナウイルスによる感染症のパンデミックが巻き起こり、世界の感染者数1億1,900万人、死者264万人、我が国におきましても累計患者数44万8,624人、死亡者8,607人に上り、私たちは重大な危機に直面しております。2月17日からこの疾病に対しての対策の切り札となる、待ち望んでいたワクチン接種が始まりました。町民の関心も大変強いワクチン接種について、この際お伺いいたすことにいたし、町民の方々に代わりまして、みなさんがお持ちになっております疑問に答えていただきたいと思います。

町のトップとして、最高責任者として、この危機に直面していく思いについて、最初に町長から答弁をいただき、また既に同僚議員からの質問、また詳細な質問もあるかと思しますので、臨機応変な答弁をお願いいたします。なお、一般質問の通告の締切りは先月でありました。その後も日々新しい情報が発信されており、町民のみなさんはいち早く最新の情報を求めています。この際通告にない部分が含まれるかもしれませんが、情報をお持ちでありましたら、お答えをお願いいたします。

では、町長の思いをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。福田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスに対する思いということでございますけれども、今福田議員が申し上げたように世界中でパンデミックになっているわけでございまして、感染者が1,190万人、また死亡者が264万人ということで、本当に大きな感染になったということでございます。今まで日本も世界も、そして中之条町も感染予防と、そして経済をいかに回すかということに力を注いできているということでございますけれども、その中でも感染予防につきましては町民の皆様、県民のみなさん、国民のみなさんにご協力をいただいて、なるべく行動をしない、外に出ない、そういった人をお願いをした感染予防ということであったというふうに思いますけれども、これからワクチンが開発されて、いよいよ日本でも接種が始まったということでございまして、これからはこのワクチンの力を借りて終息に向かっていくのかなというふうに思って期待もしているわけでございます。これから中之条町でもおいおい国の指針によって接種が始まるということでございますけれども、これにつきましては町の本当の重大事業というふうに捉えておりまして、齟齬がないように、国の方針に則って実施をしてまいりたいというふうに思っております。それには吾妻郡は医療人材が非常に不足している部分がございますので、関係機関とちょっと連携をさせていただき、また郡の連携も図った中

でそのワクチンの接種をしてみたいというふうに思っております。もちろん役場の中でも保健環境課が中心になってやりますけれども、全力体制でサポートしてみたいというふうに思っております。今後議員のみなさんにもご指導をいただいて、なるべく多くの方が接種をして、そして中之条町全体が抗体がつくような、そんな動きをしてみたいというふうに思っておりますので、みなさんのご協力とご支援をいただきますようお願いして、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひ町のトップとして素晴らしいこの落ち度のない予防接種の事業が進んでいくことを期待しておりますので、よろしくご采配をお願いいたします。

それでは、具体的なことに触れさせていただきます。まず、コロナワクチンというのはどのような作用をもたらしてくれるのかについてお尋ねいたします。まず、ワクチン接種をすれば感染しないのか、これについてお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在国で承認されておりますワクチンはファイザー社のワクチンになります。このワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防するもので、この発症効果は95%と報告がされておりますが、感染予防としての効果につきましてはどの程度あるかは現在評価がされていません。基本的な感染対策は必要と考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）それでは、次に、予防効果はまだ不明ということですが、重症化を予防するということは案内されているようでございます。その効果というのは接種後どのくらいの時間で出てくるのかについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ワクチンの効果でございますが、ファイザー製のワクチンにつきましては、2回目の接種を受けてから十分な免疫ができるまでは7日程度かかるというふうに言われております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）そうしますと、2回目の7日後といいますと、まず1か月程度はその効果が出てくるのに時間がかかると認識してよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）1回目接種をしまして、3週間間隔を開けていただいたの2回目接種、そして1週間後の効果という計算によれば基本的には約1か月後には効果が表れるというふうに認

識しております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）それでは、接種後その効果が出て、その効果というのはどのくらいの期間持続されるのかについてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ワクチンの発症予防効果につきましては、先ほど約95%あるというふうにお話をさせていただきましたが、この評価につきましては2回目接種後約2か月の時点でどの程度の効果があるかという評価に基づいた数字になっております。現在も臨床試験を継続している中というふうに伺っておりますので、今後さらにまた詳しい情報が更新されるのかなというふうに思っていますので、またそういった情報が入ればその都度周知をしていきたいというふうには考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）現段階では2か月程度ということですね。

それから、接種後マスクは要らなくなるのか、予防行動、今までの非常にうっとうしい予防行動は必要なくなるのかについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）先ほどもお話をさせていただきましたが、これあくまでも体の中にウイルスが入って、症状が出ない、発症しないという部分での予防効果になりますので、ウイルスが体の中に入らないようにマスクをすとか、手洗いをすとか、そういった予防効果は今後も必要になるというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）通告にはございませんでしたが、私、昨年インフルエンザの予防接種を受けて、見事にインフルエンザにかかりました。今コロナウイルスも変異株が流行し出したようでございます。この変異株に対しての有効性は現段階でどのような情報があるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）変異株につきましては具体的な報告、指標は国のほうから示されておりますませんが、現在ワクチンメーカーでそのへんを確認をしている状況というふうに伺っています。なので、現時点で変異株に対してこのワクチンがどのような有効性があるかということにつきましては、私のほうでは把握ができていない状況でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）今後のことについてお伺いするのですが、インフルエンザワクチン接種のように今後は定期的に受けることになるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）その点につきましても国のほうから正しい情報等は流れておりません。
マスコミ等でいろいろな報道はされていますが、現時点ではその時点については報告がないという状態です。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）次に、ワクチンの数はどのくらい確保されているかについてお伺いいたします。
今の時点でファイザー社製ワクチン、アストラゼネカ社製ワクチン、モデルナ社製ワクチンの3者が輸入されるようですが、どこの会社のワクチンを使うことになるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在国で承認をされておりますワクチンについてはファイザー社製のものになりますので、今時点で使えるワクチンというのはファイザー製のものになります。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）アストラゼネカ、モデルナ社も製造、販売承認を申請されました。報道等によりますと、アストラゼネカ社製のワクチンは、ウイルスベクターワクチンといわれまして、チンバーギーアデノウイルスを使って作られておりまして、1回打ったら2回目はウイルスベクターに対して抗体の中和作用で効果がなくなるとの意見もございますが、これらの情報については何か入手されておりますでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在未承認をワクチンでございますので、詳細な情報は国のほうから提供されておきませんので、お答えできるような内容はございません。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）このワクチンにつきましては、16歳以上の町民が対象となっておりますが、必要数は確保されるのでしょうか。それと、現段階で何人ぐらい把握なされているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）このワクチンの数につきましては、国では全国民分のワクチンを確保するというふうに、確保を目指しているというふうに報告を聞いておるところでございます。現段階ではこちらで把握しているワクチンの数としましては、6月の末までに65歳以上の方が2回接種するためのワクチンが供給できる予定というふうな連絡を伺っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）次に、ワクチン接種がいつから始まるかについてお伺いいたします。県内13市町村に4月5日から19日に1万725人分配付されることになりました。当町におきましては、既に同僚議員からの質問にも答えていただきましたが、後日4月26日の週に1箱195本が届き、975回接種分が配付されるということと答弁をいただきました。では、これがいつから具体的に接種が始まるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員おっしゃるとおり、4月26日の週に国のほうから1箱975回分、2回接種の計算でなりますので、その半分の人数ということになりますけれども、配付されるという予定でございます。今現在医療機関と医師、看護師等のスケジュールの調整を始めさせていただいておりますので、そちらの調整ができ次第始めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）それは具体的にいつ頃というのはまだ、いつ頃から始まるという判断が決まるのでしょうか、調整中ということですが。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）たぶんそこらへんをみなさんとても心配をされているところだとは思いますが。あくまでも本人の希望での接種になりますので、お申込期間を設けた中での開始ということになりますので、ワクチンが取りあえずもう1箱は来るということですので、頑張って早く調整ができれば本当に4月の26日の週に開始することも可能性としてはゼロではないかというふうには思っていますが、できるだけ早く開始ができるように今一生懸命調整をしているところということでご理解をいただければと思います。お願いします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。

次に、ワクチン接種の対象者について伺います。まず、接種対象者はどのように決められるのかについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）対象者につきましては、国が決めてくる要件になりますので、国の基準に従って町村はやらせていただくということになります。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）先ほどお尋ねしたことになるのですが、4月26日の週に975回分、対象者はこの半分のということですね。この先行接種はどなたを対象に行われるのですか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）国で示されている接種の優先順位というものがございます。まずは、医療従事者ということでもう既にそちらのほうは始まっていますが、市町村が接種をする対象者、住民に対しましての優先順位は、まず65歳以上の方というふうに明記されておりますので、基本的には65歳以上の方から接種が始まるというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ただ、最初に来るのが975回分、460人程度ですか、になりますよね。65歳以上の方たくさんいらっしゃると思うのですが、そのへんのふり分けはどうなさるご予定ですか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子） 幾つか方法はあるとは思いますが、まず最初に65歳以上の方の中でも国のほうでは75歳以上の方、それから65歳から74歳までの方、通知のほうを分けて郵送ができるように準備をしておいてくれというふうにまず1案として出されております。ただ、その75歳以上の方に対して全員のワクチンがその初日の、最初の週に来るわけではございませんので、その中でどこからやるかというのは本当に悩ましいところではございます。集団接種、あるいは個別接種、あるいは施設での接種、どこから始めるのが一番有効的かというのを今検討しているところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明） それと、同僚議員の答弁の中で優先順位を分けられるものは分けるというような答弁がございました。この接種対象者の順位というのはどういう区分なのでしょう。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子） この接種対象者の優先順位につきましても国のほうで決めた順位になっておりますが、一番は先ほども申し上げたように、医療従事者など新型コロナウイルス感染症の患者さんと頻回に接する方、2番目として65歳以上の方、そして3番目として基礎疾患患者さんや高齢者施設等で利用者に直接接する職員、4番目として60歳から64歳の方、そしてその後その他というような区分が示されております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明） 次に、今答弁の中にもございましたが、対象者の中で基礎疾患のある方という言葉がございました。これは具体的にどのような疾患を指すのでしょうか。そして、その対象者の把握についてはどのように行われるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子） これも現段階での基礎疾患の区分けになりますが、慢性の呼吸器の病気、それから慢性の心臓病、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、脂肪肝とか慢性肝炎は除くというふうに注意書きがありますが、それからインシュリンや飲み薬で治療中の糖尿病、またはほかの病気を併発している糖尿病の方、血液の病気の方、免疫機能が低下する病気の方、ステロイドなどの免疫の機能を低下させる治療を受けている方、免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患、それから同じ神経疾患や神経筋疾患が原因で身体機能が衰えた状態の方、染色体異常、重症心身障害、それから呼吸器の無呼吸症候群、またBMIが30という数字以上の基準を満たした肥満の方というのが今の段階での基礎疾患の範囲となっております。この把握方法につきましては、私どもで把握ができていない状態ではございません。あくまでもご本人からの申出という形になりますので、予防接種をする際にお持ちいただきます予診票に記載をしていただくとともに接種時に医師による問診等で確認をするというのが今の段階での対応の予定です。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）よく分かりました。

それでは、それ以外の一般の方々への実施についてはいつ頃に接種ができるようになるのか見通しはどうでしょう。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）先ほども申し上げたように、優先順位順に接種をしていくということになりますので、またワクチンがどのように供給されるかこの先もちょっと未定ですので、今の段階で一般の方が何月から受けられるようになりますということはお答えができない状況です。よろしくをお願いします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この接種については、原則として住民票所在地での接種ということのようなのですが、出産などで里帰りされている方への対応についてはいかがになるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）住所地以外で接種を希望される場合は、その住所地の市町村に事前に届出を行っていただくようになります。そして、住所地外の接種届出済証という交付を受けて、希望する市町村に手続をしていただくということで、そういった様式等については今後示されるというような報告になっておりますので、今後そういった通知も見ながら希望があった対応していきたいというふうに思っています。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）事前の届出が必要ということでありましたら、なるべくこういうことだという方向性だけでも町民に方にお伝えいたきたいと、いろんな町報等通じて事前の届出が必要になりますよというアナウンスだけは先行してお願いしたいと思います。

次に、対象者への通知の仕方についてお伺いいたします。通知の手段がどのように行われるのかについてお尋ねいたします。同僚議員への答弁では65歳以上の方へのクーポン券の発送準備を3月中に行うという回答でございましたが、発送は個々の人宛てに郵送で行われるのか、またもう3月、月半ばです。今現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在65歳以上の方のクーポン券については既に作成ができております。今それに付随する資料等を袋詰め作業に入る段階まで今来しているところです。郵送で個人宛てにお送りをさせていただく予定になっておりまして、郵便局のほうでも早めに発送の時期が分かったら教えていただきたいなんていうことで連絡等も取らせていただいておりますので、最終的には国のほうの指示も待ちながらにはなりますけれども、3月末までには発送ができるように準備をしたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この通知の内容については、どなたでも理解できる内容なのか、またどのようなことが書かれておりますか。そして、3月末に発送ということですが、接種日の何日くらい前に案内が行われるのかについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）通知の内容ですけれども、まず接種のための接種券、クーポン券と接種をするための申込み手順等が記載されているものが入ります。それから、コロナワクチンの予防接種についての説明として、効果や予防接種の方法や、それから接種を受けることができない人、また先ほど話をさせていただきましたが、接種をするのにあたり注意が必要な人、そういった内容も含めた資料を入れさせていただきたいというふうに思っています。先ほどちょっと誤解を招くとあれなのですが、準備としては3月末を目指して準備をしておりますが、発送について3月末で発送するという予定では今のところございません。議員がおっしゃるように、ではいつ頃、接種のどのくらい前に通知が届くのかというところなのですが、そこも接種のスケジュール、今接種計画を一生懸命具体的な、何日から何人体制でできるかという計画を今立てているところなので、計画ができた次第その予約期間も踏まえて、お手元に通知が届くように努めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ただいま予約期間というお話がございましたが、これは予約制ということで行われるのですか。そうしますと、もし予約でキャンセルが出たような場合に貴重なワクチンが無駄にならないような、その予約なしでもすぐにでも対応できるような方のリストアップというような準備もお考えなのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ワクチンですが、解凍したワクチン基本的に5日間期限がありますので、今の計画ですとほぼたぶん毎日ぐらい予防接種をやっていると該当者の方の接種が済まないかなというふうに考えておりますので、残ったワクチンは当日解凍になりますので、回せるものは翌日回させていただいて、できるだけロスの内容に対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）先ほど通知の内容はどなたでも理解できる内容ですかという質問をさせていただきました。これも通告にはなかったのですが、接種には本人の意思確認が必要だということなのですが、認知症の方などにはどのような対応を取られますか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）認知症の方の意思確認、大変難しいものかなというふうには考えておりますが、ご家族等の、周りにいる方のご協力を得ながら可能な限り本人のご意思を確認して、接種

をするということが一応国のほうでも決められている対応となっております。町としましてはご家族のご協力をいただきながらあくまでもご本人が受けたいということであれば接種をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）次に、ワクチンの接種はどこで行うのかについてお伺いいたします。同僚議員の答弁の中で、バイテック文化ホール体育館、また六合地区の2会場で行うということでございますが、1日にどの程度接種できるのか、また予算書を見ますとバスによる送迎も検討いただいておりますが、どのような形で執り行われるのか。また、快適な環境、ソーシャルディスタンス、遠隔地での対応の観点からドライブスルー方式は取り入れられないのでしょうか。このことについてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在集団での接種の会場としましては、バイテック文化ホールの体育館、それから六合地区での六合体育館の2会場を予定をしているところです。

1日にどの程度接種ができるかということでございますが、医師2人の2レーンを想定した中で最大でも1日200人前後になるのかなというふうに考えております。

それから、バスによる送迎を検討しているというところにつきましては、予算でもバスの借り上げ等も予算計上させていただいているところでございますが、会場が2会場ということで限られた会場になっておりますので、車がない方、バスが路線的にない方等含めると、ちょっと送迎も必要かなというところで具体的な送迎方法につきましてはこれから検討していくような状況でございます。

また、最後のドライブスルー方式についてのご提案をいただきました。ドライブスルー方式では接種者が会場内へ移動する必要もなく、車の中で接種ができるというところではソーシャルディスタンスも取りやすいというメリットはあると思いますが、反面医師による問診や接種のための環境が外というような状況にもなりますので、体制や、それから接種後の観察等を十分にできないという不安もございます。接種していただく先生方等のご意見もありますので、参考にさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）少し時間がなくなってきましたのでちょっといろいろと飛ばしていきたいと思っております。副反応が出た際に備えて医療スタッフや機器が充実した病院での個別接種をしたいと考える町民の方もおられるかと思いますが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在各医療機関に個別での接種について協力できるかどうか調整をさせていただいております。今週中にはその状況が把握できるかなというふうに思っておりますので、

その結果を踏まえて、また具体的な接種について協議をしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）病院での接種は町民の方にも非常に安心できるかなと思いますので、よろしく調整のほうお願いいたします。

また、同僚議員の答弁におきまして、施設で接種というような答弁もございましたが、具体的に施設とはどこを指すのか、どのような方が対象となるかについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）施設につきましては、高齢者の施設等を想定してしまして、町内の特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設についても接種施設としての希望等の調査もさせていただいているところです。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町内における高齢者施設というのもいろいろございますよね。大きいところから小さいところまで。そういったところ漏れなく対象となるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）基本的には施設と調整をして希望があれば可能な限りそこに出向いての接種も検討していきたいというふうに考えています。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。

次に、施設に入っている方はどのような対応をしていただけるということでございますが、家から外出することがままならない方等おられるかと思えます。保健師助産師看護師法第5条、それと第37条で、保健師、看護師の方も注射ができることになっております。米国で緊急使用を許可されているファイザー社製のワクチンにつきましては、当初マイナス80から60度Cに対応したディープフリーザーで最大6か月専用の保冷ボックスとドライアイスを使えば30日間通常の冷蔵庫で2度から8度で5日間保存とありましたが、今回改定されまして、超低温の冷凍温度帯からマイナス25、マイナス15度の冷凍温度帯に移した後最長14日間の保管が可能となりました。これを踏まえて家から外出が大変困難な方への特別の対応は考えられないのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）一つの課題としましては、このファイザー製のワクチンがとても振動に弱いという特性を持っています。移動時にいかに振動を与えないで運べるかというところが一つポイントになるかと思いますが、保助看法で保健師や看護師も注射ができるという法的にはなっていますが、あくまでも医師の指示の下という条件つきにはなっております。今後往診をした中で接種等が可能であればそういったものも検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。ぜひ検討をお願いいたします。

続きまして、接種での副反応についてお伺いいたします。副反応についてもいろいろ予測されているようですが、これに対しての備えはどのようなことになっているのかについてお伺いいたします。特にこのアナフィラキシーショックというのについては、アメリカでは20万回に1回ということのようなのですが、日本においては6,000人に1人、アメリカの20倍とも言われております。ファイザー社製のワクチンは白人に比べてアジア人の治験データが少ないと、また国内で副反応が出ているのはほとんどが女性ということが言われております。これについてはどのように把握なされておりますか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）みなさんご心配の副反応につきましては、集団接種の場合につきましては、接種会場に国で示された救急対応の物品、薬品の配置をさせていただきます。また、接種後15分から30分体調観察のためのスペースを取らせていただいて、そこで看護師等の配置をし、観察をさせていただきたいというふうに考えています。また、万が一につきましては救急要請等も発生することも想定がされておりますので、吾妻広域消防についても予防接種が始まった際にはアナフィラキシー等で救急要請をさせていただくことがあるということで協力のほうをお願いをさせていただきましたし、先日郡内の医療機関と町村の連携会議の中でもアナフィラキシーが発生した場合には病院での受入れ体制の協力をお願いもさせていただいているところですので、そのような対応をしていきたいというふうに考えております。また、アナフィラキシーの頻度が日本で医療従事者、あるいは一部のところで始まってきている中で、報告が毎日毎日されているところではございますが、議員がおっしゃるように治験データが少ない、また日本で始まったばかりなので、特にクローズアップがされているような取扱いにもなっていますが、今後いろいろ数が増えてくる中で新しい情報等も入ってくると思っております。今後アナフィラキシーの状況、あるいは対応につきましては国や県からの情報もしっかりと把握する中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ちなみに、この副反応に対しての物品の配付があるということですが、具体的に何が配付されるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）すみません。ちょっと今一覧が手元にないのですが、酸素ボンベや吸入マスク、それからステロイド系の薬剤、輸液セット、それからAEDはじめ結構細かく物品のほうを、要はアレルギー反応ですので、ステロイド系の薬等が多いかと思うのですが、そういったものを準備させていただき、さらに救護所、ベッド、もし万が一というときにはそこに休んでいただくようなスペースも会場には設置をさせていただきたいというふうに考えております。また、

詳細必要でしたら、また後で資料のほう提示させていただきます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）先ほど接種対象者のところで基礎疾患の方ということで具体的なリストがございました。では、このワクチン接種を避けたほうがよいような方というのはどういった方になるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）予防接種をできない人というのはまずは熱がある人です。基本的には37.5分以上当日発熱をしている方はその日の接種は控えていただきたいというふうに思っています。また、急激にその日、例えば何日か前から急に発熱があつて体調が悪いとかいう急激な、急性な疾患にかかっている方というのももちろんできません。それから、今までに食べ物も含めてですけれども、ひどいアレルギー反応を起こしたことがある、例えば同じようにアナフィラキシーの症状的なものを起こしたことがあるとか、そういう方につきましては受けるか受けないかの判断をぜひ主治医に相談をしていただいて、判断をしていただくとありがたいというふうに考えています。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）主治医さんとは相談の上ということでしたら、なるべく案内のほうも早く出していただいて、そういった主治医の方と相談できる時間を確保していただきたいと思います。時間も大分押してしまいましたので、はしょって、最後に接種する、しないの判断についてお伺いいたします。今までのワクチンはインフルエンザワクチンなど不活化、弱毒化したウイルスの抗原を鶏卵法で作成して接種されてきました。既に先天性代謝疾患やがんの治療に応用されている方法で作られたアストラゼネカ社製ワクチンのようなウイルスベクターワクチンもございますが、今回のファイザー社製のmRNAワクチン、遺伝子ワクチンとも言われておりますが、これは今まで承認された例はないもので、医薬品として認可されるのは今回が初めてと言われております。遺伝子組換えを原料とした食品の摂取さえ拒否される方がおられる中で遺伝子ワクチンを人体に打つということは人間の遺伝子組換えにつながることでと危惧の念を抱く方もおられます。接種に対して接種する、しないの判断はできるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）とても専門的な難しい質問にはなるのですが、ファイザー製の製薬会社のQ&Aにおきましても、同様なような内容は載せてありました。mRNAを注射することで、その情報が長期に体の中に残ったり、精子や卵子に遺伝情報が取り込まれることはないというふうに言われておりますが、こういった具体的な専門的なご心配をお持ちの方につきましては、製薬会社等の相談窓口もございますので、そちらを紹介をさせていただくか、あるいはかかりつけがいらっしゃればそこでご相談をいただき、接種の有無を判断していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）時間がなくなりました。ぜひこのワクチン接種、スムーズに円滑に進めていただけることをお願いいたして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）福田弘明さんの質問が終わりました。

換気のため暫時休憩とさせていただきます。再開は10時35分とさせていただきます。

（休憩 自午前10時19分 至午前10時35分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席をお願いします。1番、山田さん

○1番（山田みどり）それでは、通告に従いまして3月議会一般質問を始めさせていただきたいと思います。私は、新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

1月18日の招集会議で町に上げました決議、これはコロナ禍で不安や困難を抱えた町民の命や生活を守るために町は対策を本気で進めてほしい、そういう町民の声を形にしたものです。国からの交付金が拡充され、3月補正予算において、初日にこの対策の事業が採択されましたけれども、そのときには説明を受けましたが、この決議と照らしながら、町長はこの対策を講じた理由を説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、山田議員に対してお答えをさせていただきます。

去る1月18日の臨時会議において新型コロナウイルス感染症対策に関する決議の対応につきましてお答えをさせていただきます。そのときに決議された項目は6項目でありました。そのうちの1点目でございます。「町民がこれからも住み続けたい町と思えるようにスピード感のある町独自策を講じること。」、2点目の「感染リスクを抱えながら最前線で活動する医療・介護従事者等へ町独自の支援策を実施すること。」、1つ飛ばしまして、4点目の「コロナ感染対策によって売り上げが減少している飲食業、旅館業、小売業等に対する継続的な経済対策を実施すること。」及び6点目の新型コロナウイルス感染症対策に必要な予算を確保し、対策を講じること。」につきまして、全職員のアイデアを募りまして、3月補正により提案をさせていただいたとおりでございますけれども、今後も引き続いて最優先ということで対応をしていきたいというふうに思っております。今言わなかった3点目のことでございますが、「群馬県、医師会、各関係機関と連携を図り、民間検査機関の活用も含め、PCR検査等の体制を拡充し、町民が安心して受けられる充実した医療提供体制を整備すること。」これにつきましては、PCR検査費用の補助を拡充をさせていただきました。ワクチン接種体制につきましても町民が安心して受けられるようにするために、吾妻郡内で足並みをそろえて対応したいということから、町村と医師会が連携して取り組んでおりまして、連携会議等も開催をしている状況でございます。そして、5点目でございます。「町民の間で混乱や

誤解を生じないよう、県の情報開示の基準を明らかにした上で、感染者の最新情報と町の対策を発信し、よりわかりやすく広報すること。」これにつきましては、感染者情報が群馬県からの発信であること、また個人情報の保護の観点から非常に難しい対応となっております。うわさ話等が先行してしまい、町民のみなさんには冷静な対応をお願いしたいところでございまして、細心の注意を払ってできる情報は発信していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）スピード感を持って対策を講じていただきまして、本当に町民も非常にこういった情報の中で町が本気で対策をしているということが分かったと思います。

ただ、1 点ちょっとその中身について、採択はされて予算のほうには計上されているのですけれども、ちょっとお伺いしたいことがあります。町民一人に1 万円の商品券という事業、また医療従事者には1 万円プラスして2 万円の商品券を支給すると、これは予定としては5 月頃には実施できますというふうな説明を初日に受けました。このことについて、今支給が医療従事者で限定的ではないかという同僚議員からの質問でもこういった従事者だけではなくて拡充することはできないかという声が出ました。私も同じ施設内で例えば働いている医療従事者、介護従事者いて、医療従事者だけがそういうふうな支援を受けられるということはちょっと不公平さが生じてしまうのではないかということと、あとはそういうことを感じます。医療現場では患者を直接受け入れして、コロナ感染のリスクも高いために現場で働く方に手厚い支援をするということだということで答弁をいただきましたけれども、ただ1 点引っかかるのが町内で働く医療従事者に支援ということは、郡内の方、町民以外の方にも支援をするということです。町で働く医療従事者の方、本当に現場で働いている方には本当に感謝しかないですし、本当に大変な中で仕事をされているということで、そこに支援をすることには否定をするつもりは毛頭ありません。ただ、その方が例えば居住の自治体のそういう医療従事者への支援がもしある自治体であれば二重の支援になってしまうのではないかと思います。また、介護従事者の方ではなくて、そういう町外の方に支援をするということで、先ほど不公平さを感じたりとか、最優先に町民に支援が受けられないということは何かその部分のところでどうもちょっと引っかかるので、そのへんの決定をされたのが町長だと思うのですけれども、その説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）地域商品券の関係でございまして、これも補正予算の説明の中でお答えをさせていただいた経緯があるかなというふうに思います。これについては、幅広く感謝を込めて感謝券が配れる、それが一番いい状況だというふうに思っておりますけれども、前回は中学校以下の方にプラス1 万円をさせていただきました。このときにはご承知のとおり学校が休校というような状況で大変な状況であったわけでございまして、ストレスの発散とか、そういったものに使っていただく

ということで1万円のプラスをさせていただきました。今回は医療関係者ということでございます。町内に住所を持っている医療関係者でございますので、町内の医療に勤めていなくても医療関係者であれば、手挙げ方式になるかというふうに思いますけれども、それは申出させていただいて、感謝の念を込めて1万円プラスにさせていただきたいというふうに思っているところです。そして、場所によっては医療職と介護職が一緒の施設にというところもあるかなというふうに思いますけれども、今回は医療関係に絞らせていただきましたので、そこら辺は不平等なところは多少あると思いますし、どこで線を切っても不平等の部分はあるのかなというふうに思っておりますので、今回は医療関係ということで限定をさせていただいたということでございます。介護施設の従業員の方もコロナを恐れて、恐らく毎日緊張した仕事をしているということでございますけれども、医療関係者は直接コロナの患者のみなさんに対面する機会が多いというようなこともございまして、今回はそういう線を引かせていただいたということでございますので、ご了解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）この線引きが正しい、正しくないというところではないのですけれども、やはり同じような現場で働いている介護従事者の方もやっぱりコロナの感染がないかと言えば感染がないわけではないと思いますので、やはり今後介護従事者の方、そういう方々にも支援体制、何か考えておられるかちょっとお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この交付金を充てにした事業になっております。もうこういった交付金が来ないことを願っております。これは、感染拡大があるから、その対策として国から来るわけでありますので、できればもらいたくないという状況でございますけれども、もし来るようであれば、それも含めて優先順位をきっちりと決めていく必要があるかなというふうに思います。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）ぜひ不公平感のない形で支援をしていただければと思います。

この感謝券、商品券の配付なのですが、第1弾のときにも私は質問をしたと思いますが、なぜ現金支給ではないのか、商品券なのかということで質問をさせていただいたと思います。課長の説明では町内業者、町長の説明でも町内業者を直接的に応援するためにも商品券が有効的だということで、商品券でみなさんにお配りして、ぜひ町内での活用をしていただいて、そういった地域を応援するためにも商品券なのだという説明を受けたと思います。ただ、今やはり困窮している人、業者は非常に多いと思います。確実に現金でもらえたほうが助かる、そういうほうがいいという声があります。現金で振り込む手数料、現金で一人一人に振り込む手数料と商品券をこれは印刷して、また送るわけですね。送付する、その金額というのは比較したことはあるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）お答えさせていただきます。

直接的な費用につきましては、たぶん現金支給をしたときのほうが手数料的には安いことはたぶんあるかと思います。ただ、多少費用がかかるにしても町長が答弁されたとおり町内循環を考えた中での今回地域商品券第2段ということでございますので、それにつきましては比較はさせていただいたことはありますが、今回多少料金かかるという中でも地域商品券を発行させていただくということでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）町内循環をするためにも商品券なのだということですが、でも手数料的には安いわけですね。それだけ手数料がかからないということですので、別に現金にして確実に町外にお金が出てしまうかというわけではないと思います。また、この換金率というのは97%という説明を受けました。換金率こう聞くとすごく高いなというふうには思いますけれども、もちろんそれは期限があって、この間の第1弾のときには11月の末の締切りだったと思うのですが、そこまでに使ってくださいということで、みなさん積極的に使っていただいたという経緯があると思います。その期限が過ぎてしまえばその商品券はただの紙になってしまうわけです。だから、現金であればそんなことはありませんし、永久的に使えるわけですね。その部分で言えばなぜ現金にしないのかというところがあります。また、換金率が高くて97%と言っていますけれども、恐らく500万くらいは使われなかったということになりますよね。ですので、現金支給は今後こういうことを、これは国の交付の中の事業ですから、ないとはありますけれども、例えばそういうふうな経済対策である場合にはやはり現金がいいのではないかと。国の10万円支給のときの前例がありますから、一人一人町民の口座を調査するということは特にそれほど手間なく、負担なくできるのではないかなというふうに思います。その現金支給のこともちょっと検討できないかどうかちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この商品券を現金で支給できないかということでございますけれども、今回の商品券を発行する目的、これは何回か申し上げているとおりでございますけれども、要は地域経済を回すということと家計の支援をするということ、そして今回は医療従事者の敬意を込めてということで前回に続いて第2段ということにさせていただきました。予算につきましては令和2年3月の補正予算でお認めをいただいているということでございまして、既に動き出しているということでございます。中には現金支給を希望する方もいらっしゃるかもしれないわけですが、事業の目的、先ほど申し上げたとおりでございまして、各家庭も大変疲弊をしておりますので、ほんの一部でございまして、そういった家計の軽減の支援をさせていただいているということでございます。そして、大きな目的はこのいかにお金を中之条町経済復興のために回すかということでございます。今疲弊をしております商店、旅館、事業所、こういったところにピンポイントで

支援できるのはこの商品券かなというふうに思います。そのために中之条町では前回もそうでございますけれども、ピンポイントで行くように今回もそうですが、飲食店用、それと町内事業所用、これ大型店も含むものと含まないものというふうに３段階に分けて配付をさせていただくということでございます。これによって、本当に疲弊しているところにピンポイントでお金が届くという仕組みでございます。先ほど山田議員が申されたように前回は97%の使用率であったということでございます、これは非常に高い数字だというふうに思っております。そして、その前回11月いっぱいというような期限ですが、今回は10月いっぱいにさせていただきましたけれども、要は短時間のうちに経済を回すという大きな目的がございます。そのためには期間を短くしてピンポイントでお金を使っていただくということが必要だというふうに思います。現金をお配りするという方法もあるかなというふうに思いますけれども、前回の定額給付金の10万円、これも大変国民には喜ばれたというふうに思いますけれども、あれで経済がどれだけ回ったかということになりますと、ちょっと疑問符がつくのかなというふうに思っています。貯金にされたり、あるいはそれで税金を払ったり、そういったことになると、本来の目的とはちょっと違ってくるのかなというふうに思っておりますので、今回のこの商品券については今考えられる中で一番ベストな方法かなというふうに私は思っております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） 目的は非常に分かりましたし、商品券をそういうふうに町民一人一人にということで非常にやっぱり郡外ほかのところでもそういう支援があまりないということで非常に喜ばれていることはたしかなのです。ただ、一部の中には非常に困窮している方がいて、商品券だと使いづらい、本当にそういう困窮している方々を直接的に支援するということで考えると、やはり現金のほうが使いやすいというふうな側面もあります。そういうことも考えていただきまして、今回はちょっとあれですけども、そういうこともぜひ町長のほうではご理解いただきたいなというふうに思います。あと、業者さんからしてみれば現金で払っていただくのではなくて、商品券をいただくのでそこでまた申請をして現金化しなければいけないというそのひと手間ももちろんあるということでそのところでも業者さんの中ではいや、現金のほうがありがたいなというようなお声も私は聞いておりますので、そのへんのところも今後いろんな形での支援の中でちょっと検討していただければというふうに思います。

次の支援の中で、観光商工課でコロナ対策の事業、備品購入の補助対象なんかもリニューアル補助金の拡充で、感染予防対策で備品購入の補助というものもありますし、今如月キャンペーンを3月まで延長してこういう観光業を応援するというような取組がされていると思うのですが、このスタートから予約件数が徐々に伸びてきて、非常に旅館業、観光業の方々は喜ばれていると。使用している方も非常に喜んでいてという声は耳にします。ただ、対策、感染予防に対しての対策は旅館任せの部分がちょっと大きいのかなというふうに感じます。以前にも質問しましたけれども、

感染対策に係る費用の補助だとか、感染者が出た場合の補償、P C Rの検査の2分の1の補助というのはもちろんあるのですけれども、例えば旅館の中で出て従業員がとかそういった方々無症状者の方でも全員検査をしたいと、そういった場合の部分では旅館側の負担になるわけです。やはりこういうことを如月キャンペーンとか、こういった事業を進めるならば町が補償を一体にして行うべきではないか。今まで感染者がたまたま出なかったというだけで、感染者がもしかしたらこういった事業の中で増えてしまう、感染者が出てしまう可能性ももちろんあるわけです。非常にこのへんのところは悩ましいところで、感染と感染対策と経済を回す両輪でやっていくというところで非常に悩ましいところではあるのですけれども、この補償一体というところで私はちょっと町長の感染対策についてちょっとお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）如月キャンペーンにつきましては、再三報告はさせていただいておりますけれども、大変好調でございます。事によると3万人ぐらいいってしまう可能性があるのかなというふうに思うのですけれども、それと裏腹に感染予防、これは本当に必要だというふうに思いながら実施をしたわけでございます。旅館とかの感染予防につきましては1次のコロナ対策のときに四万温泉とか、沢渡温泉、六合温泉郷、それと飲食店組合に感染予防費として交付金を交付させていただきました。これによって各旅館等消毒液とかいろいろの対策たぶんやっていると思いますけれども、そういったことで町としてはその支援をさせていただいた経緯がありますので、ご承知をいただきたいというふうに思っております。そして、今旅館のほう行ってみますと、本当に神経を使って感染予防しております。今山田議員が申すようにたまたま感染者がいなかったということで一安心をしているのですけれども、たまたまというのか予防のためにこういった感染者がいなかったのか、その内容はよく分かりませんが、いずれにしても一生懸命やっていただいて定員を半分ぐらいにしたり、お風呂のことも共同で入らないようにしたり、いろいろの感染対策をした中で営業しているということは私も体験の中から分かっていることでございます。仮に感染があったときに、これを町で補償できないかというご質問だというふうに思いますけれども、これは恐らく各旅館もそういった保険に入っておると思いますし、町のほうではそういった個々のそういった補償には入らないほうがいいのかなというふうに思っております、特にその補償についての手だてはしていないという状況でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）旅館のみなさんというか、観光業の方々は本当に神経を使ってこういう感染者が出ないようにということで非常に対策を練ってやっていただいております。そういう予防費の支援というのは承知していなかったもので、そういった保障があったということは非常によかったなというふうには思うのですけれども、感染者が出た場合の補償というのが保険対応でやっていただくということでちょっと旅館任せ、そちら任せで町が事業を行って応援するのであれば、やはりそこま

で手厚い支援をしなければ、感染者が出てしまった場合にはそこ旅館側の責任のような形になってしまうというのが非常にこれはちょっとどうなのかなというふうに感じます。そういった面も含めたこういった事業をするのであれば、対策、補償を一体のものにして事業を行っていただくということが非常に大事なのではないかなというふうには思います。

次の質問に移りたいと思います。防災無線の情報発信について、決議の中でも町民の混乱や誤解が生じないよう県の情報開示の基準を明らかにした上で感染者の最新情報と町の対策を発信し、より分かりやすく広報することということで決議を上げさせていただきました。2月の2日に中之条町の教習所のほうで休業についての防災無線のお知らせがあったと思います。このときにこの情報をきちんと町側は情報を流したのだと思うのですけれども、受け取る側というか、聞く側のいろいろな臆測が流布して職員やその家族が対応に追われるようなことがあったというふうに聞いています。もちろん教習所で出たのだから、大丈夫かいなんて、そういうふうにみなさん心配して連絡をしてくれたりとか、そういったことだと思うのですけれども、当事者にとってみれば非常に困惑したと思いますし、その対応に非常に追われたと思います。また遡れば7月のときにも情報発信、これは県で病院名を挙げて今はこういうふうな情報開示はここまでしていないのですけれども、男性の情報というのが具体的に流れたということですが、こういう情報発信、今後も情報発信をしていく中で、町としてはマニュアル、方法なんかがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルス感染症に関連する防災行政無線での情報発信につきましては、4月に緊急事態宣言が発令された以降感染拡大防止への協力をお願いや緊急経済対策、公共施設の休館等について連絡をさせていただいてきたところでございます。感染者情報につきましては、7月に中之条町で最初に感染者が確認されたことの情報発信し、その後の吾妻保健所管内で感染者が発生した場合にも引き続きの手洗い、マスクの着用等の感染対策のご協力をお願いしたところでございます。2月3日に中之条町自動車教習所に通う教習生が新型コロナウイルスのPCR検査において陽性が確認されたことに伴い、教習所が5日間臨時休業とさせていただいたことを周知するため防災行政無線を用いて情報発信をいたしました。放送後直接教習所への問合せはなかったということでございますけれども、勤務をする職員へは知人から様子を伺うような連絡はあったそうであります。やはりあたかも教習所の職員が感染してしまったかのようなうわさは流れていたようでありまして、放送部の表現が足りず多くの方に誤解を与えてしまったのかもしれない。情報の発信に関しては、特にマニュアルを設けているわけではなく、そのときの状況を判断し、防災行政無線、町のホームページ、群馬テレビの文字放送等で行っているところであります。今後もより分かりやすい情報提供に努めていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）個人情報の問題ですとか、先ほども町長がおっしゃっていたようにうわさ話が出てしまうとか、そういうことがやっぱり非常にネックでなかなか情報発信についてはすごく慎重な形で情報開示しなければいけないというのは非常に分かります。ただ、やはりより分かりやすく情報を伝えていくということ、感染予防を徹底していただくということでは必要な情報というのは今後も開示していただく必要があるのかなというふうに思います。こういううわさ話だとか、いろんな臆測が飛ぶというのはやはり町民の不安などから出てくるものなのかなというふうに思います。広報なかのじょうでは町民に向けて町長のメッセージ2 回ほど掲載されたというふうに聞いています。今後町長が防災無線など直接発信するということは町民に取ってみれば町長の直接のメッセージが流れるということで、そのメッセージ性というのでしょうか、そういうところでは非常に高いのではないかとというふうに考えます。今後こういう情報発信なども含めて町長から紙媒体ではなくて、本当に直接声で情報発信というかメッセージを流すということは検討されていないのでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）町長から直接メッセージということでございますけれども、声には出しておりませんけれども、先ほど広報ということでございましたけれども、町のホームページには2 回町長名で発信をさせていただいております。そして、7 月に中之条町で感染者が発見されたときにはこの情報提供といいますか、家族の人権の尊重、あるいは個人情報の保護、こういったところを主眼に広報させていただいたということでございます。それぞれみなさんが感染予防しながら毎日窮屈な思いで生活をしているのですけれども、感染をした人の話を聞きますと、感染することも大変な状況でありますけれども、それ以降のうわさとか、人捜しとか、犯人探しのもの、このプレッシャーのほうによっぽど強いという話でございますので、ここはしっかりと人権を守るということ、そしてこういった発症例があることによってそれぞれのみなさんが一段と気をつけるということが必要なのかなというふうに思っております。そして、いろいろの情報は流させていただいているのですけれども、今まで町長の肉声とは発信はしてございません。この1 年前にこういった状況になって、この先どういうふうに展開されているのかというのは非常に誰も分からない状況でございましたので、どの時点で町長の声で発信するべきなのかというのをずっと考えておりましたけれども、なかなかその機会はなかったということでございますので、今の状況でいくとそのメッセージは必要ないのかなというふうに私は思っております。例えば中之条町にクラスターが発生したとか、緊急事態でみなさんをお願いしなければならない、こういったものが発生した状況の中ではその状況を見ながら発信をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）緊急的なクラスターが発生した場合だとか、そういったときには直接肉声で発

信すると。ただ、その状況になってやっと肉声が聞けるというか、町長のメッセージが聞けるというのでは、やはりその前に町長がとにかくこういうわき話が出ないような形で町民の人権、そういった、あとはその感染から守るという、そういう意思というのですか、町長のそういったメッセージはやっぱり発信することがより強い感染予防だとか、町民の不安払拭につながるのではないかと思いますので、今からでも決して遅くはないと思います。ぜひ町長のほうのメッセージを町民に直接伝えていただくということは非常に重いものだと思いますのでぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、コロナ対策課の設置についての質問をさせていただこうと思うのですが、これはもう既に答弁をいただいて、ちょっとそういう課設置にはちょっと後ろ向きな発言があったのですが、適宜必要であれば各課応援を入れて職員総動員で当たるということで特に課の設置、そういう対策室については設置は検討していないのだという答弁でありましたけれども、同僚議員がワクチンの接種のことで詳細な質問をしましたけれども、やはりこれだけの業務ですから、これが1年かけてやる業務ですよ。1年だけだから特にやらなくていいかというわけではなくて、やはりこれだけ関心度が高く、町民からの不安な声があると、それに対して保健環境課の職員の方々が対応にあたっていると。1人職員を配置するということでもありますけれども、それは接種業務に当たる職員1名ということですので、対応窓口というのが設けられるわけではないわけですので、そのやっぱり対策室なりというのは非常に必要なのかなというふうに思います。各課から応援といってもやはり職員が決して余っているわけではなくて、みなさん通常の業務の中で、業務外でワクチン接種に関わる事務作業、事務業務に当たるわけですから、選挙のときの短期間で職員が当たるというようなこととはまた違って、ワクチン接種本当に1年間かけて、1年間で終わるかどうかなという本当にスケジュールもなかなか先が見通せないような状況にあります。やっぱりこういう対策室を設ける、それは町民にとっても非常に大切なこと、大切というか町民にとってそういう対応窓口があるということは、こういう不安な状況の中でいろいろ気軽に聞けるということが必要なのではないかと思います。再度ちょっとその検討がなぜできないのか、何でこれが設けることができないのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）新型コロナウイルス対応につきましては、今保健環境課のほうで実施をさせていただいております。今精力的に、先ほどの答弁のように着々と準備に向けてしているということでございます。この専門の課、あるいは係を設置しろということでございますけれども、先ほど山田議員からも話がありましたようにこれが永遠に長期化するということは今のところ想定をしておりません。ですから、1年、2年の間にこれが決着できて終息できればいいかなというふうに思っております。先ほど申し上げたように課の対応の職員についてはこの人事異動、あるいは会計年度任用職員とか、そういった臨時的に増強させていただく考えは持っておりますけれども、今のところ

課、あるいは係の設置は考えていないということでございます。なぜできないかということでございますけれども、先ほど申し上げたように本当に応急的な対応で済む部分がございます。それと、その事務的には相談窓口も設置をさせていただいたり、接種が主な仕事でございます。接種に関する通知とか、それは本当に大変なことでございますけれども、総体的には国、県のほうの指示を受けて実施をするということでございますので、役場の職員が、例えば駐車場係とか、輸送の手伝いとか、そういった手伝いは十分できますので、うまくバランスを取って実施をする、そのためにあえて係、あるいは課を設置する必要はないかなというふうに今の判断で決定をさせていただいている部分でございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）応急的な対応で十分大丈夫だということなのですが、やはりこれだけいろいろと分かっていない、国からのいわば丸投げのような形でこのワクチン接種の業務というのが今行われているというところで、分からない部分が非常に多い、スケジュールも本当にどういうふうに立てられるのかとか、本当に町民全員に打ち終わるのは一体いつなのかというのは本当に分からない状況にあります。一、二年ということですが、応急的な対応で本当に済むのであればいいですが、やはり職員が疲弊するようなことがないように、ほかの業務に支障がないようにぜひやっていただきたい。やっぱりコロナによって奪われた時間というのは本当に町民のみなさん、職員のみなさん、全員、全部のみなさんがやっぱり大きなストレスを持っています。旅行へ行くこともおろか、外食へも行けない、ストレスの発散するすべもない、夜の会食は控えてくださいということでお酒を飲みに行って憂さ晴らしをしたい、そういうこともできない、そんな声をよく聞きます。テレビからは様々な情報が入ってきて、何が正しいのかどうか、本当に不安な中でおられると思います。そういったところで町の広報には相談センターというか、県の相談センター、こちらの相談センターなどもあったりとか、窓口もあります。ワクチンに関しても県のほうで設置をしていますけれども、やはり気軽に職員にということなのだけって聞ける、そういうコロナ関連、総合的の対応窓口というのは必要なかなというふうに非常に思います。今後もやっぱりコロナの終息になるには本当に非常に長い時間をかけて闘っていかなければいけない、これは全職員、議員含めて本当にみんなで対応していかなければいけないということは非常に分かります。やはりみなさん疲れています、みなさんストレス抱えています、その中でこれ以上の疲弊にならないように、そこは適宜町長の判断で対策室対応をしていただくようにぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今山田議員から申されたように世界中からするとこのコロナに取られた、費やした時間というのは本当に莫大だというふうに思っております。それによって経済も停滞をしているということでございまして、あらゆる経済が止まっている状態でございますので、本当に重大なことだというふうに思っております。それと情報がテレビ等、マスコミのほうからどんどん入ってき

ますけれども、よく聞いていると正反対の意見も相当あるということでございまして、町民の方はどれを信用していいのか、どれが正しいのかというのは本当に選択するのが難しい状況かなというふうに思っています。そういった面で町の保健環境課の中で相談とかそういうできる機会があることが一番いいのかなというふうに思いますけれども、それに対しましてはいろいろな情報を提供するという機会は設けさせていただきたいというふうに思っております。そういったものを活用させていただいて、町民の方が不安がないように、できればできる状況は提供させていただきたいというふうに思いますけれども、山田議員が言うように国からの情報が非常に少ない、本当に言われた日にワクチンが来るのかどうか、そういったことも含めて不安な部分がございますので、その部分は町民の方にしっかりと情報を提供していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）町長が本当に先頭に立って対策を講じていただき、町民が本当に安心して暮らせる町づくりということでぜひ進めていただき、この1 年本当に頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、大場壯次さんの質問を許可します。4 番、大場壯次さん

○4 番（大場壯次）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3 月定例会の一般質問をさせていただきます。質問の内容は、小水力発電所「中之条町美野原水力発電所」について。2 点目、木質バイオマスボイラーについて。

最初に、小水力発電所について伺います。この小水力発電所の事業経過報告書によると、平成21 年8 月、新エネルギー導入可能性調査業務委託から始まり、いろいろな課題をクリアして、平成29 年7 月に竣工式を迎え現在に至っています。ちなみに、補助事業に要する経費は2 億2,922 万400 円で、補助金は1 億8,240 万3,500 円で、補助率は約80%です。この美野原小水力発電所のクロスフロー水車は中低落差で使用料が少なく、流量の変化の大きい流れ込み発電所に適した水車であると言われています。また、中之条町電気事業経営戦略において、小水力発電では売電収入から維持管理費等を除いた収益を補助金採択要件に基づき農業施設4 施設の電気代に充当していると説明しています。この観点から質問をさせていただきます。水路工事美野原用水、鷲尾沢掛樋の工事により発電できず損失が出るとのこと。内容を伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほど大場議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

設置につきましては、先ほどご説明をいただいたとおりでございまして。ご質問の美野原小水力発電所でございますけれども、美野原用水の水利権に対してその水利使用の登録によりまして、発電を行っております従属発電として発電事業を展開している状況でございまして。今年度県営事業とい

たしまして美野原用水の農業用水路長寿命化・防災減災事業として旧四万保育所周辺の鷺尾沢掛樋の老朽化に伴う架け替え工事を実施しているところでございます。県、町、美野原土地改良区とその調整協力によりまして、その上水道の水利の確保が可能との判断により、現在断水になる工事实施となっております。美野原小水力発電施設は、国、県からの交付金等により建設を実施しております。従属発電は放流水、いわば余った水、余水の利用による発電事業でございます。主たる用水の安定供給に資する工事、実施に伴い断水が発生いたしましても、水利権を持たない従属発電でございますので、発電水量の確保を工事発注者である県及び水利権者の土地改良区へ求められるものではございません。本工事における発電の損失ということでございますけれども、損失ということではなくて、減収になろうかというふうに思いますが、例年の例を基にして計算をいたしますと、想定で約300万円程度になるかというふうに思っております。今後も同様な農業水路、あるいは長寿命化、防災減災事業が実施されることが予想されておりますけれども、断水等の判断基準は三ノ原浄水場の必要水量の確保の有無により決定をされるということと承知をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）減収ということで300万円ということで、この停止がなければ300万円の売電収入が農業施設の電気代充当に影響は出ないでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）確かに計算をした中で発電をしておりますので、300万円が減収ということでございますけれども、それは、先ほど申し上げたように従属発電ということで、余った水を利用させていただいて発電をさせていただいているということでございますので、これについてはその本体の水路を直しているわけでございますので、どこが悪いとかどこに補償してもらおうとかという、そういう問題ではないのかなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そういうことは4施設の電気代の充当には少ない、なくなるというような判断でよろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それにつきましては企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）議員のご質問にお答えいたします。

3月の補正のときに計算させていただきました中では今回300万円の減収により、農業施設のほうへ対する充当が少なくなっているということではございません。パートタイム職員さんのほう、太陽光のほうにちょっと充当させてもらいまして、そちらの給与分を太陽光のほうで見させてもらったりというような工夫をいたしまして、なるべく発電収益に対しまして農業4施設のほうへ財源

充当できるような形を取らせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） そうすると、農業施設 4 施設にはそんなに影響はないということでよろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄） 企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光） はい、そのとおりでございます。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） 次に、過去にも停止期間があり、損失が発生したことがあるか伺います。

○議長（山本隆雄） 企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光） 平成29年 7 月の発電開始以降、用水路の改修工事等はございました。その中で今回のような停止期間があるような改修工事はありませんでしたので、停止期間はございません。また、それに伴う減収というようなこともございませんでした。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） ちょっと私の記憶違いかもしれないのですが、落ち葉が草刈りした草がスクリーンに詰まり稼働しなかったことがあったと思いますが、ちょっと私の記憶違いでしょうか。

○議長（山本隆雄） 企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光） すみません。工事の停止期間というようなことで先ほどお答えをさせていただきました。維持管理をする中では当然落ち葉が詰まり用水が来なくなりといったことは当然でございます。そういったときには当然水が来ませんので、発電は当然できません。その間は収益には当然当たりませんが、これは通常の維持をしていただく中でのお話であり、先ほどのとおり工事に対しましては停止期間なしということでのお答えをさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） 分かりました。

次に、水路工事による停止期間は何日から何日までを伺います。

○議長（山本隆雄） 企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光） 今回発注の工事でございます。発注者は、群馬県吾妻農業事務所でございます。こちらのほうに問い合わせをさせていただきました。進捗でございますが、本工事における発電の停止期間は令和 2 年11月15日から令和 3 年 3 月15日までの120日間でございます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） 停止の期間が120日間ということで、300万円の減収ということですが、査定された300万が減収ですか、400何十日間ということですね。それで、実際には工期が 3 月25日に延期に

なると予告の看板がありました。3月15日には通水できないと思いますが、影響はないでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）こちらにつきましても、本件鷺尾沢の掛樋の架け替え工事につきましては、県のほうから、工期のほうから3月25日延期ということになっているようでございますが、通水に関しましては3月15日通水可能ということでお話のほうは伺っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）工期が25日になったということで、また通水が伸びると売電収入が減ってしまうということでちょっと私も危惧しました。

次に、水路工事における地元説明会があり、中之条町への水道で使用されているため断水ができないと説明がされたが、なぜこのようになったのか伺います。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）すみません。鷺尾沢の掛樋架け替え工事の調整事務につきましては、群馬県吾妻農業事務所が本工事实施にあたり、地元の説明会を実施したものというふうに伺っております。発電をしております、小水力発電側といたしましては、今回様々な調整があった結果断水による工事着手ということで認識をしております。ご質問のなぜこのようになったかにつきましては、大変ちょっと申し訳ないのですけれども、お答えのほうを差し控えさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）回答ができないということの答えをいただきました。ちょっと繰り返しになりますが、地元説明会で施工の留意点として6項目あり、その一つに中之条町への水道で使用されているため、断水ができないとの説明があり、用水切り回し管として径200のパイプ掛ける25、メーター4本、また一時使用排水ポンプ、パイ200、4台と仮設図がありました。この説明会には町の方も参加され、工事内容等把握されていたと思いますが、県、町、町課内の連絡調整が取れていなかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）すみません。令和元年度に2年度の3月付近にたぶん地元のほうの説明会ということで開催をされたというふうに思っております。その際には断水による水替工を施工してというようなお話があったのかもしれませんが。実際工事を施工する段階での調整といたしまして、浄水場の水位が確保できるというようなこともございまして、調整の結果断水による工事着手ということで調整をさせてもらったものと思っておりますので、大変申し訳ございません。その会議のほうにも出ておりませんので、内容的なものがちょっとなかなか分かりかねるのですけれども、いろいろ調整をさせてもらった結果、今回は断水による工事の着工ということで認識を発電側はしております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）それでは、次2点目の質問に入ります。木質バイオマスボイラーについて。この事業は、令和元年6月に入札があり、令和元年度中之条町役場、中之条町保健センター木質バイオマスボイラー導入工事で落札金額が1億4,795万円で工事が進められました。中之条町施設における木質バイオマス利用事業化基本計画に対し、実際稼働してみてどのようになったか検証を兼ねて伺います。中之条町役場、中之条町保健センターの木質バイオマスボイラーに不具合が昨年あったようですが、原因を伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）お答えさせていただきます。

町内の資源を活用した木質バイオマス利用に関する事業に関しましては、令和元年度に2か所の木質バイオマスボイラーの導入工事を実施いたしまして、令和元年度の12月から役場庁舎と保健センターで稼働し、冬季の暖房と夏季の冷房で利用しております。四万清流の湯と四万へき地診療では清流の湯への給湯とへき地診療所の冬季の暖房として熱供給を行っております。今年度は六合支所のボイラーにも導入しておりまして、冬季の暖房として昨年の11月から稼働をしているという状況でございます。

昨年の初夏にエラーが発生いたしまして、作動しない自体が数回ありましたが、その原因といたしましては、燃料として使用しております木質チップの大きさや形状、含水量等の品質によるものとかがえております。チップの形状を選別する機械の故障により不揃いとなってしまう、大きなチップをサイロから炉に運ぶ際にベルトコンベヤーで詰まってしまう、含水率が高いチップですと不完全燃焼により温度が上がらない状態となり、エラーが発生してしまったものと分析しているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）原因に対する対応策はどのようにされたか伺います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）木質チップにつきましては、2業者から購入をしているところでありますけれども、燃料専用に製造してというわけではありませんので、ふぞろいな状態となっております。形状につきましては選別する機械の補修により現在は安定して供給されております。また、当分の間役場の近くにありますが倉庫をお借りし、ストックヤード兼乾燥作業場として活用しておりまして、含水率の低いチップを現在のところ供給しているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうすると、機械の不備であって、搬入される材料には影響はなかったというこ

とですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）機械の不備により形状が異なってしまっておりましたので、大きなチップがベルトコンベヤー等に挟まってしまったのですけれども、その状態の機械が補修が完了したので、現在のところ形状については安定しております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）形状については解消されて、湿度関係、湿度ですか、にはいろいろあると思うのですけれども、そのへんは対応できないのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）含水量に関しても近くの倉庫をお借りして、そこで乾燥をさせたものを納入していただくという形を取っておりますので、そちらも今安定しております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）分かりました。

次に、チップの単価及び使用数量を伺います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）この1年間でのチップの総使用料は、役場、保健センターで11万3,300キロ、四万清流の湯、診療所におきましては6万3,300キロを使用しております。購入単価につきましては、1キロ当たり平均で約12円となっております。なお、今年度の役場での使用料につきましては、耐震化工事やエラーの発生等によりまして、予定しておりました使用量よりも若干多くの消費となっておりますのでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）今単価、トン当たりだと1万2,000円ですか、この単価は木質チップ製造元が貯蔵庫に搬入された単価、それともチップ工場渡しの単価なのか教えていただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）チップにおきましては、町の職員が業者のほうに直接町のトラックでいただきに行って、その乾燥したりするのは町の職員で実施しているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうしますと、この単価は工場渡しで1万2,000円ということで、これ搬入するための経費、木質チップ搬入車両リース料、自動車保険料、木材水分計購入費、木質バイオマス運搬車両バックモニター購入費、それから搬入車両運転手人件費等が含まれますが、経費分が含まれていないのはどういうことでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）チップの単価につきましては、業者のほうに支払ったのが平均で約12円とい

ところで、それ以外のものについては町のほうの事業としてやっておりますので、チップの購入単価ということではないと思いますが、全体的に、燃料全体にかかる経費ということでは当然そちらの経費も計上すべきだと思いますけれども、通年ベースでの、年間通しての期間がまだ全部は精算できておりませんので、そちらが今年度、2年度が終了時点、決算が出た時点でまたそちらについてはご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうすると、搬入するための経費は計上していないわけですね。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）チップの単価には計上しておりません。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうすると、トン1万2,000円プラス搬入するための経費、いろいろ貯蔵したりして持っていくものですので、単価的には大分上がるのかと思いますが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）そちらの経費は今見ていけませんので、当然上がることと思われかもしれませんが、目的が町内のエネルギーの循環ですとか、森林の提供、町内の森林のバイオマスボイラーの利用、また雇用の創出ということを全体で考えて林業事業としてそちらについては取り組んでいるところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）これは私、単価だけで、単価にして燃料費だけの件でお話ししていますもので、いろいろ利点、その他あると思うのですが、燃料においてはどうも想定したよりも割高になっているのではないかと思います。

次に入ります。チップは重油、灯油に比べて値段はどのようになるか伺います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）そうしますと、今人件費等、車にかかる費用とか、そちらは現在検証しておりますので、それを除いたところでご説明させていただきます。

そちらを除いたランニングコストにかかる経費につきましては、1年間、12月ベースから10月までなのですが、役場保健センターで重油、灯油を比べたところと比較しますと130万円の減、清流の湯診療所では125万円が減額となっておりますけれども、通常で通年ベースでの使用とまだなっていないために正確な比較は本年度はまだできていないという状況であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）結局やっぱりまた戻ってしまうのですが、搬入するための経費、またストックしてまた持ってくる等の経費が含まれていないということで、今後調べていただきたいと思います。

これは直行的な感想ですが、バイオマスに置き換えた場合のチップ燃料代削減効果はちょっと少ないと私は想定しています。そのへんは私の考えは間違いでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今チップボイラーの燃料のことでご質問を受けております。確かに単価だけ申し上げますと、年間の削減が両方で250万とかそんなくらいだということでございますけれども、これ通年ベース、あるいは六合のほうのチップもこの中に入ってますので、もう少しその差額は出てくるかなというふうに思います。町がこれを何で導入したかという根本的な問題でございますけれども、今役場は重油を使っていたわけでございますので、それを購入し続けることによって単価は安定しますし、設備投資も要らなかったわけでございますけれども、大きな目的はCO₂の削減、今世界中でCO₂の削減を求められているところでございますけれども、こういったものを行政で率先してやる必要があるというふうに思っておりまして、これがうまくいけば民間のほうにこれを導入してもらうような補助金とか、そういったものを出して導入を促進をするというのが大きな目的でございます。ですから、単価も必要なことだというふうに思いますけれども、大きな目的、これを捉えていただいてご判断いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）私、この事業がよくないと言っているのではなくて、この単価ベースで見た趣旨で、燃料費ベースで見ると高いのではないかということでお話しさせていただきました。これで私の質問は終わらせてもらいます。

○議長（山本隆雄）大場壯次さんの質問が終わりました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

4日目の26日には定刻午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて参加します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午前11時50分）

令和3年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令和3年3月26日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和3年3月26日 午前9時30分						
	散会	令和3年3月26日 午前10時41分						
応招ならびに 応招 15名 不應招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		7番 関 常明	8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和 3 年 3 月 2 6 日午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計予算
議案第 2 号 令和 3 年度中之条町国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号 令和 3 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計予算
議案第 5 号 令和 3 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
議案第 6 号 令和 3 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
議案第 7 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
議案第 8 号 令和 3 年度中之条町下水道事業特別会計予算
議案第 9 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 10 号 令和 3 年度中之条町発電事業特別会計予算
議案第 11 号 令和 3 年度中之条町自動車教習所事業会計予算
議案第 12 号 令和 3 年度中之条町上下水道事業会計予算
議案第 13 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業会計予算
- 第 2 議案第 22 号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
議案第 23 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 24 号 中之条町介護保険条例の一部改正について
議案第 25 号 中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 26 号 中之条町指定介護予報支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一改正について
議案第 27 号 中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 28 号 中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 29 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第 30 号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 31 号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 32 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
議案第 33 号 中之条町労働環境整備資金融資促進条例廃止について

議案第34号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第35号 チャッボミゴケ公園指定管理者の指定について

第3 報告第4号 専決処分の報告について

第4 令和2年請願第5号、令和3年陳情第1号

第5 議第1号議案 群馬県消防ヘリコプター「はるな」墜落事故殉職者慰霊碑建立等に係る要望書の提出について

第5 議員派遣の件



◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。第1回定例会3月定例会議の本会議も本日で4日目となりました。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスク及びフェースシールドの着用を許可します。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。傍聴者につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音される恐れがあります。あらかじめご承知の上議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

15日の一般質問において、町長より答弁の一部訂正の申出がありましたので、ここで発言を許可します。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。議長のほうから話がございましたように、発言の訂正をお願いしたいと思います。

3月15日における山田議員の一般質問に対する答弁につきまして、一部誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。令和3年1月18日の新型コロナウイルス感染症対策に関する決議の4点目、コロナ感染対策によって売上げが減少している飲食業、旅館業、小売業等に対する継続的な経済対策を実施することと申し上げ、答弁をさせていただきましたけれども、正しくはコロナ感染対策によって売上げが減少している中小企業事業者、個人事業者等に対する継続的な経済対策を実施することの誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）次に、総務課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。総務課長

○総務課長（篠原良春）本日お手元にお配りをさせていただきました中之条町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画につきまして説明をさせていただきます。

中之条町公共施設等総合管理計画につきましては、町で管理する公共施設等における老朽化対策の実施や財政負担の軽減、平準化を図る必要があることから、平成28年度に策定されました。このたび公共施設等総合管理計画の見直しを行うとともに個別施設計画を策定したところであります。中之条町個別管理計画につきましては、早期に公共施設等の最適な配置を実現するため、各施設の老朽化の状況や利用状況等を整理した上で、長寿命化や更新等の対策を実現する際の優先順位の考え方を明確にするとともに、各施設の具体的な方向性について定め、総合管理計画の基本方針であります長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

6 ページに機能の方向性と施設の方向性の基本方針を示し、14ページ以降に施設分類に分け施設ごとの概要や基本方針を掲載しております。今後は人口減少や少子高齢化の進行により、さらに集約化や複合化の検討が必要となることが予想されますが、あったら便利、ここにも欲しいではなく、ないと困る、なくてはならないという考えの下新しい公共施設の在り方により適正化に努めてまいりたいと考えております。

計画期間は中之条町人口ビジョンと同期間とし、2045年度までの25年間といたしましたが、進捗状況や社会情勢、財政状況等の変化に応じ随時見直しを行ってまいります。なお、対象施設ごとの具体的な方針や施設の状況を示した公共施設マネジメント計画につきましては、議会事務局に1部お願いしてありますので、後ほど御覧いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、住民福祉課より発言の申出がありましたので、許可いたします。住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）議長のお許しをいただきましたので、お配りいたしました資料についてご説明申し上げます。

お手元のゆうあい荘在り方検討会報告書を御覧ください。3月17日に開催されました文教民生常任委員会の席上、剣持委員から本報告書を機会へ配付するようご提案をいただきましたので、議長の許可をいただきまして、本日みなさまにお配りさせていただきました。

この報告書は、昨年度末に開催した中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘運営協議会において、赤字解消策を検討するため、在り方検討会の立ち上げが決定され、それを受けて今年度4回にわたり検討を重ねてまいりました結果として、今年2月に運営協議会に報告したものでございます。

在り方検討会の構成員は、群馬リハビリテーション病院職員、ゆうあい荘職員並びに町職員となっております。みなさんお忙しい中都合をつけて出席いただきまして、大変感謝しております。

検討会では、収入増、経費削減の両面から検討いただきました。項目ごとの検討内容は資料のとおりでございます。また、資料には記載がございませんが、医師の配置が要らない特別養護老人ホ

ームへの転換についても意見が出されました。これにつきましては、大きな改修なしで転換が可能であり、医師分の人件費の削減が見込まれる一方、定員の減による収入の減少、また現在ご利用いただいております要介護1から2の方々の行き場がなくなるなどのデメリットもございますので、運営協議会への提案はさせていただきますでした。

そのように検討いたしました内容については、これをやればすぐに効果が出るという起爆剤的なものは見出せませんでした。しかし、資料のまとめにございますように今後の検討課題として委託料に課税される消費税の節減のための指定管理制度導入や広域圏や民間への譲渡など運営協議会へ上申させていただきます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和3年度中之条町一般会計予算
- ◎ 議案第 2 号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第 3 号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第 4 号 令和3年度中之条町介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第 5 号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6 号 令和3年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7 号 令和3年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 8 号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 9 号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第10号 令和3年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第11号 令和3年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第12号 令和3年度中之条町上下水道事業会計予算
- ◎ 議案第13号 令和3年度中之条町簡易水道事業会計予算

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から第13号まで一括議題とします。

この際、委員長から審査経過の内容について報告を求めます。予算審査特別委員長、安原賢一さん、自席でお願いします。9番、安原さん

○予算審査特別委員長（安原賢一）予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、3月8日から10日までの3日間にわたり慎重に審査しました。

議案第1号から13号まで採決の結果、原案可決と決しました。

以上、審査特別委員会に付託された事件の審査報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）以上で、委員長報告を終わります。

これより討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許可します。1 番、山田みどりさん

○1 番（山田みどり）それでは、3 月定例会議の議案第 1 号 令和 3 年度中之条町一般会計予算、そして議案第 2 号 令和 3 年度中之条町国民健康保険特別会計予算、議案第 4 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の予算は、初めて予算審査特別委員会が設置され審査をしました。限られた時間の中で活発な意見も出ましたが、まだ特別委員会としての機能、運営には途上にあると思います。

当初予算では税收減の中、新型コロナ対策や地域経済への支援、農業振興に尽力していることは非常に評価できます。しかし、伊能町政が目指す町づくりが見えてきません。

まず、人口減少と少子高齢化、何度となく町長が口にしていますが、その具体的な施策があるのでしょうか。子育て支援は十分に力を尽くしていると言いますが、出生率が減少傾向です。その要因はさまざまあると思いますが、1 つとして経済的な負担が上げられると思います。子育てにかかる教育費は年々増加しています。子育てしている学年が上がるにつれてかかるお金も増えている。生まれたときは支援があるが、子育てをしていく中で将来的に心配だという声を聞きます。中之条町では学校給食費の無償化が始まり、非常に喜ばれています。町がもう一步こども医療費の無料化 18 歳まで拡充すること、これは他町村で広がっています。東吾妻町でも 13 歳までの医療費無料化が決定しました。こうした切れ目のない子育て支援、こうしたことが必要なのではないのでしょうか。こうした施策が決してばらまきではなく、こうした社会保障が今求められています。

また、5 か年計画で整備した中之条ガーデンズ、4 月から有料化によりグランドオープンを迎えますが、これに対してもなぜこのコロナ禍にグランドオープンするのか、有料化になればお客がなくなるのではなどの意見が出ています。そして、相変わらず町の主体的な運営ではなく、委託管理されている部分が多いということ、新たな雇用創出ができるよう町業者を使って運営の見直しをするべきではないのでしょうか。今のままでは中之条町のオリジナリティーがない、どこかにもある施設になってしまいます。

また、一般質問や委員会でも取り上げたミューズの管理体制についても、その責任の所在が明確ではなく、今後の運営についても疑念が残るものでした。町民や町外からも心配や怒りの声が上がっています。貴重な資料や文化財の保護、管理には多額の費用もかかります。そうした点からも慎重な運営が求められます。こうした様々な事業運営が伊能町政の政治姿勢を表しているのではないのでしょうか。

新型コロナウイルスによって経済や生活に影響をもたらし、私たちの暮らしはさま変わりしました。こうしたコロナ禍で収入が減った人もいます。国保税や介護保険税が暮らしの負担になっています。町では軽減措置は取られているものの、介護保険については微量ながら値上がりを行います。将来的に国保税の水準を統一化する動きがあり、値上がりする人も出てくる可能性があります。こ

うした国保運営においても持続可能なものとは言いがたく、制度的な問題も含めて反対の立場です。

以上の点を申し上げまして、議員の皆様はこの趣旨に賛同いただきますようお願い申し上げます、討論を終了いたします。

○議長（山本隆雄）次に、賛成討論の発言を許可します。2番、佐藤力也さん

○2番（佐藤力也）議長のお許しをいただきましたので、議案第1号 令和3年度中之条町一般会計予算と議案第2号から議案第13号までの各特別会計、企業会計予算の全ての議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国においては新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、経済あつての財政との考えの下、引き続き経済再生と財政健全化の両立を実現するため、歳出、歳入改革の取組を強化する方針ですが、社会情勢は日々変化し、地方自治体を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にあります。本町における財政状況は、令和元年度決算の各種財政指標において、財政運営の健全化が保たれていることを示していますが、今後の財政状況を考えると、自主財源の根幹となる税収の大幅な増加は期待できず、少子高齢化の進展や社会保障に関わる経費の増加は避けられず、さらに公共施設の老朽化への対応も必要であり、厳しい見通しとならざるを得ない状況下での予算編成であったと思われます。

町の財政の基本となる一般会計の当初予算額は98億5,000万円で、対前年度比3.74%減となり、国、県、また周辺の町村などの状況を勘案し、厳しい財政環境の中にありながらも限られた財源をバランスよくかつ積極的、重点的に配分し、地域経済や景気対策にも考慮しており、評価できる予算になっていると思います。

歳入面を見ますと、町歳入の根幹である町税で長引く新型コロナウイルス感染症の影響による減収が見込まれておりますが、国庫支出金や地方交付税が増額となっており、国の施策などによる補助金の適切な把握により、財源確保にしっかりと努めていると思います。

町債については、大きく減額となっておりますが、その全額が交付税措置される臨時財政対策債や元利償還金の70%が交付税に算入される緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債等であり、後年度の財政負担の軽減が考慮されており、その他の財源についても適正化が図られております。

一方、歳出面では新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめ、時代に即した事業が見込まれているとともに、人口減少等の課題克服に向けた中之条町総合戦略の4つの基本目標と、中之条町町づくりビジョンの6つの重点目標を柱とした必要な重点施策が適切に反映されております。

「教育環境の充実」では、国が進める情報通信技術を活用したICT教育の開始、また英語教育推進プロジェクトや適応指導教室のさらなる充実、学校、社会教育施設においても老朽化した施設整備の改修を見込んでおります。

「産業振興・雇用の創出」としては、店舗等リニューアル補助金の継続、拡充、チャツボミゴケ公園等の観光資源のより一層の活用や新規就農者定住支援事業等、農林業振興事業が充実されてい

ます。

「交流人口の増加・地方への流れ」では、中之条ガーデンズや各種観光施設の施設整備、観光宣伝、空き家対策事業やピエンナーレ芸術祭での町の魅力発信によるところが期待されます。

「健康増進」では、各種ワクチン接種促進の継続事業や乳幼児健康診査事業、がん検診事業をよりきめ細やかに拡充し、「福祉や子育て環境の充実」では、移動困難者タクシー助成事業等や各種子育て支援事業を実施し、住民サービスのよりきめ細やかな対応が見られます。

「財政の健全化」では、有利な地方債を活用した財源の確保対策、「地域づくり」としては、消防、防災対策や公共交通対策事業が拡充されています。

投資的経費にあたっては、農業費や土木費、総務費、教育費において事業費を確保することで、景気回復への配慮もされており、予算に対する積極的な取組が伺えます。

また、一般会計と合わせてそれぞれの特別会計や一部事務組合への行政経費に対する繰出金、負担金についても住民の多様化するニーズに伴い、年々増加する中であって真に必要とされる額が確保されております。

令和３年度の一般会計、特別会計、企業会計の全てを合わせると169億4,152万円となり、厳しい財政情勢の中で、限られた予算を重点的、効率的に配分し、その内容は町の将来を見据え、現下の重要課題である少子高齢化や社会資本の整備、安心安全で活力ある地域づくりの計画が盛り込まれ、町民の負託に応えた予算となっており、評価できるものであると同時に中之条町が未来に向けて持続的に発展していくために必要な予算であると判断し、議案第１号から第13号議案に賛成するものであります。

予算執行にあたっては、予算特別委員会での審議を通じ、議員からの指摘、提案など十分参酌の上、なお一層事業実施計画を充実させ、その効果が早期に表れるよう英知を結集されることを期待します。

同僚議員の皆様におかれましても、本予算案にご理解を賜り、賛成くださいますようお願いいたします。

最後に、令和３年度当初予算の編成にご尽力された伊能町長をはじめ職員の皆様の努力に感謝申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ほかに討論はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和3年度中之条町一般会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度中之条町介護保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度中之条町発電事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和3年度中之条町自動車教習所事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度中之条町上水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和3年度中之条町簡易水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

- ◎ 議案第22号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第23号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町介護保険条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第26号 中之条町指定介護予報支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一改正について
- ◎ 議案第27号 中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第28号 中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第29号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第30号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第31号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第32号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第33号 中之条町労働環境整備資金融資促進条例廃止について
- ◎ 議案第34号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正について
- ◎ 議案第35号 チャツボミゴケ公園指定管理者の指定について

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第22号から35号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る3日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。6番、富沢さん

○6番（富沢重典）1点だけ確認させていただきます。

議案第31号、農業公園の入場料の年間パスポートのことなのですが、度々議会のほうに収支計画等が出されておりましたけれども、その収支計画とこの年間パスポートは整合性が取れているのかお聞きをいたします。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（安原 明）お答えいたします。

年間パスポートの人数が何人を見込むのかというところでございますが、まだ実績がないので、年間の収支の中にこの分の人数を計算には入れてございません。トータルで、取りあえず何万人でこのくらい上げられるということで、若干これが増えますと、収入が少しは減るかもしれませんが、来ていただいて今度は中でいろいろな買物が今度は増えるということにもつながりますので、最初少し運転してみないと分からないところもございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）今まで出されていた計画の中で、この年間パスポートを実施すると売上げが少しは減るという回答でしたけれども、私は相当減ると思うのです。わざわざお金を出してでも来たい方々がいるから収益になるわけで、その方々は必ずこれを買うわけで、計画が相当ずれてくると思うのです。いいのですけれども、ここだけで収支を取れとかそういう話ではないのですけれども、ぜひともこれを取り入れた際にはたくさん中之条に来てくれる方なので、よくPRはしていただくようにお願いします。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。1番、山田さん

○1番（山田みどり）議案第29号の福祉医療費の支給に関する条例のことで、これが、所得制限がかかってくるところなのですけれども、これは所得制限をして、例えば制限してある意味その分の財政というか、それはどういった使い道になっているのか、その分の所得制限をして減収になった部分のところでどういうふうな使い道になっているかというところをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）所得制限が設けられますのは、重度心身障害者の方の部門でございます。そこで、所得制限が設けられることによって、今まで受給対象者であった方の一部の方が受給から外れるということです。町の負担、県の負担が減ることになります。そういった負担が減ったものにつきましては、持続可能な福祉医療対策ということで、財源の確保という意味で補償されるといいますか、そちらのほうに回させていただくという考えで県のほうは検討されて、県下足並みをそろえてということでこの改正が導入されるということになっております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）県の事業ですので、町としてそういった条例の改正でそのまま下りてきているということなのだと思うのですけれども、福祉部分のところをやっぱり所得制限をかけてというと、やはり福祉の切り捨てにつながるのではないかと、幾ら所得があるといっても重度障害者の方に対してこういう制限を設けるというのは福祉の観点から違うのではないかなというふうに感じます。そういったところをちょっと、の部分で少し疑問の残る条例改正なのかなというふうに感じます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）山田議員のほうからご指摘をいただきました重度心身障害者の個人負担の関係でございませけれども、これは県で統一してやっているということでございまして、ご了承いただきたいというふうに思いますが、もともと重度身体障害者に対する所得の関係が過去には年金の収入も全て所得ということで認められたときがございました。それも変だろうというようなことでいろいろ議論の末、今は総所得には含まれていないということだと思います。その中で、それ以上の所得がある方については一部負担を求めているということでございますので、これ町独自で決めているわけではございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第22号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 中之条町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 中之条町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 中之条町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 中之条町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 中之条町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 中之条町労働環境整備資金融資促進条例廃止について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 チャツボミゴケ公園指定管理者の指定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 4 号 専決処分の報告について

○議長（山本隆雄）日程第 3、報告第 4 号を議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）報告第 4 号 専決処分の報告でございますが、物損事故の和解について専決処分をさせていただいたものでございます。

去る令和 3 年 2 月 8 日、午後 2 時 3 分頃、町職員が伊勢町地内において作業終了後にバックによ

り国道に進入した際、信号待ちをしていた相手車両に接触してしまったものでございます。

町車両は右側後方ブレーキランプ周辺を、相手車両は右側前方ライト周辺を破損したもので、町側の過失割合が100%として相手方に17万3,250円の賠償金を支払うもので、3月2日に和解したものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山本隆雄） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）すみません。ちょっと確認というか、こういった事故が起きた場合、町職員のこういう運転、公用車で運転される場合の指導とか、その後の防止、こういったことがないような防止の徹底というのはどういった形で進められているのか、もちろんこういう事故、動いていれば起きてしまうことはしょうがないのかもしれませんが、やはり町、町民に対してこういった事故が起きてしまうということは避けなければならないので、この事故がなるべく起きないようにということで事故防止の何か徹底していることがあればちょっと教えてください。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（篠原良春）お答えさせていただきます。

庁用車を職員のほうが運転しまして、事故が発生した場合にはすぐさま所属長に連絡をして、それから総務課のほうに事故報告なりをいただきます。その後車両の保険に入っていますので、そちらに連絡をしたりということであるわけですが、できるだけ再発防止というところでは報告書の中でその原因ですとか、今後の注意点というのは当然記載させていただいているところでありまして、鍵なども庁用車ですから、保管のところに来たときもそちらのほうの注意等はしているところでございます。また、所属長のほうからも今後気をつけるようにという形での周知はしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄） 別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 令和2年請願第5号、令和3年陳情第1号

○議長（山本隆雄） 日程第4、令和2年請願第5号及び令和3年陳情第1号を議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査の経過の概要について報告を求めます。

最初に、令和2年請願第5号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書について、文教民生常任委員長、安原賢一さん、自席でお願いします。9番、安原さん

○文教民生常任委員長（安原賢一） 議長の命によりまして、令和3年12月機会において文教民生常任委員会に付託された請願の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月20日、午前9時30分から議場において委員5名、町長、議長、副町長、教育長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第5号について審査し、継続審査としておきました。

今3月定例会では、3月17日に午前9時30分から議場において委員5名、町長、議長、副町長、教育長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第5号について審査しました。

請願第5号は、県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書についてで、群馬県ライフル射撃協会より提出されたものであります。

各委員から意見を聞いた主な内容です。私が把握している範囲では県のほうで部活動などの範囲で継続していくということで認識している。それが間違いでなければこの請願については町議会で継続審査する必要が薄れてきたと思うので、担当のほうから請願者の方へ請願の取下げを確認したかどうか私は確認する必要があったと思うがどうか。この意見書はやめて、聞けばよいと思う。紹介議員に聞いて継続するのであれば、紹介議員としてお願いしたが、特に会長から取り下げてほしい話は受けていないので、これを取り下げるのは難しい。方向性が県で出されているということで、私は町で審議するのが困難な状況にあるので、継続するか趣旨採択でよい。私は採択でもよいと思うが、意見書はつけない。県議会としても方向が出ているので、紹介議員が認識していれば継続審査でよい。私は趣旨採択でよいと思いますなどの意見が出されました。

採決を行い趣旨採択2名、継続審査2名の同数のため、委員長裁決により趣旨採択に決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました請願の審査報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮りします。

令和2年請願第5号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願について委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、令和2年請願第5号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、令和３年陳情第１号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、産業建設常任委員長、関常明さん、自席をお願いします。７番、関さん

○産業建設常任委員長（関 常明）議長の命によりまして、令和３年３月定例会において産業建設常任委員会に付託された陳情の報告を申し上げます。

当委員会は、３月18日、午前９時30分から議場において委員５名、議長、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第１号について審査しました。

陳情第１号は、群馬県労働組合会議から出された「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情です。

各委員からは主な意見として、この件につきましては、東京都は１時間1,013円、神奈川は1,011円、群馬県は2019年は10月で809円でしたが、10月６日以降835円になっております。労働基準法で最低賃金は下回ってはいけなとされており、働き方実行計画に基づいて決められているそうですが、今回出された陳状に無理があり、企業のことを考えたとき都市部と地方では経済の流れも相当違いがあると思います。企業の賃金の低いほうへ進出を考えています。いろんな考え方あると思いますが、全国統一は無理があり、私の意見は趣旨採択でよいと思います。なぜ今までで賃金の格差があるかですが、経済力、企業力、総合的に判断し、４つのランクに分けて最低賃金が決まっていると思います。賃金上がることは労働者にとって大変重要なことだと思いますが、働く場所があって賃金がもらえる、そういった基本的な中身を考えると、地方議会で格差があることを考慮するとできれば同一賃金であることが望ましいですが、地域経済その他いろいろ考慮すると趣旨採択でよいと思います。私も皆様が話されたとおりだと思います。趣旨採択でよいと思います。貧困や格差を考えると賃金を一律にしていくという趣旨は分かるのですが、一方で雇用者のことを考えたときに負担を軽減しなければならないという課題もあるので、また今コロナ禍でワクチン接種をはじめ様々な課題が山積している、この意見を採択する時期ではないと思いますので、趣旨採択でよいと思います。などの意見が出されました。

全員が趣旨採択という意見だったので、趣旨採択として決定をしました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（山本隆雄）これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。１番、山田さん

○１番（山田みどり）今委員長の報告の中にコロナ禍であるからこういったことをするべきではないというような趣旨ありました。ただ、今コロナ禍だからこそのやはり最低賃金で苦しんでいる人たちがいるという観点からはそういうご意見は出なかったのかなと。ちょっとすみません。

○議長（山本隆雄）委員長

○産業建設常任委員長（関 常明）要約してそういうことだというふうに思うのですが、総体的な判

断をした各委員さんの意見ですので、それはそういうことで捉える方もあるし、捉え方というのは意味の問題、あるし、そうではない捉え方もしているというようなこともあるので、これはあくまでも個人の意見として尊重したいと思います。尊重した結果です。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮りします。

令和３年陳情第１号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、令和３年議案第１号は趣旨採択とすることに決定しました。

○

◎ 議第１号議案 群馬県消防ヘリコプター「はるな」墜落事故殉職者慰霊碑建立等に係る要望書の提出について

○議長（山本隆雄）日程第５、議第１号議案について議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。６番、富沢さん

○６番（富沢重典）議第１号議案 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故殉職者慰霊碑建立等に係る要望書の提出について提案理由を申し上げます。

平成30年８月10日の群馬県防災ヘリコプター「はるな」が中之条町の山中に墜落するという大変痛ましい事故が発生いたしました。殉職された隊員、消防職員のご冥福をお祈りし、彼らの功績を後世に伝えるとともに二度とこのような事故を起こさないことを誓うため、渋峠慰霊碑等の８月10日までの速やかな設置並びに事業計画等の提示を要望するものであります。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）これより質疑を行います。

ご質疑願います。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ここに添付されております要望書、遺族会会長田村富司様ほか一同から出されて

いる5項目にわたる要望書が、これはどこへいつ出されたものなのか、ちょっと宛名とか年月日がないので分からないので、そこの辺りをちょっと確認したいのですけれども。

○議長（山本隆雄）局長

○事務局長（小暮浩志）2月5日に出されたものでございます。

（「どこに。2月5日にどこに出したの」の声）

○事務局長（小暮浩志）2月5日に会長から県の議会議長と県知事に出されたものでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）2年半ほど前になるわけで、なぜ今なのかなというような疑問があります。この間ずっと遺族の方々は現地への慰霊碑の建立を望んでいたというふうに聞いております。しかしながら、なかなか進展が見えない、そんな状況であったと思います。しかしながら、3月2日の県議会で遺族の方々から何度か要望を受けて、入内島県議が周到な調査と準備をして、整然とした一般質問を行い、その結果山本一太知事が英断を下し、8月10日までに現地へ建立すると明言をされております。その県議会の議場の傍聴席にいた遺族の方々が大変喜んだ映像も群馬テレビで流れておりました。こういう遺族の方々が望む方向へ進み出した状況であります。なぜ2年半ほど経過した今なのかなというふうに思いがするのですけれども、その辺りについてどのような審議をされたのでしょうか。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）その県議会の私もテレビのほうで拝見させていただきました。その結果を基に3月3日に常任委員会を開きまして、検討したわけでございますけれども、議長、町長のほうからは説明をいただきまして、委員と意見交換をさせていただきました。今そのときの常任委員会の資料が手元にございませんので、明確にどんな意見が出ていた記憶にはございけれども、あのとき知事がおっしゃったのは8月10日までに慰霊碑を現地に造るということだけでありまして、要望書のほうについておりますけれども、1番についてのことについて明言されたというふうに私は認識しております。しかしながら、この事業自体が事業計画として計画されておらず予備費での施工ということになっているというふうに思いますけれども、全くその事業計画が我々にも遺族にも理解できない状況であります。そういう事業を明確に今の時期にどのような事業を行うのか、期日はどういう計画で行うのかを遺族、また我々吾妻郡民に示すべきだと考え、委員会として要望書の提出を決定いたしました。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）今委員長からありましたように、この要望書の1番について知事が明言をされたというふうに認識しております。ですから、この総務委員会に依頼された経緯、これ見ると吾妻郡の議長会長から各町村議会議長宛てにこういった要望書を提出してくれというようなものは3月1日付で出ております。今話があったように2日の県議会で知事が英断を下した。要するにこの1日

に依頼をされたときの文面の中に遺族会や関係者が墜落現地付近に慰霊碑の建立等の要望をしておりますが、進展が見えずと書かれております内容については大きく変わって、大きな進展が見えた状況であります。今委員長からあったように1番について明言をされましたので、この要望書をやはり1番については外すべきだというふうに私は思うのですが、これはあくまでも遺族会からの要望でございますので、3月2日以降に遺族会のほうに状況が大きく変わったので、この要望、要望自体に私は反対しているわけではなくて、中身について3月2日以降に遺族会のほうに確認を取って、もう一度中身を検討し直す必要があったのかなというふうに思うのですが、3月2日以降にこの事項について遺族会の法に確認を取ったどうかお尋ねをいたします。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）確認を取っておりません。私もちょっと1番については違和感があったのですが、先ほども申しましたけれども、事業費が上がっていないので、どの程度の規模の事業になるかが分かっておりませんので、あえてこの1番についても残しておくべきだというふうに思いま
すし、知事が言ったからといって予算化されておきませんので、どのような事業が明らかにするべきだと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）要請をされた吾妻郡議長会がこの2年半あまりにどのような要請活動を行ってきたのか、その辺りについての議論があったかどうか、報告はあったのか、その辺りについてお尋ねをいたします。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）大変恥ずかしい話なのですが、これを資料をいただくまでこれほど群馬県と遺族会がもめていること自体私も知りませんでしたので、その経緯については把握しておりません。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）知事、あるいは地元の入内島県議へ直接吾妻郡議長会、あるいは各町村の議長が直接要望活動してもいいのではないかなというふうに思うのですが、そのような活動をするのか、してきたのか、その辺りについての議論があったのでしょうか。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）3月3日の委員会の中で町長にも出席をいただきまして、経緯等は町長のほうから説明をいただきました。3月2日の県議会の知事の発言が信じられないほど経緯としては食い違っていたというふうに町長のほうから報告を受けておりますし、町長のほうからも遺族会として一緒に要望活動を行っていたという言葉はお伺いいたしました。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）まさに今委員長のほうから報告があったように、大変2年半あまりこの要望活動

に対して進展が見られなかった、溝が大きかったというような報告がありました。それを大きく前進したわけです。これは知事の英断だというふうに思います。そういった意味でやはり予算化されていなくても公式の場で8月10日までに現地へ建立すると明言されたわけですから、やはりその意を酌んで遺族会のほうへ確認をされた上でこの1番を外すかどうか等含めて遺族会の確認をした上でこの要望書の提出をぜひしていただきたいというふうをお願いをして、質問を終わります。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

議第1号議案 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故殉職者慰霊碑建立等に係る要望書の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第6、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

○議長（山本隆雄）以上で今期定例会議に付議された案件は全て終了しました。

これをもって、令和3年第1回中之条町議会定例会議3月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（散会 午前10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 関 常明

中之条町議会議員 唐沢 清治

中之条町議会議員 安原 賢一